

平成25年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成25年8月28日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 高畑 博行君 2番 阿部 司君
3番 渡辺 悦郎君 4番 桜井 光一君
5番 池谷 弘君 7番 込山 恒広君
8番 池谷 洋子君 9番 湯山 鉄夫君
10番 真田 勝君 11番 米山 千晴君
12番 鷹嶋 邦彦君
欠席議員 6番 梶 繁美君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	企 画 総 務 部 長	室伏 博行君
住 民 福 祉 部 長	羽佐田 武君	経 済 建 設 部 長	池谷 精市君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	危 機 管 理 監	新井 昇君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鈴木 哲夫君	町 長 戦 略 課 長	小野 学君
総 務 課 長	田代 順泰君	税 務 課 長	湯山 正敏君
住 民 福 祉 課 長	秋月 千宏君	健 康 課 長	米山 民恵君
地 域 防 災 課 長	池田 馨君	建 設 課 長	岩田 芳和君
農 林 課 長	遠藤 一宏君	商 工 観 光 課 長	山本 智春君
都 市 整 備 課 長	相原 浩君	上 下 水 道 課 長	池谷 和則君
こ だ も 育 成 課 長	湯山 博一君	生 涯 学 習 課 長	高橋 裕司君
総 務 課 副 参 事	鈴木 辰弥君	監 査 委 員	池谷 浩君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君

会議録署名議員 3番 渡辺 悦郎君 4番 桜井 光一君

散 会 午後1時58分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案説明
- 日程第 4 報告第 5 号 平成24年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について
- 日程第 5 報告第 6 号 平成24年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について
- 日程第 6 報告第 7 号 平成24年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について
- 日程第 7 同意第 5 号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 8 同意第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について
- 日程第 9 議案第45号 小山町体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第46号 小山町東富士演習場周辺畜産事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第47号 小山町こども園条例の制定について
- 日程第12 議案第48号 小山町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第49号 小山町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第50号 小山町水防協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第51号 小山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第52号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第53号 小山町立水泳施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第54号 小山町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第55号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第56号 小山町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第57号 平成25年度小山町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第22 議案第58号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第23 議案第59号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第24 議案第60号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第25 議案第61号 平成25年度小山町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第26 議案第62号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

(追 加 日 程)

- 追加日程第 1 町長提案説明
- 追加日程第 2 議案第64号 工事請負契約の締結について
「平成25年度 旧新宿区足柄学園解体工事」
- 追加日程第 3 議案第65号 工事請負契約の締結について

「平成25・26年度 小山町生涯学習センター施設改修工事」

追加日程第4 議案第66号 財産の取得について（小山町消防団第7分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

梶 繁美君は、本日の会議を欠席する旨、届けがござっておりますので御報告します。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（鷹嶋邦彦君） ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成25年第5回小山町議会9月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

ここで報告します。教育長は所用のため、本日の会議を欠席しておりますので報告します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、3番 渡辺悦郎君、4番 桜井光一君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの29日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月25日までの29日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第5号から議案第63号までの31議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 平成25年第5回小山町議会9月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、報告3件、同意2件、条例の廃止1件、制定1件、一部改正9件、指定管理者の指定1件、補正予算6件、決算の認定7件、水道事業会計欠損金処理及び決算の認定1件の、合計31件であります。

はじめに、報告第5号 平成24年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

平成24年度で継続費が終了しました事業の精算報告書について、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第6号 平成24年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第7号 平成24年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、同意第5号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本年9月30日をもって任期満了となります委員の選任について、地方税法の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

平成26年3月31日をもって任期満了となります委員の推薦について、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第45号 小山町体育施設の指定管理者の指定についてであります。

小山町総合体育館等、町内9か所の体育施設の管理運営について、NPO法人小山町体育協会を指定管理者とすることに関し、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第46号 小山町東富士演習場周辺畜産事業基金条例を廃止する条例についてであります。

同基金は畜産関係の融資に対する利子補給に充てるための基金として設置されていましたが、現在、形式のみの基金となっているため、条例の廃止を行うものであります。

次に、議案第47号 小山町こども園条例の制定についてであります。

本案は、幼保連携型認定こども園「きたごうこども園」を開園するに当たり、名称と位置を規定するため条例を制定するものであります。

次に、議案第48号 小山町防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、災害対策基本法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第49号 小山町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、災害対策基本法の改正に伴い、条ずれが生じたため、条例の一部を改正するものであ

ります。

次に、議案第50号 小山町水防協議会設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、水防法の改正に伴い、条ずれが生じたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第51号 小山町税条例の一部を改正する条例について及び議案第52号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

2議案とも、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号 小山町立水泳施設設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、昭和45年に開設した小山地区町民プールについて、プール内壁や配管等、施設全体の老朽化が激しく、一部修繕では改善ができない状況にあるため廃止することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第54号 小山町保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成26年4月に幼保連携型認定こども園「きたごうこども園」を開園するに当たり、構成施設であるきたごう保育園の位置及び町内保育園の定員を変更することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、下水道使用料の改定をするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第56号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、水道料金の改定をするための条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第57号から議案第62号までについては、一般会計のほか5つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第57号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ2億1,794万9,000円を追加し、歳入歳出総額を93億4,861万5,000円とするとともに、債務負担行為及び地方債を補正するものであります。

次に、議案第58号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ501万7,000円を追加し、歳入歳出総額を19億1,501万7,000円とするものであります。

次に、議案第59号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ4万4,000円を追加し、歳入歳出総額を606万3,000円とするものであります。

次に、議案第60号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成24年度決算により、歳入の繰越金を440万円増額するとともに、後期高齢者医療保険料を同額で増額するものであります。

次に、議案第61号 平成25年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成24年度決算により、歳入の繰越金を37万4,000円減額し、一般会計繰入金を37万4,000円増額するものであります。

次に、議案第62号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,908万8,000円を追加し、歳入歳出総額を15億9,908万8,000円とするものであります。

次に、認定第1号から認定第7号までの平成24年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算と、議案第63号 平成24年度小山町水道事業会計欠損金処理及び決算の認定の8件について、御説明を申し上げます。

はじめに、認定第1号 平成24年度小山町一般会計歳入歳出決算についてであります。

お手元の主要な施策の成果と予算執行状況報告書の2ページをお開きください。

平成24年度一般会計の決算額は、歳入総額89億6,002万3,000円で、前年度対比14.0%の減、歳出総額87億5,431万3,000円で、13.4%の減となり、歳入歳出差し引き残高は2億571万円となりました。

この差し引き額には、デジタル行政無線機整備事業の逓次繰越の充当財源、小山町有林整備事業（生土山）委託業務ほか8件の繰越明許費の充当財源、須走高原会道路用地処理業務委託事業ほか2件の事故繰越の充当財源、合わせて5,739万円が含まれており、これら翌年度に繰り越すべき財源を差し引きすると1億4,832万円の実質収支額となり、純繰越金となりました。

これから、前年度の実質収支額7,258万6,000円を差し引いた単年度収支額では7,573万4,000円の黒字となりました。

また、実質収支額を標準財政規模（51億8,614万8,000円）で除した実質収支比率は2.9%となりました。歳入、歳出減額の主な要因は、平成22年9月の台風9号による災害復旧事業が完了したことによるものであります。

歳入について前年度と比較すると、全体で14億5,624万6,000円減額しました。増加したものは、臨時財政対策債の発行可能額の増額や、国の補正予算に伴う中山間地域総合整備事業債等の増加による町債が7,305万2,000円の増、町政100周年記念寄附金や町道整備のためにいただいた寄附金5,562万1,000円の増が主なものであります。

一方、減少したものは、災害復旧事業等への国庫支出金が11億4,399万7,000円の減、災害復旧事業や須走小学校屋内体育施設建設事業の財源として繰り入れた繰入金金が3億9,930万5,000円の減が主なものであります。

歳出について前年度と比較すると、全体で13億5,418万8,000円の減額となりました。目的別の主なものは、民生費がいきど・すがぬま保育園園舎改修工事等により5,590万3,000円の増、土木費が須走排水路整備工事や町道改良舗装工事により1億5,978万円の増となりました。

一方、減少した主なものは、あしがら温泉休憩室増築工事が完了したことにより、商工費が7,368万9,000円の減、小山中学校改築事業の事業費減等による教育費が2億7,498万9,000円の減、災害復旧費が平成22年の台風被害から3年目となったことから11億1,183万5,000円の減となりました。

また、性質別に見ると、義務的経費が34億4,911万円で全体の39.5%、投資的経費が17億8,012万4,000円で全体の20.3%となりました。なお、義務的経費のうち、人件費は17億5,942万8,000円で、前年度対比で604万5,000円の減、扶助費が8億2,757万6,000円で、前年度対比960万7,000円の減、公債費も8億6,210万6,000円で、対前年度比4,424万5,000円の減となりました。

投資的経費では、災害復旧事業費が3億8,509万7,000円で、前年度対比11億1,183万5,000円と大幅に減となり、普通建設事業費も13億9,502万7,000円で、前年度対比2億8,925万3,000円の減となりました。

我が国の経済は、東日本大震災、福島原子力発電所の事故からの復興需要や政策効果の発現により、景気回復に向けた動きが見られたが、その後、世界経済の減速等を背景に、輸出、生産をはじめとして下降傾向を示す指標が増え、景気は急速に弱い動きとなっていました。しかしながら、政府は経済政策のレジームを転換し、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢に一体的に取り組み、日本経済は緩やかに持ち直してきております。

小山町においては、平成22年9月に起きた台風9号や平成23年の富士宮市を震源とする地震や台風によるたび重なる被害を受け、財政に大きな影響を被りましたが、町民にとって安心・安全なまちづくりのために、最優先に災害復旧へ取り組み、復旧事業もほぼ完了いたしました。また、平成24年度は町制施行100年の大きな節目を迎え、「金太郎のような元気なまち」にするために、町民目線に立った行政を捉え、まちづくりに反映すべく事業を推進し、財源の有効的な活用、効率的な事業の執行にも努めてまいりました。

以上、平成24年度一般会計の決算の概要を説明いたしましたが、その細部につきましては、お手元の主要な施策の成果を御参照ください。

次に、認定第2号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は20億2,723万2,000円で、前年度に比べ1億9,508万6,000円の増であります。歳出総額は18億6,221万5,000円で、前年度に比べ1億6,763万2,000円の増であります。本会計の実質収支額は1億6,501万7,000円であります。

次に、認定第3号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は671万5,000円、歳出総額は565万6,000円となりました。

次に、認定第4号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億9,206万円で、前年度に比べ1,371万2,000円の増、歳出総額は1億8,705万9,000円で、前年度に比べ1,297万2,000円の増、実質収支額は500万1,000円であります。

次に、認定第5号 平成24年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億7,694万1,000円、歳出総額は1億7,431万4,000円で、実質収支額は262万7,000円であります。

次に、認定第6号 平成24年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額、歳出総額とも4円であります。

次に、認定第7号 平成24年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は15億3,485万1,000円で、前年度に比べ1億5,735万8,000円の増、歳出総額は15億215万5,000円で、前年度に比べ1億5,770万6,000円の増、実質収支額は3,269万6,000円であります。

次に、別冊になっております決算書の議案第63号 平成24年度小山町下水道事業会計欠損金処理及び決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出の水道事業収益2億815万8,000円に対し、水道事業費用は2億1,136万円となり、当年度は814万円の純損失であります。また、資本的収入及び支出は、収入額4,256万円に対し、支出額は1億5,663万円となりました。また、純損失につきましては、その処理案により処理をお諮りするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました議案につきましての提案説明は終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第49号 小山町災害対策本部条例の一部を改正する条例について及び議案第50号 小山町水防協議会設置条例の一部を改正する条例について及び議案第60号

平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議案第61号 平成25年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を除きまして、関係部長からそれぞれ補足説明をいたします。

また、認定第1号から認定第7号までの平成24年度各会計歳入歳出決算及び議案第63号 平成24年度小山町下水道事業会計欠損金及び決算の認定につきましては、8月30日の決算補足説明にて関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

日程第4 報告第5号 平成24年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第4 報告第5号 平成24年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 報告第5号 平成24年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

本件は、平成22年度から平成24年度までの3か年にわたる継続費を設定し、実施いたしました

須走小学校放課後児童クラブ施設建設事業、須走小学校屋内体育施設建設事業と、平成21年度から平成24年度までの4か年にわたる継続費を設定し、実施いたしました小山中学校改築事業についてであります。

須走小学校放課後児童クラブ施設建設事業は総額4,026万円、須走小学校屋内体育施設建設事業は総額5億9,533万7,008円、小山中学校改築事業は総額14億3,435万1,855円を支出して、3件の継続事業が全て終了し、決算しましたことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により調製しました報告書を提出するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 部長の報告は終了しました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 報告第6号 平成24年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第5 報告第6号 平成24年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 報告第6号 平成24年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

平成24年度の小山町の健全化判断比率につきまして、7月24日に算定した基礎数値及び4指標について、監査委員の審査を受けたところであります。

健全化判断比率に対する監査の審査意見につきましては、決算審査意見書の中に示されているとおりであります。後日、代表監査委員から平成24年度決算審査の意見と併せて報告がございしますので、御承知おきください。

それでは、財政指標のうち、はじめに実質赤字比率についてであります。

一般会計と育英奨学資金特別会計、そして土地取得特別会計を合わせた普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引き、更に翌年度に繰り越す財源を差し引きますと、実質収支額が算出されます。その実質収支額が赤字の場合に、地方公共団体の標準的な収入の規模を示す標準財政規模に対して何%であるかを示すものが、実質赤字比率であります。

平成24年度の小山町の標準財政規模は51億8,614万8,000円で、平成24年度の実質収支額は、育英奨学資金特別会計と合わせて1億4,937万9,000円の黒字でありますので、実質赤字比率は算定されないということになります。

次に、連結実質赤字比率についてであります。先ほどの実質赤字比率の対象となる普通会計に、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計を加え、町の全ての会計を対象とした実質収支額等の合計が赤字の場合、その実質赤字額の標準財政規模に対する割合であります。

平成24年度の実質収支額等の合計は7億3,395万5,000円の黒字でありますので、連結実質赤字比率も算定されないということになります。

次に、実質公債費比率についてであります。この比率は、標準財政規模等に対する実質的な公債費相当額の割合を、平成22年度から24年度まで年度ごとに算出し、3年間の平均値をあらわしたものであります。

この実質的な公債費相当額とは、各年度ごと支出している一般会計等の地方債の元利償還金のほかに、下水道事業特別会計及び水道事業会計へ支出している一般会計からの繰出金並びに出資金のうち、公債費に準ずる算定額と、債務負担行為のうち、土地の購入費用などの公債費に準ずる算定額や、御殿場市小山町広域行政組合などへの一部事務組合へ支出している負担金のうち、公債費に準ずる算定額なども含めた合計額から、それらに充てた特定財源等の額を差し引いたものであります。

本町の実質公債費比率は12.6%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率についてであります。この比率は、標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合であります。この一般会計等が将来負担すべき実質的な負債とは、一般会計の地方債の残高81億6,685万6,000円や、債務負担行為に基づく支出予定額2,704万円のほかに、御殿場市小山町広域行政組合などの一部事務組合や御殿場市小山町土地開発公社などに関する負担見込額などを含めた、一般会計が負担するであろう負債の全体額から、町全体の基金残高6億3,608万2,000円や、交付税に算入される公債費の見込額などを差し引いたものであります。

本町の将来負担比率は111.8%で、早期健全化基準の350.0%を下回っております。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告を申し上げます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 報告第7号 平成24年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第6 報告第7号 平成24年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 報告第7号 平成24年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

本件は、先の報告第6号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、その

年度の決算数値をもとに算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表することが義務づけられたことによるものであります。

この資金不足比率は、公営企業ごとに、資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示す指標であります。

それでは、はじめに、下水道事業特別会計の資金不足比率についてであります。

お手元の決算書434ページをお開きください。下水道事業特別会計実質収支に関する調書を参考にしてください。

平成24年度決算の歳入総額1億7,694万1,000円から歳出総額1億7,431万4,000円を差し引いた実質収支額は262万7,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、水道事業会計の資金不足比率であります。水道事業会計決算書13ページの小山町水道事業貸借対照表をお開きください。なお、金額につきましては1,000円未満を省略して説明を行いますので、御了承願います。

小山町水道事業貸借対照表中の流動資産合計4億5,917万6,000円から流動負債合計7,994万円を差し引きますと、3億7,923万6,000円の黒字でありますので、下水道事業特別会計と同様に、資金不足比率は算定されないということになります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第7 同意第5号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第7 同意第5号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第5号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現在、本町では固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、3人の委員による小山町固定資産評価審査委員会を設置いたしております。

このうち平成19年10月1日から委員をお願いしております梶 彰さんが9月30日で任期満了になります。梶さんは固定資産の知識が豊富であり、人格、識見ともにすぐれた方であり、再度選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は平成25年10月1日から平成28年9月30日までの3年間であります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第5号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

日程第8 同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第8 同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦に伴う議会の意見についてであります。

人権擁護委員につきましては、法務大臣の委嘱に基づき、基本的人権の擁護、自由人権思想の普及、高揚を目的として活動を行っております。

小山町の定員は5人で、現在、小学校区ごとに1人ずつの男性3人、女性2人が委嘱されております。

このうち、成美地区の松谷昭子さんが平成26年3月31日で任期満了となります。

松谷さんは平成20年4月1日に就任されて以来、2期6年にわたり、特に女性としての立場から、人権相談をはじめ基本的人権の擁護、更に自由人権思想の普及や高揚に御尽力をいただいておりますので、引き続きお願いするものであります。

人権擁護委員法の規定から、候補者の推薦に当たり議会の同意をお願いするものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第6号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、同意第6号は、これに同意することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 再開

○議長(鷹嶋邦彦君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第45号 小山町体育施設の指定管理者の指定について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第9 議案第45号 小山町体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長(高橋忠幸君) 議案第45号 小山町体育施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、総合体育館、多目的広場、小山球場、小山道場、小山弓道場、パークゴルフ場と小山中学校内、北郷中学校内、須走小学校内の3夜間照明施設の、合わせて9体育施設について、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を、指定管理者の候補者でありますNPO法人小山町体育協会とすることについて、議会の議決をお願いするものであります。

当該9体育施設は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間、NPO法人小山町体育協会を指定管理者としております。

平成26年3月に、この指定管理期間が過ぎた後は、総合体育館と同一敷地内に複合施設としてあります文化会館、図書館を含めて指定管理の導入を検討しておりました。

しかし、平成25年度、26年度の2年間で総合体育館を含めた生涯学習センターのリニューアル工事を防衛8条事業として実施することになり、工事が終了した後の平成27年度からの新しい指定管理といたく、平成26年度1年間は、3年間の実績等を考慮し、NPO法人小山町体育協会とするものであります。

提案の指定管理につきましては、平成25年8月13日と19日に開催されました小山町公の施設の

指定管理者選定委員会で審議いただきました。

審議に当たりましては、NPO法人小山町体育協会から提出されました指定管理者指定申請書に基づき、施設管理及び自主事業等に係る事業計画並びに収支予算について、施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成するための体制がとられているか、経費縮減に努めながらもスポーツ・レクリエーション活動を推進する内容となっているかを中心に書面審査及びヒアリングを実施いたしました。

この結果、今回の指定管理につきまして、NPO法人小山町体育協会を指定管理候補者とするを適当とされたものであります。

なお、指定管理期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間となります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第46号 小山町東富士演習場周辺畜産事業基金条例を廃止する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第10 議案第46号 小山町東富士演習場周辺畜産事業基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第46号 小山町東富士演習場周辺畜産事業基金条例を廃止する条例についてであります。

この条例は、東富士演習場周辺地域内の畜産事業を行う農業者に対し、農業協同組合が行った特別融資金が返済されなかった場合の損失補償及び融資した際の利子補給に充てるため、昭和39年3月に設置された小山町東富士演習場周辺畜産事業基金条例を廃止するものであります。

この基金の財源は、演習場周辺で畜産事業を行う農業者への見舞金として国から150万円を受け入れたものであり、現在で186万6,918円の残高があります。

御殿場農業協同組合に確認したところ、畜産事業者が受けた融資資金の農業協同組合に対する返済は既に完済しているとの回答を得ております。

また、融資に対する利子補給等の事業を小山町東富士演習場周辺畜産事業特別会計を介して行っておりましたが、この特別会計は平成10年に廃止され、以後、基金から生ずる利息のみを積み

立てている状況であります。

対象地域で畜産事業を始める農業者もなく、形式のみの基金となっていることから、このたび、基金条例を廃止するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第47号 小山町こども園条例の制定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第11 議案第47号 小山町こども園条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長（高橋忠幸君） 議案第47号 小山町こども園条例の制定についてであります。

本案は、平成26年4月に幼保連携型認定こども園「きたごうこども園」を開園するに当たり、小山町こども園条例を制定するものであります。

これは、幼稚園と保育所とが相互に連携し、就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施と、地域の子育て家庭の支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項の規定に基づき認定を受けた幼保連携施設に関し、名称、構成する施設及び位置、事業の基本的な事項を定めるものであります。

なお、きたごうこども園は小山町において初めての幼保連携のこども園となるため、子供達にとって最良の保育、教育が行えるよう、現在も検討を進め、準備をしているところであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、会議規則第39条第1

項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第48号 小山町防災会議条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第12 議案第48号 小山町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議案第48号 小山町防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、災害対策基本法が改正されたことに伴い、第2条の小山町防災会議の所掌事務と第3条の委員の要件等を改正するものであります。

条例改正資料の新旧対照表2ページと3ページをお開きください。

第2条は、防災会議の所掌事務であります。旧の第2号に、「災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。」とありますが、機動性を求められます災害応急対策は災害対策本部に一元化することが効果的であることから、この事務を防災会議から災害対策本部へ所管替えをするものであります。

また、平時の防災に関する重要事項に関する諮問機関としての機能を強化するものとして、新たに第2号として「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」に改めるものであります。

更に、新たに第3号として「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。」を追加するものであります。

次に、第3条は、会長及び委員についての規定であります。東日本大震災などの教訓を踏まえ、地域防災計画等の策定に当たり、様々な意見を反映できるように、新たに5項に8号として「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者」を加えるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第49号 小山町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第13 議案第49号 小山町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第50号 小山町水防協議会設置条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第14 議案第50号 小山町水防協議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第51号 小山町税条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第15 議案第51号 小山町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第51号 小山町税条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が平成23年12月2日に、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれ

ぞれ公布されたことによる改正であります。

平成23年の法律の公布に伴う改正の概要は、地方税に関する処分について、理由を提示することとされたことです。その内容は、国税において全ての処分について原則として理由付記を行うことを受けて、地方税に関する法律に基づき行う不利益処分または申請により求められた許認可等を拒否する処分について、行政手続法の規定に基づき理由を示すこととされたことに伴い、小山町行政手続条例第2章第8条（理由の提示）及び第3章第14条（不利益処分の理由の提示）の規定について、適用除外から除くものです。

次に、平成25年の政令及び省令の公布に伴う改正の概要は、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について、特別徴収税額等の変更があった場合の取り扱いを定めるとともに、金融・証券税制の改正に伴う所用の規定の整備を行うことが主なものであります。

その内容は、公的年金に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収について、公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額または仮特別徴収税額の変更があった場合の取り扱いについて定めること、上場株式等に係る配当所得等に係る市町村民税の課税の特例について、上場株式等に係る配当所得等の金額の計算方法を定めること及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る市町村民税の課税の特例について、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算方法等を定めることなどのほか、条項の廃止や項番号の調整が主なものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第52号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第16 議案第52号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議案第52号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布され、原則として平成28年1月1日より施行されることに伴い、

小山町国民健康保険税条例の附則第2項から第16項までの一部改正をするものであります。

条例改正資料の新旧対照表42ページ、43ページをお開きください。

附則第2項、第3項及び第6項は、地方税法施行令等の改正に伴う文言と引用条文の訂正で、次の44ページ、45ページの第7項は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に係る改正で、第8項及び第9項を削り、46ページ、47ページにございます第10項以降につきましては、条項整理と文言の訂正であります。

なお、議案の本条例の施行期日につきましては、平成29年1月1日から施行するものであります。附則第2項の改正規定は、公布の日から施行するものであります。

また、適用区分として、この条例による改正後の小山町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、附則第7項の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第53号 小山町立水泳施設設置条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第17 議案第53号 小山町立水泳施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長（高橋忠幸君） 議案第53号 小山町立水泳施設設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、金時公園内にあります小山地区町民プールを廃止することに伴い、小山町立水泳施設設置条例の一部改正を行うものであります。

小山地区町民プールは、昭和45年に開設しましたが、プール内壁や配管等施設全体の老朽化が進んでおります。

配管内部のさびやプール内壁の塗料の剥がれ等が多く、配管詰まり等のため、プールからろ過機への十分な通水量の確保ができない状況にあります。このため、ろ過機の機能を十分に発揮することができず、プール内への直接加水により透明度を保つとともに、有効塩素濃度を保つため、

プール内へのハイクロン投入量を調整して利用してきました。

これらの状況を改善するためには、プールの下からろ過機までの配管等、根本的な改修が不可欠であり、一部修繕等では改善できない状況にあります。

このため、小山地区町民プールを廃止するものであります。

なお、小山地区町民プールの跡地利用につきましては、金時公園の全体計画の中で検討していくことになっております。

また、今年度は成美小学校のプールを代替えプールとして子どもを中心に開放いたしました。

来年度につきましては、今年中を目途に検討しているところであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第54号 小山町保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第18 議案第54号 小山町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長（高橋忠幸君） 議案第54号 小山町保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成26年4月に幼保連携型認定こども園「きたごうこども園」を開園するに当たり、構成施設でありますきたごう保育園の位置及び町内保育園の定員を変更することに伴い、小山町保育所条例の一部を改正するものであります。

内容は、現在の北郷幼稚園の横にきたごう保育園を併設するため、位置を同幼稚園と同じく小山町用沢207番地の1に、また、現状の在園児数を考慮し、定員をいきど保育園は90人から60人に、きたごう保育園は90人から120人に変更するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第55号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第19 議案第55号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第55号 小山町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

当町の下水道使用料は、平成11年に須走地区内で公共下水道の供用を開始して以来、14年間にわたり維持してまいりました。また、供用開始当時の下水道審議会におきまして、下流域の町民等も水質改善等の恩恵を受けることなどの公益性から、施設整備に対する起債償還金は一般会計から下水道事業特別会計に対して補填をする旨の説明をしてまいりました。

この間、下水道使用料は、人口の減少、節水型社会などの生活環境の変化により、平成19年度をピークに減少傾向となっており、職員給与等を含めた施設の維持管理費を賄い切れていない状況が続いております。

このような状況の中で、平成24年3月に小山町行財政改革審議会より、水道料金について、使用者の理解のもと、一定の負担を求めざるを得ないと考えられるとの答申を受けたため、下水道料金についても受益者負担の原則であることから、同年12月に上下水道審議会に、水道料金に加え下水道使用料のあり方についても諮問をし、平成25年3月に答申をいただいたところであります。

この答申では、公共下水道は須走地区だけであることや、平成26年度から平成30年度までの収入と維持管理費の収支状況をシミュレーションするとともに、近隣の市町の使用料の状況等を踏まえながら、家計等への影響について考慮し、使用料を改定するというもので、この答申内容を尊重し、改正を行うものであります。

それでは、条例改正資料新旧対照表の52、53ページをお開きください。

第22条では、使用料の徴収について規定しているものであります。

消費税及び地方消費税の税率は、短期間で複数回の見直しが見込まれる中、使用者の混乱を考慮し、従来の外税方式から、消費税等を含んだ内税方式とするもので、基本使用料は、汚水量10立方メートルまで税抜き1,000円を税込み1,100円に、また、従量使用料は10立方メートルを超え30立方メートルまで税抜き100円を税込み110円に、30立方メートルを超え50立方メートルまで税

抜き110円を税込み130円に、50立方メートルを超え100立方メートルまで税抜き120円を税込み140円に、100立方メートルを超えるものは税抜き140円を税込み160円とするものです。

今回の平均改定率は消費税率が5%の場合で比較をしますと7.2%、消費税率を8%として比較をしますと4.22%の改定率となります。

なお、改正後の第22条及び別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用料算定について適用し、同日前の使用料算定については、なお従前の例とするものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第56号 小山町給水条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第20 議案第56号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第56号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてであります。

水道事業は、日常生活や社会基盤を支える重要かつ不可欠な財産であり、次の世代に健全で信頼できる状況で引き継ぐとともに、地方公営企業法の規定による経営の基本原則に基づき、独立採算制での事業運営がなされなければなりません。

しかしながら、収入となる使用水量は、人口の減少や節水型社会などの生活環境の変化により、平成17年度をピークに減少傾向に転じている一方、給水のための動力費、減価償却費などの経費が増大し、年々厳しい経営状況となってきており、平成24年度の収益的収支における決算は、単年度収支で赤字経営となりました。

町の水道料金は、消費税率の改定を除くと平成5年4月から20年間維持されてきたわけですが、近年の厳しい経営状況においては、将来に向けて安心して安全な給水を行うための配水池の更新や地震等に備えた耐震管への布設替えなど施設整備に必要となる資金の確保が困難となってきております。

また、先ほどの議案第55号 小山町下水道条例の一部を改正する条例の補足説明でも申し上げ

ましたが、平成24年3月に小山町行財政改革審議会より、水道料金については、使用者の理解のもと、一定の負担を求めざるを得ないと考えられるとの答申を受け、同年12月に、上下水道審議会に水道料金のあり方について諮問し、平成25年3月に答申をいただいたところであります。

この答申では、向こう5年間の水道事業の経営見通しと家計等への影響を考慮し料金改定をするもので、答申内容を尊重した改正とするものです。

それでは、条例改正資料新旧対照表の54、55ページをお開きください。

第24条は、料金表の改定であります。消費税及び地方消費税の税率は、短期間で複数回の見直しが見込まれる中、使用者の混乱を考慮し、従来の外税方式から消費税を含んだ内税方式とするもので、基本料金は、口径13ミリメートルは税抜き450円を税込み500円に、口径20ミリメートルは税抜き700円を税込み800円に、口径25ミリメートルは税抜き900円を税込み1,000円に、口径30ミリメートルは税抜き3,500円を税込み3,900円に、口径40ミリメートルは税抜き5,500円を税込み6,100円に、口径50ミリメートルは税抜き7,500円を税込み8,300円に、口径75ミリメートル以上は税抜き9,000円を税込み9,900円とするものです。

また、超過料金は、1立方メートル当たり税抜き60円を税込み90円とするものです。

今回の平均改定率は、消費税率が5%の場合で比較をしますと33.15%、消費税率を8%として比較をしますと29.45%の改定率となります。

次の第30条では、第24条で消費税及び地方消費税を内税にしたことなどに伴い、文言の整理をしたものであります。

なお、改正後の第24条の規定は、平成26年4月1日以後の検針による料金算定について適用し、同日前の検針による料金算定については、なお従前の例とするものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（高畑博行君） 議案第56号 小山町給水条例の一部を改正する条例について質問をさせていただきます。

この件に関しては、議会全員協議会等におきましても、担当課長から詳しい資料をいただき、私達も目を通してきました。20年間、なぜ手をつけないできたのかなという疑問もございまして、それはさておきまして、私達としましては、この料金表、新旧対照表だけを見ても、大体どのくらい上がるのかなというのは、ちょっとぴんと来ないんですね。それで、ごく一般家庭では13ミリ、20ミリの、多分、口径のお宅が圧倒的多数ではないのかなと思うんですけども、一般的な標準家庭で基本水量どの程度使うかというのは、これは問題でしょうけれども、月当たりどのくらいの値上げになると算定しておられるか、その点を1点、お聞きしたいです。

もう1点は、向こう5年間の見通しといいますか、5年たったらもう一度、この水道会計の状況を見直して検討すると、そういうことの理解でいいのかどうか。

その2点についてお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（池谷和則君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

まず一般家庭における1か月当たりの影響ですけれども、町内13ミリの平均使用料は月25立米となっております。今回、25立米使用した場合、改定後の料金は1,580円となります。現行料金は消費税5%の場合1,228円となり、今の料金よりも352円、率にして28.77%の値上がりとなります。

また、消費税が8%に上がった場合には317円の値上がりとなり、25.1%の値上がり率となります。

また、口径20ミリにおきましては、町内の平均使用水量は月24立米でございまして、改定後の料金につきましては1,610円、現行料金、消費税5%の場合ですと、現行が今1,302円でございます。率としましては23.7%の値上がりで、金額は308円、消費税が8%になった場合でございますが、現行料金が1,339円となりまして、271円の値上がりと、率としては20.2%の率というふうになります。

今後、今現在で5年後の経営見通しで計画を立ててございます。10年とかという経済状況もございます。今回の改正は5年後を見据えての、生活に影響のない中で水道事業経営が成り立つような形の中で、最低限の値上げをお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第57号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第3号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第21 議案第57号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第57号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,794万9,000円を追加し、予算の総額を93億4,861万5,000円とするとともに、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

はじめに、6ページの債務負担行為の補正であります。

定員適正化計画策定業務委託は、専門家の業務量調査を受け、行革の方向性の検討、計画書の策定までに平成25年度から2か年の期間を要するため、債務負担行為の設定をするものであります。

次に、地下水利用調査委託は、富士小山工業団地、湯船原、桑木の3地区での地下水利用の検討を行うに当たり、平成25年度から平成26年度にかけて調査していくため、限度額を設定するものであります。

次に、7ページの地方債の補正であります。

本年度の起債対象事業について、県との協議により内容を精査し、借入限度額を変更するものと、先月決定しました臨時財政対策債の発行可能額に合わせて限度額を増額するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

はじめに、11款1項1目地方交付税を2,942万2,000円増額しますのは、先月23日に平成25年度普通交付税大綱が閣議に報告されたとともに、普通交付税の交付額が決定されたことによるものであります。

普通交付税の算定においては、昨年度と同様、基準財政需要額が基準財政収入額を上回ったため、普通交付税が交付されるものであります。

なお、収入額を需要額で除した単年度の財政力指数は、昨年度0.930でありましたが、今年度は0.928になったところであります。

次に、10ページにかけまして、13款1項3目災害復旧費分担金を705万円増額しますのは、農地災害復旧工事受益者分担金で平成24年度に未納となっていたものを増額するものであります。

次に、15款2項3目農林水産業費国庫補助金を486万8,000円増額しますのは、木質バイオマス発電事業の可能性調査に対しての農山漁村活性化再生可能エネルギー補助金であります。

次に、10ページから11ページにかけまして、16款2項1目総務費県補助金を1,209万4,000円減額しますのは、小山町有林整備事業（生土山）業務委託に対しての神奈川県からの間伐材搬出補助金が施工業者への直接補助に変更となったことによる550万円の減額と、光ファイバ網整備事業補助金の交付決定に合わせて659万4,000円を減額するものであります。

次に、同じく2目民生費県補助金を117万4,000円増額しますのは、高齢者見守りネットワーク事業に対して100%補助される地域支え合い体制づくり事業補助金であります。

次に、同じく4目農林水産業費県補助金を741万円減額しますのは、県単独治山事業の内示決定

により減額するものであります。

次に、同じく7目消防費県補助金を149万5,000円増額しますのは、街頭消火器の更新と避難地等の看板修繕に対する大規模地震対策等総合支援事業費補助金であります。

次に、12ページにかけまして、同じく10目特別対策事業補助金を2,101万3,000円増額しますのは、富士山世界文化遺産登録により需要が高まっている構成資産や町内観光施設等の情報発信の強化を図るデジタルコンテンツ作成業務やホテル育成事業等の緊急雇用創出事業に対して県から100%の補助をいただくものであります。

次に、17款2項1目不動産売却収入を1,281万6,000円増額しますのは、緑ヶ丘町営住宅跡地を現況のまま売却する予定でしたが、造成工事を行い分譲することに変更したことによる増額であります。

次に、13ページの18款1項1目一般寄附金を510万円増額しますのは、小山町のためにと匿名の方から寄附をいただいたものであります。

次に、14ページの19款2項6目金太郎元気基金繰入金を192万2,000円増額しますのは、豊門公園等活用計画ワークショップ支援業務と小山地区観光施設事業計画業務の財源に充てるため繰り入れるものであります。

同じく7目東富士演習場周辺畜産事業基金繰入金を186万8,000円増額しますのは、今議会で提案しております基金条例の廃止を受け、山地強靱化総合対策基金に積み立てるため繰り入れるものであります。

次に、20款1項1目繰越金を4,232万円増額しますのは、平成24年度の決算により実質収支額が1億4,832万円になったことによるものであります。

次に、15ページの22款1項1目総務債を760万円減額しますのは、光ファイバ網整備事業補助金に合わせて減額するものであります。

同じく2目民生債を6,480万円増額しますのは、県との協議により、社会福祉施設整備事業から緊急防災・減災事業に変更したことから、保育園耐震化事業債を増額するものであります。

次に、16ページの同じく5目消防債を330万円増額しますのも、県との協議により、防災対策事業から緊急防災・減災事業に変更したことから、消防防災施設整備事業債を増額するものであります。

次に、同じく8目臨時財政対策債を4,600万円増額しますのは、普通交付税の交付額とともに先月決定されました発行可能額に合わせて増額するものであります。

次に、歳出予算の主なものについて、17ページから御説明申し上げます。

1款1項1目議会費のうち説明欄(1)職員人件費を27万円減額します主なものは、4月以降の人事異動等に伴い生じます職員人件費の補正について、通常、給与改定等と同時に12月補正において一括提案しているところではありますが、12月補正前までに予算に不足が生じるため、この議会費のほか19の目において調整するものであります。

次に、18ページにかけまして、2款1項1目一般管理費のうち説明欄（2）一般行政事務費を2,298万2,000円増額しますのは、本庁舎のエレベーター及び空調機器の修繕と、本庁舎地下食堂を改修するための修繕料2,200万円が主なものであります。

次に、2款1項2目財政管理費のうち説明欄（3）行財政改革推進事業費を200万円増額しますのは、先ほど債務負担行為の補正でも説明いたしました定員適正化計画を策定する業務委託であります。

次に、2款1項4目財産管理費のうち説明欄（2）財産管理費を550万円減額しますのは、これにつきましても先ほど歳入のところでも説明いたしました神奈川県からの間伐材搬出補助金が施工業者への直接補助に変更となったことによる減額であります。

19ページにかけまして、同じく説明欄（3）基金管理費を4,186万8,000円増額しますのは、将来のための財政調整基金への積み立て4,000万円と、先ほど歳入で説明しました東富士演習場周辺畜産事業基金から山地強靱化総合対策基金に積み立てるものであります。

次に、19ページから20ページにかけまして、2款2項2目賦課徴収費のうち説明欄（2）課税事務費を2,200万円増額しますのは、ゴルフ場のクラブハウスに対する課税誤りのための過年度町税過誤納金還付金が主なものであります。

次に、20ページから21ページにかけまして、2款7項1目企画渉外総務費のうち説明欄（2）企画調査費を200万円増額しますのは、地域整備計画として成美地域金太郎計画2020策定事業の委託料であります。

同じく説明欄（3）生活交通対策費を500万円増額しますのは、地域公共交通の現状分析、利用実態調査から公共交通の連携計画策定の委託料であります。

同じく説明欄（5）企業立地振興費を2,148万6,000円増額しますのは、新東名高速道路小山PA周辺を区画整理事業として進めるための調査委託料1,700万円と、債務負担行為の補正でも説明いたしました富士小山工業団地、湯船原、桑木の3地区における地下水利用の検討調査委託料348万6,000円が主なものであります。

同じく説明欄（6）光ファイバ網整備事業費を1,571万円減額しますのは、先ほど歳入でも説明いたしました県補助金の交付決定があったことから、減額するものであります。

次に、22ページの2款7項3目広域行政組合管理費のうち説明欄（2）広域行政組合管理費を352万2,000円減額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算第2号に伴うものであり、平成24年度決算に伴う負担金の精算に合わせて行うものであります。

23ページにかけまして、2款8項1目広報広聴費のうち説明欄（2）広報広聴費を1,562万5,000円増額しますのは、歳入でも説明いたしました緊急雇用創出補助金を活用して、デジタルコンテンツ作成業務を委託するものであります。

同じく説明欄（3）国際交流・姉妹都市交流費を188万円減額しますのは、カナダ・ミッション市への公式訪問に対する費用が当初見込みより減額となったものであります。

次に、25ページをお開きください。

3款2項2目介護保険費のうち説明欄(2)介護保険特別会計繰出金を354万4,000円増額しますのは、平成24年度介護保険特別会計の決算及び精算に伴い生じました繰出金であります。

次に、4款1項2目予防費のうち説明欄(2)感染症予防費を150万円増額しますのは、風疹ワクチン予防接種の委託料であります。

次に、26ページの4款2項1目環境保全総務費のうち説明欄(6)広域行政組合斎場負担金を23万3,000円、次の説明欄(7)広域行政組合衛生センター負担金を216万3,000円と、27ページの4款3項2目塵芥処理費のうち説明欄(3)広域行政組合RDFセンター負担金を870万8,000円、次の説明欄(4)広域行政組合ごみ処理施設建設事業負担金を28万円、次の説明欄(5)広域行政組合再資源化施設建設事業負担金を42万4,000円、それぞれ減額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合補正予算第2号の前年度決算に伴う負担金の精算であります。

次に、28ページの5款1項7目中山間地域総合整備事業費のうち説明欄(2)中山間地域総合整備事業費を860万円減額しますのは、所領地先の農道1号拡幅計画の変更に伴い、実施設計に係る県委託業務1,200万円の減額と、用沢、一色、下小林、向井田の4地区を新たに追加するための法手続に伴う換地業務委託440万円の増額が主なものでございます。

次に、29ページにかけまして、5款2項1目林業総務費のうち説明欄(2)林業総務費を486万8,000円増額しますのは、歳入でも説明いたしました木質バイオマス発電事業の可能性調査に対しての委託料427万1,000円が主なものであります。

次に、29ページの5款2項3目治山事業費のうち説明欄(2)治山事業総務費を214万円増額しますのは、町全体の治山対策を検討するための技術嘱託職員の業務委託料であります。

同じく説明欄(3)県単独治山事業費を1,235万円減額しますのは、県からの内示決定により減額するものであります。

次に、30ページの6款2項1目観光費のうち説明欄(2)観光振興費を212万2,000円増額しますのは、先ほど歳入でも説明いたしました豊門公園等活用計画ワークショップ支援業務と小山地区観光施設事業計画業務の委託料が主なものであります。

次に、32ページの7款2項2目道路維持費のうち説明欄(3)公共施設地区要望対応事業費を700万円増額しますのは、各地区からの要望事項に対応するため増額するものであります。

7款2項3目町道整備事業費のうち説明欄(2)町道整備事業費を2,594万7,000円増額しますのは、新東名関連で中島及び湯船地先の工事用道路を町道として整備していくための測量設計、地質調査委託料であります。

次に、33ページにかけまして、7款4項2目都市計画費のうち説明欄(6)都市計画道路整備事業費を400万円増額しますのは、都市計画道路大胡田用沢線の用地測量にかかる委託料であります。

次に、34ページの7款5項2目建築指導費のうち説明欄(2)建築指導費を6,169万円増額しま

すのは、歳入のところでも説明いたしました。緑ヶ丘町営住宅跡地を分譲し売却するための造成工事費等6,000万円が主なものであります。

次に、35ページの8款1項1目常備消防費のうち説明欄(2)広域行政組合常備消防負担金を459万1,000円減額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合補正予算第2号に伴うものであり、前年度決算に伴う負担金の精算であります。

8款1項5目災害対策費のうち説明欄(2)地震対策費を300万9,000円増額しますのは、歳入のところでも説明いたしました。避難地や各地区の集合所看板の修繕料317万円が主なものであります。

次に、36ページの9款5項1目社会教育総務費のうち説明欄(5)ホテルの里づくり事業費を491万円増額しますのは、歳入のところでも説明いたしました。緊急雇用創出補助金を活用してのホテル育成事業委託であります。

最後に、37ページから38ページにかけて、12款1項1目予備費を2,058万2,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番(高畑博行君) 18ページ、2款1項1目総務費の一般管理費のうち説明欄(11)修繕費の、今、説明で、本庁舎のエレベーター、空調施設、地下食堂などのために、この補正をしたというふうな御説明ですけれども、地下食堂に関して、どういうふうな構想といたしますか、施設設備を入れ替える、または改修する、そういったものの、ちょっと御説明をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○総務課長(田代順泰君) 高畑議員の御質問にお答えします。

地下食堂の改修につきましては、現在、建てた、この建設当時、食堂をどこかの業者さんに入ってもらって、職員等に昼食を供給する予定でありましたけれども、それが当時できなくて、中の厨房、いわゆるガス管ですとか排気ダクト等、何も設備がなされておられません。今回、障害者の支援という意味で、社会福祉協議会の方にいわゆるアップルでやっていただけないかということでお話を申し上げたところ、準備をしていただけないかというふうなお話がありましたので、それに合わせて排気ダクト、それから排水の関係で油を一時ためるトレーですとか、その辺の修繕になります。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) ほかに質疑はありませんか。

○9番(湯山鉄夫君) 28ページ、ただいま御説明いただきましたけれども、中山間地域総合整備

事業の関係で860万円のマイナス補正ということと、県の委託業務を1,200万円のマイナスということと、測量設計が440万円の追加ということで説明いただきましたけれども、これによって、これからの事業の推進に何か支障ができないかどうか、円滑に進むかどうかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 湯山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

5款1項7目中山間地域総合整備事業のうち、御質問のございました説明欄（2）全体でもって860万円の減額ということでございます。この要因といたしまして、県委託業務でございます1,200万円の減額につきましては、先ほど企画総務部長が申しましたように、少し補足の説明をさせていただきますと、この中山間地域総合整備事業の中で所領地区に農道1号というものが入っております。この道路につきましては、幅員を7メートルというふうなことで当初計画をしておいたわけですが、県道竹之下小山線への取りつけがなかなか難しいというふうなことで、5メートルに変更せざるを得ないというふうなことで、もともとこの部分については県の方に委託をするという予定でございましたので、減額をするものでございます。

それから、その下の測量設計440万円につきましては、今後予定をされております中山間地域総合整備事業の圃場整備、一色、下小林、それから用沢、向井田、これの今年度予定をしております法手続き、いわゆる公図調査でございますとか、あるいは登記簿調査、これらを委託するものでございます。

それから、その下の19節の県単調査費負担金100万円の減額でございますが、これにつきましては今申し上げました追加4地区、これの詳細設計、概略設計というふうなことでございましたが、平成24年度の国の緊急経済対策でもって追加の補正をさせていただきますと、既にこの部分については予算確保済みというふうなことで減額をさせていただくものでございます。

したがって、総額的には860万円の減額ということでございますが、予定どおり事業が実施できるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第22 議案第58号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議案第58号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ501万7,000円を追加し、予算の総額を19億1,501万7,000円とするものであります。

はじめに、歳入から御説明申し上げます。5ページをお開きください。

11款1項2目その他繰越金は、平成24年度の決算剰余金として確定した1億6,501万7,000円から当初予算で見込んでおりました1億6,000万円を除いた501万7,000円を増額するものであります。

次に、歳出について説明します。

6ページの1款1項1目一般管理費の説明欄（1）職員人件費、2節給与を100万1,000円減額いたしますのは、9月30日付で職員1名が退職することに伴い減額するものであります。

説明欄（2）一般管理費の7節1細節臨時職員賃金を100万1,000円増額いたしますのは、先ほど説明いたしました職員の退職に伴い、10月1日以降、臨時職員を雇用するためのものであります。

次に、6ページから7ページについて説明します。

3款後期高齢者支援金等を3,000円及び4款前期高齢者納付金等を9万9,000円増額しますのは、社会保険診療報酬支払基金において決定されました平成25年度拠出金等の額と現計予算額との差額について増額するものであります。

次に、8ページの11款1項3目償還金、説明欄（2）償還金の23節償還金利子及び割引料、国庫支出金超過交付金還付金を1,169万6,000円増額しますのは、一般被保険者に係る保険給付に対する平成24年度療養給付費等負担金等の実績報告に伴う精算で、年度末までに国へ返還する額について、前年度繰越金を財源として増額するものであります。

次に、12款1項1目予備費を678万1,000円減額しますのは、歳入と歳出の差額を計上するものであります。

なお、この国民健康保険特別会計補正予算第1号につきましては、去る8月26日開催の国民健康保険運営協議会におきまして説明し、了承を得ておりますことを併せて報告します。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文

教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第59号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第23 議案第59号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長(高橋忠幸君) 議案第59号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4万4,000円を追加し、予算の総額を606万3,000円とするものであります。

はじめに、歳入についてであります。

補正予算書5ページをお開きください。

3款1項1目基金繰入金を177万7,000円減額しますのは、後ほど説明いたしますが、貸付元金収入の増額及び貸付金の減額により、基金からの繰り入れを減額するものであります。

次に、4款1項1目繰越金を105万8,000円増額しますのは、前年度の繰越金の確定に伴うものであります。これは年度末に匿名の方から寄附金を受けたため、繰越金が生じたものであります。

その下の5款2項1目貸付元金収入を75万6,000円増額しますのは、1人の奨学生が一括償還をしたことと、1人の奨学生が年度途中から新たに償還を開始することによるものであります。

次に、6ページ、歳出についてであります。

1款1項1目貸付事業費を93万6,000円減額しますのは、奨学生1人が貸付を辞退したことによる減額、また、新規貸付者を当初、大学生等4人で見込みましたが、本年度の新規貸付者が大学生2人、高校生1人となったことにより減額するものであります。

次に、2款1項1目基金積み立て費を98万円増額しますのは、前年度に受けた寄附金相当額につきまして、基金に積み立てるものであります。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第60号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第24 議案第60号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第61号 平成25年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第25 議案第61号 平成25年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第62号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第26 議案第62号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議案第62号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ2,908万8,000円を追加し、予算の総額を

15億9,908万8,000円とするものであります。

はじめに、歳入について説明します。

5ページをお開きください。

2款1項1目から6款1項4目まではいずれも平成24年度の精算に伴い、過年度分として追加交付や繰り入れされるもので、2款1項1目介護給付費負担金93万円、6款1項1目介護給付費繰入金36万2,000円、6款1項4目その他一般会計繰入金318万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、下段から8ページにかけての7款1項1目繰越金を2,456万4,000円増額しますのは、平成24年度決算に伴う繰越金であります。

次に、歳出について説明します。

7ページをお開きください。

5款1項2目償還金を231万2,000円増額しますのは、平成24年度の精算に伴い、介護給付費及び地域支援事業費に対する国・県・社会保険診療報酬支払基金からの負担金や交付金の超過分を返還するために増額するものであります。

次に、下段から8ページにかけまして、6款1項1目予備費を2,648万9,000円増額しますのは、歳入・歳出の差額を予備費として計上するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま、町長から議案第64号 工事請負契約の締結について「平成25年度 旧新宿区足柄学園解体工事」、議案第65号 工事請負契約の締結について「平成25・26年度 小山町生涯学習センター施設改修工事」及び議案第66号 財産取得について（小山町消防団第7分団消防ポンプ自動車購入）の合計3件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第64号から議案第66号の3議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追加議案配付)

追加日程第1 町長提案説明

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第64号から議案第66号について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 追加提案いたしましたのは、工事請負契約2件、財産の取得1件の合計3件であります。

はじめに、議案第64号 工事請負契約の締結について「平成25年度 旧新宿区足柄学園解体工事」であります。

本案は、小山町竹之下地内にあります旧新宿区足柄学園校舎等の解体工事の請負契約を締結するものであります。

次に、議案第65号 工事請負契約の締結について「平成25・26年度 小山町生涯学習センター施設改修工事」であります。

本案は、総合文化会館及び総合体育館の改修工事の請負契約を締結するものであります。

次に、議案第66号 財産の取得についてであります。

本案は、小山町消防団第7分団の使用する消防ポンプ自動車が、平成11年3月に購入して以来14年が経過し、老朽化したため更新するものであり、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、これら3件につきましては、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第64号 工事請負契約の締結について「平成25年度 旧新宿区足柄学園解体工事」

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第2 議案第64号 工事請負契約の締結について「平成25年度 旧新宿区足柄学園解体工事」を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第64号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成25年度旧新宿区足柄学園解体工事の請負契約の締結であります。

工事の内容は、小山町竹之下地内にあります旧新宿区立足柄学園の本館棟、附属棟、雨天運動練習場棟、プレハブ棟、その他LPガス庫棟の附属施設を解体し、更地化するものであります。

工事入札は去る8月26日、建設業者14者による指名競争入札を執行したところ、富士総業株式会社が5,300万円で落札決定し、消費税相当額265万円を加え、5,565万円で工事請負契約を締結するものであります。

工事の完成予定期日は平成26年3月14日としております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第65号 工事請負契約の締結について「平成25・26年度 小山町生涯学習センター施設改修工事」

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第3 議案第65号 工事請負契約の締結について「平成25・26年度 小山町生涯学習センター施設改修工事」を議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長（高橋忠幸君） 議案第65号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成25・26年度 小山町生涯学習センター施設改修工事の請負契約の締結であります。

本工事は、平成25・26年度に防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条、民生安定施設の助成を受けて、総合文化会館と総合体育館の改修工事を執行するもので、主な工事内容は雨漏り改修、外壁タイル改修、トイレの洋式化、空調施設交換等であります。

総合文化会館の改修工事は、一部施設の利用制限を行いながら、11月、12月に菜の花ホール及び研修棟、翌年1月、2月に金太郎ホール及び楽屋棟、3月、4月に図書館及びロビー等の改修を順次行います。

総合体育館の改修工事は、1月、2月にトレーニング室等の利用制限を行いますが、アリーナは利用しながらの改修工事を予定しております。

工事入札は、去る8月26日に10者による指名競争入札を執行したところ、臼幸産業株式会社が4億4,000万円で落札決定し、消費税相当額2,200万円を加え、4億6,200万円で工事請負契約の締結をするものであります。

なお、この工事の完成予定期日は平成26年6月30日としております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第65号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第66号 財産の取得について(小山町消防団第7分団消防ポンプ自動車購入)

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第4 議案第66号 財産の取得について(小山町消防団第7分団消防ポンプ自動車購入)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議案第66号 財産の取得についてであります。

本案は、平成25年度東富士演習場周辺消防施設設置助成事業による消防ポンプ自動車の購入であります。

小山町消防団第7分団の消防ポンプ自動車につきましては、14年を経過し、シャーシは既に製造中止となり、部品等の調達が困難となるおそれがありますことから更新するものであります。

消防ポンプ自動車の装備概要につきましては、日野自動車製シャーシ、総排気量4,009ccのディーゼルエンジン、全長6メートル、幅1.88メートルで、運転手を含め10人乗り、可搬式ポンプを積載し、車両前部に震災対策用の電動ウインチを装備します。

入札は去る8月26日消防ポンプ製作メーカー5者による指名競争入札を執行したところ、株式会社畠山ポンプ製作所が1,930万円で落札し、消費税相当額96万5,000円を加えた2,026万5,000円で契約を締結するものであります。

なお、納期につきましては、平成26年2月28日としております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、8月30日金曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第7号までの平成24年度会計決算7件と議案第63号 平成24年度小山町水道事業会計欠損金処理及び決算の認定1件の計8件を順次議題として、決算の補足説明及び決算監査報告を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時58分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	鷹	嶋	邦	彦
署	名	議	員	渡	辺	悦	郎
署	名	議	員	桜	井	光	一

平成25年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成25年8月30日(第2日)

召集の場所	小山町役場議場			
開議	午前10時00分 宣告			
出席議員	1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
	3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
	5番	池谷 弘君	7番	込山 恒広君
	8番	池谷 洋子君	9番	湯山 鉄夫君
	10番	真田 勝君	11番	米山 千晴君
	12番	鷹嶋 邦彦君		
欠席議員	6番	梶 繁美君		
説明のために出席した者				
町長	込山 正秀君	副町長	田代 章君	
副町長	柳井 弘之君	教育長	天野 文子君	
企画総務部長	室伏 博行君	住民福祉部長	羽佐田 武君	
経済建設部長	池谷 精市君	教育部長	高橋 忠幸君	
危機管理監	新井 昇君	会計管理者兼会計課長	鈴木 哲夫君	
町長戦略課長	小野 学君	総務課長	田代 順泰君	
税務課長	湯山 正敏君	住民福祉課長	秋月 千宏君	
健康課長	米山 民恵君	地域防災課長	池田 馨君	
建設課長	岩田 芳和君	農林課長	遠藤 一宏君	
商工観光課長	山本 智春君	都市整備課長	相原 浩君	
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君	
生涯学習課長	高橋 裕司君	総務課副参事	鈴木 辰弥君	
監査委員	池谷 浩君			
職務のために出席した者				
議会事務局長	小野 克俊君			
会議録署名議員	3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
散会	午後0時25分			

(議 事 日 程)

- 日程第 1 認定第 1 号 平成24年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認定第 2 号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認定第 3 号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認定第 4 号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認定第 5 号 平成24年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認定第 6 号 平成24年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認定第 7 号 平成24年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 議案第63号 平成24年度小山町下水道事業会計欠損金処理及び決算の認定

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

梶 繁美君は、本日の会議を欠席する旨、届けが出されておりますので御報告いたします。

ここで御報告します。8月28日に提出のあった本定例会議案中、議案第48号 小山町防災会議条例の一部を改正する条例についての議案の正誤が、町長から提出されました。議長において承認しましたので、報告します。お手元に配付しました議案の差し替えをお願いします。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 認定第1号 平成24年度小山町一般会計歳入歳出決算

日程第2 認定第2号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第3 認定第3号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第4 認定第4号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第5 認定第5号 平成24年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第6 認定第6号 平成24年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第7 認定第7号 平成24年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第8 議案第63号 平成24年度小山町水道事業会計欠損金処理及び決算の認定

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 認定第1号から日程第7 認定第7号までの平成24年度会計決算7件と、日程第8 議案第63号 平成24年度小山町水道事業会計欠損金処理及び決算の認定の1件の、計8件を一括議題とします。

この際、あらかじめ御了承願います。平成24年度会計決算関係については、本日は当局からの補足説明及び代表監査委員から決算監査報告を受け、質疑、委員会付託については、9月3日の本会議において行いますので、御承知願います。

補足説明は、はじめに一般会計を行い、終了後、特別会計及び企業会計を行います。なお、補足説明順については、配付した資料のとおりですので、御了承ください。

それでは、順次、各部長から一般会計の補足説明を求めます。

はじめに、企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 平成24年度一般会計決算の企画総務部関係の補足説明を行います。

なお、これからの補足説明につきまして、私を含めた各部長は、決算額について1,000円未満を切り捨てて説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

はじめに、歳入から御説明申し上げます。

決算書の12、13ページをお開きください。1款町税であります。平成24年度の町税全体の収入済額は39億2,665万5,000円で、収納率は97.44%であります。平成23年度と比較しますと、町税全体で962万5,000円、率にいたしまして0.2%の減となっております。

項目ごとに見ますと、1項町民税につきましては、個人、法人を合わせて収入済額は14億5,820万1,000円と、前年度対比で7.3%、金額にいたしまして9,977万3,000円の増額となっております。そのうち、個人は4,305万7,000円の増額、法人につきましても5,671万5,000円の増額であります。

個人町民税の増額の主な要因は、税制改正に伴う扶養控除の廃止、縮減によるものであります。

また、法人町民税増額の要因は、海外経済が底入れしていることや円安の進行など、輸出の改善を背景とした輸出の増加や、住宅投資、公共投資が引き続き堅調に推移するなど、景気の拡大が継続する状況となったことが考えられます。

なお、町民税個人の収入済額のうち、滞納繰越分は1,856件の徴収で1,560万5,000円となっております。

次に、2項1目の固定資産税の1節現年課税分ではありますが、収入済額は22億4,377万9,000円で、前年度と比べますと1億1,676万9,000円の減額となっております。その主な理由でございますが、収入調定ベースで土地につきましては価格の下落が続く中、評価替えの実施により平成24年度は3.0%の減となっております。家屋につきましても、評価替えにより9.8%の減額となりました。更に償却資産につきましても企業の大きな設備投資もなく、前年度対比で1.8%の減となっております。

以上のことから、土地・家屋・償却資産のいずれもが前年度と比較して減額となりました。

滞納繰越分につきましては、773件で2,828万9,000円の徴収額となっております。

3項の軽自動車税につきましては、現年課税分として前年度対比1.6%、59万9,000円の増の3,891万1,000円であります。前年度と比較しますと、収入調定ベースでは軽四輪乗用車が84台増加となっており、また滞納繰越分は89件の徴収で24万5,000円であります。

次に、14、15ページをお開きください。4項の町たばこ税であります。収入済額は1億3,638万8,000円で、前年度より453万7,000円の減額となっております。これは従来からの健康意識の高まりや、喫煙を取り巻く環境の変化により、喫煙者が減少傾向にあることが主な要因と考えられます。

次に、2款地方譲与税の収入済額1億196万4,000円ではありますが、前年度対比6.6%の減となっております。税制改革により自動車重量税の見直しが行われたことから、自動車重量譲与税の減額が主なものであります。

次に、18、19ページをお願いいたします。6款1項1目地方消費税交付金の2億2,339万5,000円は、平成6年の税制改革により創設され、消費税の25%相当の2分の1が市町村に交付されるもので、対前年度比1.5%の減となっております。

同じページの7款1項1目ゴルフ場利用税交付金2億4,014万1,000円ではありますが、平成24年

度のゴルフ場利用者は前年度と比べ207人減の41万5,403人であります。

その下の8款1項1目自動車取得税交付金の3,995万3,000円は、前年度に比べ851万1,000円の増額となっております。

続いて、20、21ページをお開きください。9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金の4,061万円ではありますが、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産並びに自衛隊が使用している演習場内の弾薬庫、燃料庫等に供する固定資産を対象に国から交付されるもので、前年度に比べ8万7,000円の増額であります。

次に、10款1項1目地方特例交付金の1,001万5,000円ではありますが、前年度に比べ3,345万円の減でありました。これは恒久的な減税による地方税の減収を補填するために措置された国からの交付金ではありますが、平成24年度から個人住民税による住宅借入金等特別税額控除の減収補填分のみとなったことから減額となったものであります。

次に、その下の11款1項1目地方交付税3億5,924万8,000円ではありますが、昨年度と比較いたしますと1,206万8,000円の減額となりました。普通交付税は2億6,100万4,000円交付され、単年度財政力指数は0.930となりました。

次に、34、35ページをお開きください。15款2項7目特定防衛施設周辺整備調整交付金の収入済額2億8,890万5,000円は、町道阿多野大御神線舗装工事ほか4件の事業と、保育所の運営に関する事業など5つの特定事業に対する防衛省からの交付金であります。

昨年度は、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施の受け入れに伴う特別分、通称S A C O分は8,991万円でありました。

次に、36、37ページをお開きください。16款2項1目総務費県補助金のうち2節自治振興費補助金の1,500万円は、用沢公民館建設に伴う県からのコミュニティ助成事業補助金であります。

次に、40、41ページをお開きください。16款2項9目特別対策事業補助金8,524万2,000円ではありますが、国の緊急雇用対策として実施した事業に対する補助金でありまして、重点分野雇用創出事業として地域商業活性化宅配サービス事業ほか8業務に7,071万5,000円、震災等緊急雇用対応としてスコリア土壌森林内緊急整備事業ほか8業務に1,452万6,000円をそれぞれ充当し、63人を新規に雇用したものであります。

その下、11目商工費県補助金500万円は、内陸のフロンティアを拓く取組として、湯船原地区約280ヘクタールと大御神地区第二東名（仮称）小山パーキングエリア周辺約30ヘクタールの2つの地区について、工業用地としての可能性を探る基本調査に対する県企業局からのそれぞれ250万円の補助金であります。

次に、44、45ページの下段、17款2項1目不動産売払収入1億1,777万8,000円の主なものは、1節土地売払収入備考欄町有地売払収入でありまして、2つの山野組合への払い下げなど21件の町有地売払収入であります。

次に、50、51ページをお願いいたします。下段の19款2項3目東富士演習場関連特定事業基金

繰入金 2 億 2,442 万円は、平成 23 年度から特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる防衛 9 条交付金がソフト事業にも充当できることとなったことから、いったんこの基金に積み立て、臨時保育士賃金などに充当するために繰り入れしたものであります。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

はじめに、78、79 ページをお開きください。2 款 1 項 4 目財産管理費のうち備考欄（2）財産管理費の 17 節富士紡工場長宅跡地 2,009 万 6,000 円は、御殿場市小山町土地開発公社への償還金であります。

次に、86、87 ページをお願いいたします。2 款 1 項 7 目電算管理費のうち備考欄（2）電算管理費の 4,005 万 6,000 円の主なものは、89 ページとなります備考欄の 14 節総合行政システム機器使用料ほか 12 件の機器及びシステムの使用料であります。

次に、90、91 ページをお願いいたします。9 目諸費のうち備考欄（2）臨時職員福利厚生費 3,394 万 9,000 円の主なものは、4 節臨時職員社会保険料 2,663 万円で、社会保険に加入する臨時職員月平均 88 人の社会保険料であります。

続いて、94、95 ページをお開きください。2 款 2 項 2 目賦課徴収費のうち備考欄（2）課税事務費 3,836 万円の主なものは、13 節電算処理 1,324 万 2,000 円で、町民税、固定資産税、軽自動車税の課税事務及び収納事務のための電算処理費であります。

次に、112、113 ページをお開きください。2 款 7 項 1 目企画渉外総務費のうち備考欄（5）企業立地振興費 1,320 万 6,000 円の主なものは、先ほど歳入で御説明しました県企業局からの補助を受け実施した湯船原地区開発調査 500 万円と次のページの上段、小山パーキングエリア（仮称）周辺開発調査 511 万 6,000 円であります。

次に、170、171 ページをお開きください。4 款 2 項 1 目環境保全総務費のうち備考欄（3）環境保全費 1,752 万 2,000 円の主なものは、合併処理浄化槽 43 基の設置に対する 19 節合併処理浄化槽設置奨励事業補助金 1,618 万 4,000 円と、太陽光発電システム等 32 基の設置に対する、同じく 19 節太陽光発電システム等省エネルギー機器設置事業補助金 130 万円であります。

次に、備考欄（4）ごみ減量・リサイクル推進事業費 311 万 8,000 円の主なものは、次のページの 19 節資源リサイクル活動奨励交付金 199 万 9,000 円で、子ども会、婦人会など 31 団体が年間に新聞紙、段ボール、アルミ缶などの資源ごみ約 250 トンの回収に対する奨励費として交付したものであります。

次に、176、177 ページをお願いします。4 款 3 項 2 目塵芥処理費のうち備考欄（2）塵芥処理費 4,887 万 1,000 円の主なものは、13 節一般廃棄物中間処理委託 2,030 万 1,000 円と、19 節桑木区公民館改築事業交付金 2,000 万円であります。この公民館改築事業交付金は R D F センター建設に伴う町の地元対策事業として平成 21 年 3 月 30 日に桑木区との間で取り交わした確認書によりまして、桑木区公民館建設経費の一部として交付したものであります。

最後に、318、319 ページをお開きください。11 款 1 項 1 目元金のうち備考欄（2）公債費（元

金) 7億4,340万9,000円は、190本の借り入れに対する償還金で、その下2目利子のうち備考欄公債費(利子)23節町債償還金利子1億1,821万9,000円は、214本の借り入れに対する利子の償還分であります。

以上で、企画総務部関係の説明を終わります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 次に、住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長(羽佐田武君) 平成24年度小山町一般会計決算の住民福祉部関係の説明を行います。

はじめに、歳入の主なものについて説明します。

決算書の26、27ページをお開きください。14款1項2目1節健康福祉施設使用料のうち備考欄1番目の健康福祉施設使用料115万3,000円につきましては、健康福祉会館会議室等の使用料で、延べ2,250回、使用者は延べ3万6,624人です。

次のページ、28、29ページをお開きください。14款2項1目2節の戸籍住民基本台帳手数料901万9,000円は、戸籍、住民票等の交付手数料で、2万7,086件分の手数料です。

次に、30、31ページをお開きください。上段の15款1項1目1節社会福祉費負担金1億1,734万4,000円の内訳につきましては、最上段の備考欄1番目の障害者自立支援給付費負担金1億457万7,000円は、障害介護給付費等の2分の1を国庫負担金として、備考欄2番目の障害者自立支援医療費負担金870万円は、更正医療費4名分の2分の1を国庫負担金として収入したものであります。

その下の中段の14款2項1目1節社会福祉費補助金891万1,000円のうち備考欄2番目の地域生活支援事業補助金883万7,000円は、地域活動支援センター機能強化事業等に対する補助金です。

次に、34、35ページをお開きください。中段の下、15款3項2目1節社会福祉費委託金446万6,000円は、備考欄の基礎年金事務委託金384万4,000円が主なもので、法定受託事務である国民年金事務に係る委託金です。

次に、下段の16款1項1目1節社会福祉費負担金の備考欄2番目、障害者自立支援給付費負担金5,394万5,000円は、障害介護給付費等の4分の1を県負担金として、備考欄3番目の障害者自立支援医療負担金435万円は、更正医療費4名分の4分の1を県負担金として収入したものであります。

次に、4番目の国民健康保険基盤安定負担金2,373万7,000円と次のページ、36ページ、37ページをお願いいたします。上段の2節の老人福祉費負担金の備考欄、後期高齢者保険基盤安定負担金1,742万3,000円は、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料での低所得者に対する軽減分の4分の3を県負担金等として収入したものであります。

次に、中段下の16款2項2目1節社会福祉費補助金2,157万6,000円のうち備考欄1番目の地域生活支援事業補助金441万8,000円は、地域活動支援センター機能強化事業等に対する補助金で、

備考欄3番目の重度障害者（児）医療費補助金1,379万5,000円は、重度障害者（児）医療費助成額の2分の1を県補助金として収入したものであります。

次に、備考欄5番目の障害福祉推進基金事業費補助金280万円は、国保連合会が算定した特別対策費の金額の一部に対する補助金であります。

次に、38、39ページをお開きください。上段16款2項3目1節の保健衛生費補助金2,892万円の内訳につきましては、備考欄1番目のこども医療費補助金1,489万4,000円、2番目妊婦健康診査支援事業費補助金405万7,000円が主なものであります。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。上段16款2項6目1節消防費補助金の備考欄の大規模地震対策等総合支援事業費補助金451万円につきましては、消防団第5分団敷地内に設置した耐震性貯水槽40立方メートルの補助金161万円と、非常備の消防団員の被服整備事業77万9,000円の補助金が主なものであります。

次に、48、49ページをお開きください。ページ中段の18款1項7目1節消防施設費寄附金749万9,000円につきましては、一色防災会館敷地内に整備した耐震性貯水槽40立方メートルに係る一色郷栄会様からの寄附金であります。

続きまして、54、55ページをお開きください。上段の21款3項1目1節老人福祉費納付金723万9,000円は、養護老人ホーム2施設に入所している入所者からの納付金12名分であります。

次に、下段の21款5項2目1節老人福祉費受託事業収入885万9,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合から健康診査の委託料として受け入れたものであります。

次に、56ページ、57ページをお開きください。中段の21款6項1目1節非常備消防収入につきましては、備考欄の消防団員遺族補償年金253万7,000円及び消防団員退職報償金544万7,000円が主なものであります。

続いて、歳出の主なものについて説明します。

決算書の86、87ページをお願いいたします。2款1項6目自治振興費のうち、備考欄（4）防犯推進費につきましては、19節負担金補助及び交付金の一番下、防犯灯維持交付金379万7,000円が主なもので、町内各区で維持管理していただいている防犯灯2,125基の電気料に対する交付金であります。

次に、96、97ページをお願いいたします。下段の2款3項1目戸籍住民基本台帳費の主なものは、次のページ、98、99ページをお願いいたします。備考欄（2）戸籍住民基本台帳事務費の13節電算処理住民基本台帳連携システム改修589万2,000円は、制度改正により外国人である住民も日本人同様住民基本台帳法の適用対象となるためにシステム改修をした経費であります。

また、同じく備考欄14節の戸籍総合システム使用料754万7,000円と住基ネットワークシステム機器等借上料368万6,000円は、システムの使用料と借上料で、戸籍住民基本台帳事務費につきましては電算関係の経費が主なものであります。

次に、122、123ページをお開きください。備考欄（3）交通指導員活動費の主なものは、19節

負担金補助及び交付金の交通安全指導員設置費負担金が主なものであります。

次に、126、127ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費につきましては、備考欄（4）社会福祉協議会運営補助費の主なものは、19節負担金補助及び交付金の社会福祉協議会職員費交付金3,300万円で、社会福祉協議会の職員に対する人件費の交付金であります。

次に、3款1項2目障害者福祉費の主なものは、次の128、129ページをお願いいたします。備考欄（3）重度心身障害者（児）援護費の20節の扶助費、重度障害者（児）医療費扶助の3,273万円で、重度心身障害者（児）に係る医療費の自己負担分を助成するもので、扶助者は256人でありました。

次に、その下段の備考欄（5）自立支援給付費につきましては、次のページ、130、131ページをお願いいたします。上段の20節の扶助費、障害介護給付費2億1,326万1,000円は、身体障害者入所支援、知的障害者入所支援、居宅介護支援、就労継続支援などの扶助費であります。

次に、131ページ中段の備考欄（8）地域生活支援事業費の13節の委託料、地域活動支援センター事業1,572万3,000円は、障害者自立支援法の規定により町が実施する事業で、障害者の活動機会及び社会との交流促進等の便宜を提供するための事業であります。

2番目の障害者相談支援事業536万5,000円は、障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供等を行う事業であります。

次に、130、131ページ下段の3款1項2目健康福祉会館管理費につきましては、次のページ、132、133ページをお願いいたします。備考欄（2）健康福祉会館管理運営費、11節需用費の光熱水費518万7,000円、修繕料243万9,000円、13節の空調設備保守点検133万1,000円、休日・夜間警備192万3,000円が主なものであります。

次に、134、135ページをお開きください。3款1項5目国民年金事務取扱費533万6,000円につきましては、法定受託事務である国民年金に係る職員1名の人件費及び国民年金受託事務費であります。なお、国民年金の加入被保険者数は平成25年3月末現在3,712人で、保険料の収納率は63.2%ということであります。

次に、136、137ページをお開きください。3款2項1目老人福祉総務費の主なものは、備考欄（2）老人福祉対策費の次のページ、138、139ページの上段19節負担金補助及び交付金のシルバー人材センター運営助成金856万円、単位老人クラブ活動運営交付金316万8,000円、養護老人ホーム建設事業交付金920万円が主なもので、養護老人ホーム建設事業交付金につきましては、平成23年度に開設をいたしました養護老人ホーム平成の杜の建設に伴う元金・利子に対する交付金であります。

次に、140、141ページをお願いいたします。中段の備考欄（4）老人保護措置費の20節老人措置費4,836万7,000円は、県内の老人ホーム2施設への町民入所者18名に対する措置費であります。

次に、下段の3款2項3目後期高齢者医療費の主なものは、次のページ、142、143ページをお願いいたします。備考欄（2）後期高齢者医療事業費の13節の2番目、健康診査業務1,372万1,000

円で、後期高齢者の健康診査費用で、受診者は1,106人、受診率は44.52%であります。

次に、その下の備考欄（3）後期高齢者医療負担金につきましては、19節の静岡県後期高齢者医療広域連合へ支出する運営費676万7,000円と、静岡県後期高齢者医療給付費負担金1億6,142万9,000円が主なものであります。

次に、158、159ページをお願いいたします。4款1項1目保健衛生総務費の主なものは、次のページ、160、161ページの備考欄（2）保健衛生管理費のうち、次の163ページをお願いいたします。163ページの上段20節の扶助費の精神障害者医療費助成の338万2,000円で、精神障害者家族の経済的な負担の軽減と障害者の治療の促進を促すため、入院医療費に対する自己負担金の2分の1を12人の対象者に延べ122か月分助成したものであります。

同じく備考欄（3）救急医療対策事業費の主なものは、19節の御殿場市救急医療センター負担金5,662万5,000円で、平成24年度の実績につきましては、年間利用者が1万6,147人で、そのうち小山町民の利用者は2,808人で、全体利用者の17.4%でありました。

同じく19節最下段の医療施設耐震化整備事業費負担金2,500万円は、二次救急医療施設であります御殿場市の富士病院の耐震化増改築事業に伴い、工事費用の一部を御殿場市と平成23年度から3か年にわたり補助するものであります。

次に、下段の4款1項2目予防費につきましては、備考欄（2）感染症予防費の次のページをお願いいたします。次のページの上段13節の委託料が主なもので、個別接種5,394万7,000円は、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチンをはじめ、乳幼児や高齢者の予防接種費用で、接種者は延べ7,256人でありました。

次に、その下段の4款1項3目健康づくり推進費は成人歯科健診や胃がん、子宮がん、前立腺がんなどの各種がん検診と、健康相談、健康教室など町民の健康づくりのための経費で、その主なものは、次のページ、166、167ページをお願いいたします。中段の備考欄（3）生活習慣病予防費の13節の保健事業は3,491万5,000円で、そのうちがん検診に要した費用は3,363万1,000円、受診者数は延べ9,323人であります。

次に、下段の4款1項4目母子保健事業費は、乳幼児や妊婦健診などの母子保健の充実を図るための経費で、その主なものは次のページ、168、169ページをお願いいたします。中段の備考欄（3）こども医療費助成費の20節こども医療費助成8,516万7,000円で、中学3年生までの通院、入院、全ての医療費に係る自己負担分を全額助成したものであります。助成件数につきましては、延べ3万9,217件となっております。

次に、246、247ページをお開きください。中段8款1項1目常備消防費、備考欄（2）の広域行政組合常備消防費負担金2億9,800万9,000円につきましては、常備消防費の負担金であります。

次に、8款1項2目非常備消防費のうち備考欄（2）消防団運営費の1節消防団員報酬623万9,000円は、消防団員182名の報酬であります。

次のページをお願いいたします。248、249ページ最上段の9節の費用弁償1,272万4,000円は、

消防団員の火災・捜索・警戒・訓練等に係る出動経費で、主な出動内容は火災出動3件、捜索活動1件、台風4号及び17号の警戒出動で、町消防団の操法大会の訓練などを含めた年間出動団員数は延べ8,347名であります。

次に、250ページ、251ページをお願いいたします。備考欄(3)消防団消防施設維持管理費の15節につきましては、消防団第5分団車庫詰所建設工事4,677万8,000円と、旧第5分団車庫の解体工事費383万1,000円が主なものであります。

次に、最下段の8款1項3目消防施設費の備考欄(2)消防施設費は、次のページ、252、253ページをお願いいたします。備考欄15節の耐震性貯水槽更新1,232万9,000円につきましては、消防団第5分団敷地内と一色防災会館に設置した40立方メートル耐震性貯水槽の工事請負費であります。

次に、最下段の8款1項5目災害対策費の主なものにつきましては、2ページ後の256、257ページを御覧ください。備考欄上段の(3)自主防災推進事業費、19節の自主防災対策事業補助金204万5,000円は、20の自主防災会から申請のありました防災資機材購入及び5つの自主防災防災会からの防災倉庫整備事業並びに1自主防災会から防災訓練に対する補助金の申請があり、この補助金であります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 次に、経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 経済建設部関係の一般会計決算について補足説明を行います。

はじめに、歳入関係の主な点について御説明いたします。

決算書22、23ページをお開きください。13款1項1目1節農業費分担金、収入済額3,195万3,000円の内訳ですが、吉久保大倉開田排水路改修工事ほか3件の町単独土地改良事業に対して徴収した分担金と、所領ほか4地区で事業を実施しています県営中山間地域総合整備事業の分担金で、地権者から徴収したものであります。

次に、3目1節農林水産施設災害復旧費分担金、収入済額1,501万7,000円ですが、主なものは平成22年過年災で被災したワサビ田を含む農地11か所に対して復旧事業費の1.65%相当額を地権者から徴収したものであります。

次に、26、27ページをお開きください。14款1項5目1節町民いこいの家使用料、収入済額5,343万円ですが、あしがら温泉の入浴施設使用料が主なものであります。昨年の総入場者数は10万7,528人で、1日当たりおよそ346人の利用となっております。

その下、2節地域振興センター使用料、収入済額2,528万6,000円ですが、道の駅「ふじおやま」のレストラン、物産販売施設、農産物直売所の使用者の売り上げに対する5%分と研修室、イベント広場等の利用に対する施設使用料です。前年度と比較しますと9.8%の増となっております。

次に、14款1項6目3節住宅使用料、収入済額5,264万6,000円ですが、町営住宅382戸からの家賃収入であります。備考欄上段の現年度分5,018万3,000円ですが、収納率は90.6%となっております。

ます。

次に、30、31ページをお開きください。15款1項2目1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金、収入済額5,753万7,000円ですが、平成23年度に発生した地震災、台風6号、12号、15号災における公共土木施設災害復旧費に対する国庫負担金と、平成24年度に発生した5月3日の豪雨、6月19日の台風4号における現年災に対する国庫負担金であります。

次に、32、33ページをお開きください。15款2項6目1節農林水産施設災害復旧費補助金、収入済額7,664万4,000円ですが、備考欄1行目、農地農業用施設災害復旧費補助金(繰越明許)4,337万2,000円は、平成22年及び23年災で被災した農地45件、農業用施設8件の事業完了に伴う国庫補助金であります。

その下、林道施設災害復旧費国庫補助金(繰越明許)1,616万3,000円は、平成23年災で被災した林道角取線の事業完了に伴う国庫補助金であります。

その下、林道施設災害復旧費国庫補助金(事故繰越)1,710万9,000円は、平成22年災で被災した林道角取線の事業完了に伴う国庫補助金であります。

次に、54、55ページをお開きください。21款4項1目1節勤労者住宅建設資金元利収入、収入済額7,497万円は、労働金庫への平成14年から平成23年までの貸し付け28件分の預託金を収入したものであります。

次に、58、59ページをお開きください。21款6項1目2節雑入のうち備考欄2行目、地域振興センターテナント管理費1,642万5,000円は、道の駅「ふじおやま」の年間維持管理費に対し、レストラン、物産販売施設、農産物直売所の使用者から面積あん分でテナント管理費として納入していただいたものが主なものであります。

次に、中段26行目の道の駅観光交流センター施設利用料1,951万5,000円は、道の駅「すばしり」の指定管理者の売り上げに対する5%を施設利用料として納入していただいたものであります。

以上が収入関係であります。

次に、歳出関係であります。決算書188、189ページをお開きください。

5款1項6目土地改良事業費のうち備考欄(4)町単独土地改良事業費、15節町単土地改良事業費890万8,000円は、吉久保地先の大倉開田排水路改修工事のほか2か所を実施したものであります。

次に、5款1項7目演習場周辺障害防止対策事業費のうち備考欄(2)演習場周辺障害防止対策事業費ですが、190、191ページをお開きください。15節用水障害対策事業583万8,000円は、一色地内の琵琶首用排水路及び久根下用排水路の改修工事を2件実施したものであります。

次に、5款1項8目中山間地域総合整備事業費のうち、備考欄(2)中山間地域総合整備事業費、19節県営中山間地域総合整備事業負担金6,600万円は、桑木、下原の2地区で圃場整備工事、また吉久保、大胡田、所領の3地区で換地計画原案及び実施設計等を実施し、県への負担金として事業費の15%に相当する額を支出したものであります。

次に、192、193ページをお開きください。5款1項9目経営体育成基盤整備事業費のうち備考欄(2)経営体育成基盤整備事業費、19節県営経営体育成基盤整備事業負担金1,900万円は、上野、中日向地区の圃場整備工事及び確定測量等に対する県への負担金として、事業費1億9,000万円の10%相当額を支出したものであります。

次に、5款1項10目中山間地域直接払推進事業費のうち備考欄(2)中山間地域直接払推進事業費ですが、194、195ページをお開きください。19節直接払交付金755万8,000円は、町内の中山間地域10集落、対象面積約38ヘクタールの農地について、耕作放棄地の抑制と多面的機能の維持増進に資する活動に対して支出した交付金であります。

次に、196、197ページをお開きください。5款2項1目林業総務費のうち備考欄(3)森林整備事業費、13節スコリア土壌森林内緊急整備事業4,201万円は、国の緊急雇用創出事業を活用し、スコリア土壌地域の森林に丸太柵工など対策工法を施工したものです。下段になりますが、19節間伐材搬出支援補助金156万8,000円は、町内で発生した間伐材3,136立米の搬出に対する補助金であります。

次に、200、201ページをお開きください。5款2項3目治山事業費のうち備考欄(2)治山事業総務費、13節山地強靱総合対策会議補助業務493万5,000円は、平成24年度に組織された小山町山地強靱化総合対策協議会の運営支援と山腹崩壊等への対策工法の提案、復旧状況等の効果判定を業務委託したものであります。

その下、(3)県単独治山事業費、15節県単独治山事業2,089万5,000円は、生土(城山)の山腹工を2,500平米施工したものです。その下、(4)町単独治山事業費、15節町単独治山工事費719万7,000円は、町単独治山工事須走(スガウト)ほか3件の工事を実施したものであります。

次に、6款1項1目商工業振興費ですが、ページは202、203ページをお開きください。備考欄(2)商工業振興費、13節地域商業活性化宅配サービス事業1,093万4,000円は、小山町商工会への委託事業で、宅配サービスとして金太郎よろずサービスを実施したものであります。

その下、(4)勤労者支援費、21節勤労者住宅建設資金貸付預託金7,497万円は、収入でも御説明いたしましたが、平成14年度から23年度までの過年度分貸付金の預託金として労働金庫に28件分を預託したものであります。

204、205ページをお開きください。備考欄(6)定住人口拡大事業費、19節個人住宅取得利子補給金558万3,000円は、個人住宅取得者に対して継続64件、新規16件の利子補給金を交付したものであります。

次に、6款2項1目観光費のうち備考欄(2)観光振興費ですが、ページは206、207ページをお開きください。19節おまつり助成金680万円は、富士山金太郎春まつり、同じく夏まつり、足柄峠笛まつりにそれぞれ助成したものであります。

その下、(4)富士山事業費ですが、ページは208、209ページをお開きください。13節下段、須走口五合目整備計画策定189万円は、富士山世界文化遺産登録を見据え、整備と保全に関する計画

を策定したものであります。

次に、212、213ページをお開きください。6款2項2目町民いこいの家管理費のうち備考欄(2)町民いこいの家管理費ですが、ページは214、215ページをお開きください。13節3行目入浴施設管理1,299万9,000円は、町民いこいの家あしがら温泉の管理に係る業務の一部を業務委託したものであります。

次に、224、225ページをお開きください。7款2項2目道路維持費のうち備考欄(3)公共施設地区対応事業費、15節道路維持補修事業費5,136万8,000円と、安全施設整備事業費453万4,000円は、町内各区からの要望事項に対し141件を実施したものであります。

次に、226、227ページをお開きください。7款2項3目町道整備事業費のうち備考欄(2)町道整備事業費、15節道路改良舗装事業6,515万6,000円は、町道阿多野大御神線舗装工事ほか15件の工事を実施したものです。

その下、(3)清掃センター周辺整備条件事業費ですが、ページは228、229ページをお開きください。備考欄15節道路改良舗装事業2,422万3,000円は、桑木地内町道2256号線道路改良舗装工事を実施したものであります。

次に、7款2項4目急傾斜地崩壊防止事業費のうち備考欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費ですが、ページは230、231ページをお開きください。15節急傾斜地崩壊防止事業2,709万9,000円は、菅沼地内、菅沼天神下急傾斜地の崩壊防止工事費が主なものであります。

次に、7款3項1目河川費のうち備考欄(2)普通河川維持管理事業費、15節河川改修事業2,969万5,000円は、平成22年度に台風9号の被害を受けた須走地先、普通河川須走排水路の下流部を特定防衛交付金にて河川改修工事を実施し、工事の前払い金と部分払い金を支出したものであります。

次に、234、235ページをお開きください。7款4項2目都市計画費のうち備考欄(4)地区計画策定事業費、13節東富士リサーチパーク・わさび平地区計画策定業務294万円は、町の市街化調整区域における地区計画適用の基本方針を策定したもので、その下の市街地整備基本構想策定業務委託294万円とともに、平成25・26年度で策定します都市計画マスタープランのために、地区ごとの整備・保全構想を取りまとめたものであります。

次に、238、239ページをお開きください。7款4項3目公園等整備費のうち備考欄(5)宅地基盤整備費、19節宅地基盤整備事業補助金500万円は、市街化区域内において宅地造成した基盤整備事業に対する補助金であります。

次に、242、243ページをお開きください。7款5項1目住宅管理費のうち備考欄(2)町営住宅維持管理費、11節修繕料1,266万4,000円は、町営住宅管理に伴い、115件の修繕工事を実施したものが主なものであります。

下段になりますが、14節住宅用地借上料1,435万5,000円は、町内の11団地5万1,657.62平米の土地に対する町営住宅用地借上料であります。

その下、17節町営住宅原向団地用地685万3,000円は、御殿場市小山町土地開発公社に先行取得していただいた町営住宅原向団地用地を平成24年度から5年間かけて償還、用地取得していくものの1年目の償還金であります。

次に、244、245ページをお開きください。7款5項2目建築指導費のうち備考欄（2）建築指導費、13節わが家の専門家診断135万円は、個人住宅30件の耐震診断を実施したものであります。

その下、19節木造住宅耐震補強補助金460万円は、木造の個人住宅の耐震補強工事10件に対し補助金を交付したものであります。

ページは246、247ページをお開きください。同じく19節定住促進事業補助金793万8,000円は、定住人口拡大を図るため、町外からの転入者の増加を図るとともに、町外への流出を抑制するために54件の助成を行ったものであります。

次に、310、311ページをお開きください。10款1項1目農地農業用施設災害復旧費のうち備考欄（2）農地災害復旧費、繰越明許の農災県委託業務（繰越明許）4,570万8,000円は、平成23年度に県と災害復旧業務の委託契約を締結し、平成24年度に繰越明許しました須川沿いのわさび田など農地10件の事業完成に伴い支出したものであります。

その下、（3）農業用施設災害復旧費、13節農災県委託業務3,553万5,000円は、藤曲用水頭首工など農業用施設2件の復旧業務を平成24年度に県に委託したことに伴う24年度支払金であります。

312ページ、313ページをお開きください。備考欄（3）農業用施設災害復旧費、繰越明許、農災県委託業務、繰越明許2,495万1,000円は、平成23年度に県と業務委託契約を締結し、24年度に繰越明許しました西山用水など、農業用施設5件の事業完成に伴い支出したものであります。

次に、10款1項2目林道施設災害復旧費のうち備考欄（2）林道施設災害復旧費、15節町単独災害復旧事業費1,436万1,000円は、林道角取線の緊急仮設工事のほか3件の工事を実施したものであります。

その下、（2）林道施設災害復旧費、繰越明許1,680万円と、その下、（2）林道施設災害復旧費、事故繰越1,760万1,000円は、平成22年に被災した林道角取線の繰越明許及び事故繰越分の工事完成に伴い支出したものであります。

次に、314、315ページをお開きください。10款2項1目公共土木施設災害復旧費のうち備考欄（2）公共土木施設災害復旧費、15節公共土木施設災害復旧事業3,620万円は、平成24年5月3日の豪雨及び6月19日の台風4号で発生した普通河川精進川ほか4件の事業完成に伴い支出したものであります。

同じく15節町単独災害復旧事業6,537万3,000円は、平成23年4月に棚頭・中日向地先の町道原向中日向線が陥没し、県と復旧工事を進めておりましたが、町の施工区域の事業完成に伴い支出したものが主なものであります。

その下、（2）公共土木施設災害復旧費（繰越明許）、公共土木施設災害復旧事業（繰越明許）5,006万4,000円は、平成23年度から実施しておりました普通河川小山佐野川ほか4件の災害復旧

事業の完成に伴い支出したものであります。

以上で、経済建設部関係の一般会計決算についての補足説明を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の各部長にお願いをいたします。説明がだんだん早くなってきました、議員の方が聞き取りにくいということですので、なるべくゆっくりお願いします。

では、次に教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長（高橋忠幸君） 教育部関係決算の補足説明であります。

はじめに、歳入についてであります。

決算書の24、25ページをお願いいたします。上段の13款2項1目2節児童福祉費負担金の主なものは、備考欄1行目の保育所保育料8,675万8,000円であります。平成24年度末では372人の保育園児に係る保育料であります。

次に、28、29ページをお願いいたします。上段の14款1項7目の教育使用料の1節幼稚園使用料2,350万3,000円は、幼稚園の授業料で、月額6,100円、月平均321人、延べ3,853人分であります。

次に、同じく教育使用料のうち、2節生涯学習センター使用料の備考欄一番上、生涯学習施設使用料439万6,000円は、総合文化会館の使用料で、利用者は9万7,000人となっています。

次に、30、31ページをお願いします。15款1項1目2節児童福祉費負担金の備考欄1行目、子どものための手当負担金1億7,532万8,000円は、子ども手当及び児童手当に対する国からの負担金であります。

その下3行目、児童発達支援事業費負担金420万円は、平成24年度県から移譲された障害児施設への通園事業に対する国からの負担金であります。

同じページの15款2項1目2節児童福祉費補助金の備考欄2行目、演習場周辺民生施設設置事業費補助金（繰越明許）5,076万3,000円は、いきど保育園、すがぬま保育園のリニューアル工事に対する防衛8条の補助金であります。

次に、32、33ページをお願いします。15款2項5目1節小学校費補助金の備考欄4行目、学校施設環境改善交付金（逡次繰越）520万1,000円は、須走小学校太陽光発電システムの設置に対するものであります。

その下の学校施設環境改善交付金（繰越明許）1,981万3,000円は、北郷小学校北校舎、給食棟耐震補強工事に対するものであります。

続く2節中学校費補助金の備考欄5行目、6行目の学校施設環境改善交付金（逡次繰越）2,136万5,000円及び演習場周辺教育施設設置事業費補助金（逡次繰越）4,512万円は、小山中学校改築

事業に対するものであります。

その下、学校施設環境改善交付金（繰越明許）231万8,000円は、須走中学校格技棟耐震補強工事に対するものであります。

続く3節社会教育費補助金916万4,000円は、生涯学習センター施設改修工事の設計業務に対する防衛8条の補助金であります。

次に、58、59ページをお願いします。21款6項1目2節雑入の備考欄8行目、文化会館自主事業収入701万5,000円は、総合文化会館金太郎ホール等を会場として22公演を実施した事業収入で、延べ入場者数は7,883人で、集客率は79%となっております。

次に、歳出についてであります。144、145ページの3款3項1目児童福祉総務費からになります。

146、147ページの備考欄（5）児童発達支援事業費の20節児童発達支援事業費942万4,000円は、先ほど歳入でも御説明しましたが、平成24年度県から移譲された事務で、幼児の障害児施設への通園に対し、国保連合会を通じて施設に支払うもので、24年度対象児は9人であります。

同じページの3項2目子どものための手当費の備考欄20節子どものための手当2億4,927万5,000円は、年間合計延べ2万2,406人への子ども手当及び児童手当の支給であります。

152、153ページ3款3項3目保育園費の備考欄（3）保育園維持管理費（繰越明許）9,196万6,000円は、きたごう保育園園舎建設工事設計業務委託等の2,537万8,000円と、防衛8条によるいきど保育園、すがぬま保育園のリニューアル工事の保育園整備事業6,568万5,000円が主なものであります。

同じページの下段（5）きたごう保育園改築事業費の主なものは、15節園舎敷地造成工事2,430万8,000円であります。

次に、9款教育費についてであります。266、267ページをお願いします。

9款2項1目学校管理費の備考欄（2）小学校管理運営費の7節の3行目、非常勤講師賃金633万円は、小学校1年生クラスの円滑な集団生活や学習指導のため6人の支援員を配置したものです。

その下の特別支援員賃金1,103万8,000円は、学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、個々に応じた細やかな指導のため11人の支援員を配置したものであります。

同じ小学校管理運営費、次の268、269ページの備考欄、15節工事請負費の小学校整備事業1,841万9,000円は、須走小学校の外構工事等で、その下の耐震補強工事2,928万5,000円は、北郷小学校北校舎及び給食棟の耐震補強工事であります。

同じページの中段から少し下、備考欄（2）小学校管理運営費（繰越明許）1億856万7,000円は、北郷小学校北校舎及び給食棟の耐震補強工事に伴う設計監理467万円及び耐震補強工事1億381万3,000円が主なものであります。

同じページの備考欄の一番下、（2）小学校管理運営費（逡次繰越）の次のページ、270、271

ページの備考欄3行目、小学校整備事業（通次繰越）5,420万9,000円は、須走小学校の外構工事、太陽光発電システム設置工事及び屋根塗装工事が主なものであります。

274、275ページ中段の9款2項2目教育振興費の備考欄（2）小学校教育振興費の8節謝礼等43万2,000円、及び11節消耗品費49万5,000円は、平成24年度から始めました小学校1年生、2年生に対する書道授業に係る講師謝礼、書道セットの購入費等であります。

280、281ページをお願いします。9款3項1目中学校費の学校管理費になります。備考欄一番上の15節中学校整備事業1,197万円は、北郷中学校グラウンドの防球フェンス改修工事であります。

同じページの備考欄（2）中学校管理運営費（繰越明許）1,910万3,000円は、須走中学校格技棟の耐震補強工事に係る工事請負費等であります。

次に、286、287ページをお願いします。3目小山中学校改築事業費2億5,122万9,000円は、平成21年度から24年度までの4か年の継続事業を進めていました改築・耐震補強事業であり、平成24年度の主な工事は、武道場建設工事、外構工事、体育館改修工事であります。

次に、288、289ページからは9款4項1目幼稚園費になります。

290、291ページの中段、備考欄17節北郷幼稚園用地1,290万3,000円は、北郷幼稚園用地378.40平方メートルの購入費であります。

次に、294、295ページからの9款5項1目社会教育総務費6,733万円は、社会教育委員ほか各種委員の報酬、職員の人件費が主なものとなっています。

次に、298、299ページの備考欄（4）文化財費の13節民族資料整理業務575万4,000円は、国の緊急雇用創出事業により、明倫小学校に保管しています民具等の調査、整理等を実施したものであります。

次に、300、301ページをお願いします。9款5項3目図書館費、備考欄の（2）図書館管理運営費の13節3行目小山町史デジタル化業務275万1,000円は、国の緊急雇用創出事業により、小山町史の第1款をデジタル化したものであります。

また、次の302、303ページの備考欄上段、18節備品購入費の図書268万4,000円は、一般図書、児童図書等1,042冊を購入したもので、平成24年度末の蔵書数は10万5,540冊となりました。年度中の利用者は2万4,852人、貸し出し数は6万2,427冊でありました。

次に、同じページの中段から下、4目生涯学習センター管理費1億6,189万7,000円は、文化会館、総合体育館等の維持管理に係る経費であります。

306、307ページの備考欄（5）生涯学習施設改修事業費（繰越明許）2,543万8,000円は、生涯学習センター施設改修工事に伴う設計業務委託料であります。

次に、同じ306、307ページからの5目自主文化事業費1,896万8,000円は、総合文化会館金太郎ホール等での自主事業公演に要した経費であります。

主なものは、次の308、309ページの備考欄13節自主事業公演1,410万8,000円であります。公演内容はB S 日本の歌、なんでも鑑定団の公開番組、町内小中学校の児童生徒芸術鑑賞会、ドラム

ストラック公演、いっこく堂スーパーライブ、綾戸智恵公演等、町制施行100周年事業を含め、22公演を実施しました。

308ページから311ページにかけまして、9款6項1目保健体育総務費773万円は、社会体育の振興に係る経費であります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、補足説明がない認定第6号 土地取得特別会計を除いた特別会計及び企業会計の補足説明を求めます。

なお、補足説明は、各部長の所管の会計順に行います。

それでは、はじめに、認定第2号 国民健康保険特別会計、認定第4号 後期高齢者医療特別会計、認定第7号 介護保険特別会計の3件について補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 住民福祉部関係の特別会計3会計の決算について、順次説明を行います。

はじめに、認定第2号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を行います。

決算書の321ページからになります。

はじめに、本特別会計の事業概要について説明します。

国民健康保険の加入者状況は、年間平均で2,790世帯、被保険者は4,798人で、平成25年4月1日付町人口の1万9,966人に対して24.0%の加入率であります。

このうち、一般被保険者は4,333人で、前年度より70人減少し、退職被保険者は465人で25人増加しております。

平成24年度の医療費諸率に基づく医科の入院、入院外及び歯科等の医療費のうち、本町の1人当たり医療費は、一般被保険者が30万6,000円で県下7位、退職被保険者が29万5,000円で県下31位、合計すると30万5,000円で県下8位となっております。

医療費適正化対策等につきましては、平成20年度に始まり、本年度から第2期実施計画5か年の計画に基づき、保険者ごとに実施する特定健康診査・特定保健指導に重点を置き、脳卒中や心臓病などの生活習慣病を引き起こす原因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者や、その予備軍となります被保険者を特定健康診査で早期に発見し、予防・改善に向けて積極的に特定保健指導を推進するものであります。

本町の特定健康診査の受診率は、平成25年5月末時点の速報値で46.7%、県平均は31.0%で、県平均より高い実施率となっております。

次に、歳入歳出決算の内容について説明します。

まず、322、323ページをお開きください。歳入総額は323ページの中央の収入済額の下段の20億2,723万1,000円で、歳出総額につきましては、次のページ、324、325ページをお開きください。

歳出総額は325ページ左の支出済額欄の18億6,221万4,000円で、歳入歳出差引残高は326ページの1億6,501万7,000円であります。

それでは、歳入の主なものを説明いたします。

決算書328、329ページをお開きください。1款国民健康保険税は4億3,209万4,000円で、歳入全体の21.3%であります。平成24年度国民健康保険税の現年度分の収納率は94.91%となっております。

次に、332、333ページをお開きください。中段の4款国庫支出金は3億1,104万5,000円で、歳入全体の15.3%であります。

次のページ、334、335ページをお開きください。中段、5款の退職者医療制度に係る療養給付費等交付金は1億1,654万4,000円で、歳入全体の5.7%を占めております。

また、その下の6款前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者に係る財政調整の交付金5億6,897万円で、歳入全体の28.1%となっています。

次のページ、336、337ページをお開きください。8款共同事業交付金は1億6,154万1,000円で、歳入全体の8.0%となっています。

次に、338、339ページをお開きください。下段の10款の繰入金は1億9,017万7,000円で、歳入全体の9.4%ですが、その内訳は、1項1目一般会計繰入金が9,017万7,000円で4.4%、次のページをお開きください。中段の1目の国民健康保険保険給付等基金繰入金が1億円で4.9%となっています。

次に、下段の11款繰越金は1億3,756万3,000円で、その内訳は、次の343ページ備考欄に掲載のとおり、療養給付費等交付金繰越金1,077万3,000円と2目のその他繰越金1億2,679万円であります。

次に、歳出の主なものについて説明します。

354、355ページをお願いいたします。2款保険給付費は12億3,345万9,000円で、歳出全体の66.2%を占めております。

次に、364、365ページをお開きください。3款後期高齢者支援金等は2億4,378万7,000円で13.1%を占めており、2款と3款を合わせますと、歳出全体の79.3%を占めております。

歳出の主なものについては以上であります。

次に、382ページをお開きください。実質収支に係る調書につきましては、区分5の実質収支額1億6,501万7,000円は、前年度に比べ2,745万4,000円の増額となっています。前年度に比較し増額となっている理由としましては、平成24年度に年度中の医療費の推移から予算に不足を生じる見込みとなり、基金を繰り入れたことにより、実質収支額が増額となったものであります。

本来、この金額から区分6の基金繰入額として保険給付費等基金へ積み立てるところであります。歳入総額から前年度繰越金及び基金繰入金を除いた歳入額と、歳出総額から基金等積立金を除いた歳出額との差引である単年度収支は、3年連続赤字となっている現状であります。

また、年度当初から7月の本算定までの税収のない期間の運用資金として、資金不足の状態を是正するため、今回、基金へ積み立てをせず、実質収支額の全額を翌年度繰越金として平成25年度国民健康保険事業の財源に充てるものとしたしました。

なお、平成25年5月末現在の保険給付等基金の積立額は、2億5,845万6,000円となっています。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、認定第4号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を行います。

400、401ページをお開きください。本会計における歳入総額は401ページの収入済額欄の1億9,205万9,000円、歳出総額につきましては、次のページ、403ページをお願いいたします。403ページの左側、支出済額欄の1億8,705万9,000円であります。

次に、404ページをお開きください。本特別会計の歳入歳出差引額は500万円で、これが剰余金となります。

なお、この制度の被保険者数は25年3月末現在で2,635人であり、前年度より56人増加しております。

次に、歳入の主なものについて説明します。

406、407ページをお願いいたします。1款の後期高齢者医療保険料1億6,486万円は、年金からの天引きによる1項1目の特別徴収保険料1億2,018万1,000円と1項2目普通徴収保険料4,467万8,000円であります。なお、収納率は現年度分で99.7%となっています。

次に、2款繰入金2,323万円は、低所得者等に対する保険料軽減分で一般会計からの繰入金であります。

次に、歳出の主なものについて説明します。

410、411ページをお開きください。1款の後期高齢者医療広域連合納付金は1億8,676万2,000円で、歳出全体の99.8%を占め、歳入で受け入れた額を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付したものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わります。

最後に、認定第7号 平成24年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を行います。

決算書の447ページからになります。まず、本特別会計の概要から説明します。

平成24年度末における介護認定者等の状況は、第1号被保険者となる65歳以上の方は4,861人で、町人口の24.3%となっています。

要支援または要介護の認定を受けている方は780人、そのうち65歳以上の人口に対する認定者数の割合は16.0%で、65歳未満で特定疾病により介護認定を受けている方は22人であります。

次に、認定された方のうち、介護サービスを使っている方は平成25年3月分の状況で計662人、前年度と比較して49人増加し、要介護認定者の84.9%であります。

それでは、決算書に基づき歳入から説明をいたします。

454、455ページをお開きください。1款1項1目の第1号被保険者保険料3億1,498万円は、年度途中での死亡、転出者を含めた延べ5,303人分で、1節の特別徴収保険料現年度分は、年金から徴収をしている第1号被保険者保険料で4,601人分、2節の普通徴収保険料現年度分は、現金納付や口座振替による被保険者702人分であります。

次に、2款1項1目国庫支出金の介護給付費負担金は、1節の現年度分が2億3,997万6,000円で、保険給付費に対する国の負担金で、施設分15%と在宅その他分の20%分であります。

次に、456、457ページをお開きください。3款1項1目支払基金交付金の介護給付費交付金の1節現年度分は3億9,627万4,000円で、40歳から65歳未満までの第2号被保険者保険料分で、保険給付費の29%相当分に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次に、4款1項1目県支出金の介護給付費負担金の1節現年度分は2億408万9,000円で、保険給付費に対する国の負担金で、施設分17.5%と在宅その他分の12.5%分の県負担金であります。

次に、458、459ページをお開きください。6款1項一般会計繰入金は2億3,251万円で、1目の介護給付費に対する12.5%分の町からの繰入金1億7,768万円と、次のページ、460、461ページをお願いいたします。上段の4目その他一般会計繰入金4,967万2,000円が主なもので、人件費、認定審査会など、介護保険に係る事務費繰入金等であります。

次に、その下の2項基金繰入金2,000万円は、介護給付費準備基金繰入金であります。

次に、歳出の主なものについて説明します。

466、467ページをお開きください。下段の1款3項1目介護認定審査会費の次のページ、469ページをお願いいたします。上段の(2)介護認定審査会費、19節の269万9,000円は、御殿場市と共同で設置しています介護認定審査会に係る経費で、開催日数128日、審査総件数3,025件に対する総費用額1,199万9,000円の小山町分に当たる680件分、22.5%分の件数割りの負担金であります。

次に、下段の2款保険給付費13億6,507万円は、前年度比7.8%の増加であります。

470、471ページをお開きください。上段、1項1目居宅介護サービス給付費4億9,284万8,000円は、前年度に比べ9.1%の増加で、受給者数は21人増の380人であります。

次に、下段の3目地域密着型介護サービス給付費1億4,652万2,000円は、前年度比19.1%の増加で、受給者は4人増の56人であります。

472、473ページをお開きください。中段の5目施設介護サービス給付費5億8,095万9,000円は、前年度比3.9%の増加で、受給者につきましては21人増の190人であります。

平成24年度中に何らかの介護サービスを利用している方は、居宅、地域密着型、施設サービス受給者に予防給付を加え、合計662人であり、前年度比49人の増加で、居宅サービスの主な利用は訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護等であります。

次に、488、489ページをお開きください。下段の4款1項介護予防事業費651万8,000円は、介護予防事業の通所型介護予防教室に係る経費が主なものであります。

次に、490、491ページをお開きください。中段の2項包括的支援及び任意事業費2,079万4,000円は、地域包括支援センターの運営に係る経費や家族介護用品支給事業が主なものであります。

次に、498ページをお開きください。実質収支に関する調書につきましては、区分5の実質収支額3,269万6,000円は、前年度に比べ34万8,000円の減額となっています。平成25年度5月末現在の保険給付費等基金の積立額は5,867万円となっております。

以上で、介護保険特別会計の決算の説明を終わります。

住民福祉分関係に係る3特別会計の補足説明は以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、認定第5号 下水道事業特別会計、議案第63号 小山町水道事業会計欠損金処理及び決算の認定の2件について補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 経済建設部関係の特別会計、企業会計について、スピードに気を付けて順次御説明をさせていただきます。

それでは、はじめに、認定第5号 下水道事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

決算書の415ページからが小山町下水道事業特別会計となっております。

金額につきましては1,000円未満を省略して説明をさせていただきます。

はじめに、歳入関係の主なものについて御説明いたします。

決算書は422ページ、423ページをお開きください。1款1項1目下水道使用料、1節下水道使用料及び手数料のうち備考欄下水道使用料7,395万3,000円は、陸上自衛隊富士学校を含む1期当たり平均1,550件の合計6期分と、転居精算272件分の下水道使用料であります。対前年度比0.6%の減であり、その収納率は97.8%となっております。

次に、2節下水道使用料滞納繰越分160万9,000円は、平成19年度から23年度までの過年度分で未納となっております使用料の収納額であり、その収納率は21.5%となっております。なお、不納欠損額84万9,000円は、平成19年度分の使用料で、転居・転出先不明者等により収納困難なものについて、地方自治法の規定に基づき欠損処分としたものであります。同じページの3款1項1目下水道事業費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金260万円は、須走浄化センター長寿命化計画策定に伴う国からの補助金であります。

ページは424ページ、425ページをお開きください。4款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金9,392万6,000円は、一般会計からの繰入金であります。

5款1項1目繰越金、1節繰越金、476万9,000円は、前年度からの繰越金であります。

次に、歳出関係について御説明いたします。

ページは426ページ、427ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費のうち備考欄(2)下水道施設維持管理費の11節光熱水費890万6,000円は、須走浄化センターの電気料、水道料及びマンホールポンプ15か所の電気料に要した経費であります。

その下、修繕料663万円は、浄化センターの電気設備、汚泥脱水機の修繕及びマンホールポンプのオーバーホールに要したものであります。

428ページ、429ページをお開きください。備考欄上段13節須走浄化センター維持管理2,992万5,000円は、須走浄化センターの運転及び施設の維持管理のための業務委託料であります。

同じく13節中段須走浄化センター汚泥処理処分953万5,000円は、汚泥506トンの処理、運搬に要した経費であります。

ページは430ページ、431ページをお開きください。1款2項1目公共下水道費のうち、備考欄(2)公共下水道費の13節須走浄化センター長寿命化計画策定業務委託524万3,000円は、先ほど収入でも御説明いたしましたが、須走浄化センター長寿命化計画策定のための業務委託料であります。

同じページの2款1項1目元金、備考欄(2)公債費(元金)の23節償還金元金6,416万5,000円は、須走浄化センターの建設及び管渠工事に伴う平成6年度から15年度までの起債元金を償還計画に基づいて償還したものであります。

ページは432ページ、433ページをお開きください。2款1項2目利子、備考欄(2)公債費(利子)の23節償還金利子2,554万円は、平成6年度から15年度までの起債に対する利子でございます。

以上で、下水道事業特別会計決算の補足説明を終わりとします。

続きまして、議案第63号 水道事業会計欠損金処理及び決算の認定についてを補足説明いたします。

水道事業会計決算書は別冊となっておりますので、よろしくお願いたします。

なお、金額につきましては、下水道事業会計と同様、1,000円未満を省略して説明をさせていただきます。

はじめに、4ページ、5ページをお開き願います。平成24年度決算報告についてですが、消費税込みの金額になります。

収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益の第1項営業収益の決算額2億719万4,000円は、水道料金・水道加入分担金が主なものであります。前年度より277万1,000円の減額となっておりますが、主な要因は水道使用料が91万2,000円、水道加入分担金が193万2,000円減少したことによるものであります。

第2項営業外収益の決算額96万3,000円は、預金利息及び雑収入によるものであります。

続きまして、支出について説明いたします。

第1款水道事業費用、第1項営業費用の決算額2億280万9,000円は、事業運営、施設の維持管理及び減価償却費等であり、予算対比99.5%、前年度より1,754万2,000円の増額となっております。この主な要因は、町制施行100周年記念事業として、各世帯等に配付しましたペットボトルの作成委託料127万円、電気料金の値上げによる動力費が176万円、平成22、23年度の継続事業として施工しておりました棚頭第2配水池等の減価償却を開始したことによる減価償却費が972万円、ヌタ原配水池・新柴減圧槽の解体工事費等の固定資産除却費が476万4,000円、それぞれ増額となったことによるものです。

第2項営業外費用の決算額855万円は、企業債利息・雑支出・消費税及び地方消費税納税額によるもので、予算対比99.3%、前年度より108万4,000円の増額となっております。主な要因は、消費税及び地方消費税納税額の増額によるものです。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入、第1款第1項企業債の決算額は3,000万円で、前年度より2,000万円の増額となっております。これは県道沼津小山線配水管布設工事と、北郷水系配水管布設工事に対する借り入れであります。

第3項国庫補助金の決算額は1,256万円で、前年度より1億3,080万8,000円の減額となっております。この要因は、棚頭第2配水池築造工事が平成23年度で完成したことによるものであります。

なお、補助事業の内容は、企業債で御説明しました県道沼津小山線配水管布設工事と北郷水系配水管布設工事に対する防衛省からの補助金・交付金であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出、第1項建設改良費の決算額は1億4,580万6,000円で、予算対比81.3%、前年度より1億7,287万5,000円の減額となっております。主な要因は、先ほど御説明いたしました、棚頭第2配水池築造工事が平成23年度で完成したことによるものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,406万9,000円につきましては、下の欄外に記載しましたように、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填いたしました。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。8ページの水道事業損益計算書であります。下から3行目の当年度純損失であります。前年度は1,109万9,000円の純利益となっておりますが、今年度は814万円の純損失となり、前年度比1,923万9,000円の減収となり、その額が下段の当年度未処理欠損金となっております。この要因は、決算書4ページ、5ページでも御説明いたしましたが、水道加入分担金等の収益が減少した上に減価償却費等の費用が増加したことによるものであります。

次に、9ページの水道事業剰余金（欠損金）計算書であります。利益剰余金の部、Ⅰ減債積立金、Ⅲ建設改良積立金は、前年度の決算に伴い繰り入れしたもので、積立金の合計額は3億8,747万8,000円となっております。

次に、12ページをお願いいたします。水道事業欠損金処理計算書（案）について御説明をいたします。1の当年度未処理欠損金であります。当年度純損失814万円について、公営企業法の規定に基づき、利益積立金から同額を繰り入れる処分について議決をお願いするものであります。

次に、13ページをお願いいたします。水道事業貸借対照表ですが、これは企業の財政状況を表すものであります。

まず、資産の部であります。1の固定資産合計は中段にありますように44億499万7,000円で、前年度比0.7%、3,148万6,000円の増額となっております。これは、配水池設備、配水管布設設備等による資産の増によるものであります。

次に、下から7行目、流動資産合計は4億5,917万6,000円で、前年度比23.3%、1億3,928万5,000円の減額となっております。この内容は、未収金が減少したことによるものが主なものであります。

次に、負債の部であります。下から2行目、流動負債合計は7,994万円で、前年度より1億3,080万4,000円の減額となっております。この内容は、会計閉鎖期日であります3月31日現在の未払金であり、工事請負費・業務委託の完了が年度末になっていることによるものです。

次に、14ページの資本の部であります。5の剰余金のうち、(2)の利益剰余金は減債積立金、利益積立金、建設改良積立金から当年度未処理欠損金を差し引き、利益剰余金の合計は3億7,933万8,000円となっております。この金額が、当年度以降の資本的収支不足金の補填財源となります。

なお、15ページからは水道事業の報告書であります。収入及び支出の詳細につきましては、23ページからの小山町水道事業会計決算附属明細書に記載してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、水道事業会計決算の補足説明を終わりといたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、認定第3号 育英奨学資金特別会計について補足説明を求めます。
教育部長 高橋忠幸君。

○教育部長（高橋忠幸君） 認定第3号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算の補足説明であります。

決算書では383ページからになりますが、はじめに、398ページの実質収支に関する調書からお願いします。

歳入総額は671万5,000円、歳出総額は565万6,000円で、その差し引き額105万9,000円は剰余金として翌年度へ繰り越したものです。これは3月末に寄附があったため、決算で剰余金としたものであります。

次に、歳入についてであります。

ページを戻っていただき、390、391ページをお願いします。ページ中段の2款寄附金96万円は、匿名の個人からの寄附金で、3月末に受けたものであります。

3款基金繰入金207万1,000円は、貸し付けに当たり育英奨学資金貸付基金からの繰入金であります。

次のページ、392、393ページ上段の5款貸付元金収入340万4,000円は、貸付元金償還金10人分であります。

次に、歳出についてであります。

394、395ページをお願いします。1款貸付事業費565万2,000円は、大学生等15人、高校生3人に貸し付けたものであります。

なお、育英奨学資金貸付基金の年度末の総額は990万3,739円となっております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 以上で補足説明は終わりました。

次に、監査委員から決算審査意見を求めます。監査委員 池谷 浩君。

○監査委員（池谷 浩君） ただいまより、平成25年8月19日付、小監第29号にて小山町長に提出いたしました平成24年度小山町各会計歳入歳出決算、基金運用状況及び水道事業会計決算、財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について御報告申し上げます。

なお、審査の結果は、真田監査委員と同意見でございますので、私が代表して報告させていただきます。

審査は7月3日より8月6日まで、会計管理者及び関係部課長、関係職員の出席を求め、公平普遍の姿勢で実施いたしました。

審査の方針は例年どおり、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、会計経理事務は関係法規に適合して処理されているのか、財政は健全に運営されているか、財産管理は適正であるか等につき、重点的に慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を報告いたします。

最初に、一般会計及び特別会計を一括して申し上げます。

審査に付された各会計歳入歳出決算書等の様式は、関係法令の規定に沿って作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算の執行状況、財政運営及び財産の管理状況について、予算は議決の趣旨に沿っておおむね適正に執行されており、翌年度へ繰り越しされた事業を除き、所期の目的を達成しているものと認められました。

町税の収入未済については、恒常的未収もあり、財源確保及び負担の公平から、更なる解消に努めていただきたいと思います。

一時借入れは公共事業費用として利用いたしましたが、慎重な運用をお願いいたします。

次に、会計経理事務について、毎月の例月出納検査を参考に審査を実施し、おおむね適正に処理されていると認められました。

財政運営について、おおむね所期の目的に沿って成果を挙げているものと認められました。

平成24年度の決算の内容ですが、お手元の審査意見書4ページの決算収支額を御覧ください。

一般会計の実質収支は1億4,832万円、特別会計2億640万円、合わせて3億5,472万円の黒字であります。一時借入れ残高はありません。

決算の概要は、3ページから6ページに記載してございます。6ページを御覧ください。6ページの平成24年度一般会計の決算収支状況を御覧ください。繰り越す財源より、前年度実質収支額を調整、財政調整基金積立額、財政調整基金取崩額を考慮した結果、実質単年度収支額は1億583万円の黒字となりました。

次に、歳入の構成、歳出の構成について、7ページから9ページにかけて記載してございます。

歳入の構成では、自主財源は前年度より2億9,789万円減少しておりますが、これは、繰入金の

減少が主なものです。依存財源の減少11億5,835万円は、国庫支出金の減少が主なものです。

歳出の構成では、人件費、扶助費等の義務的経費は大きな差はありませんでしたが、投資的経費の普通建設事業費は大きく減少いたしました。同様に災害復旧事業費も減少いたしました。

次に、財政力指数でございます。平成24年度0.930となり、普通交付税の交付団体となっております。財政力の動向、財政構造の弾力性を示す各指数について、10ページの表に記載してございます。

11ページは、町債及び債務負担の状況を記載いたしました。平成24年度末、町債残高は94億9,888万円で、平成24年度中は償還元金8億1,839万円に対し、起債は8億9,095万円に、7,255万円増加いたしました。各事業債は1億4,672万円減少いたしました。臨時財政対策債などの特例による地方債2億円の増加が主なものでございます。

また、5ページに戻りますが、収入未済額、不納欠損額について記載いたしました。町民の皆様には負担をお願いしている中で、公平を期するため、収入未済状況及び不納欠損について、各担当者よりその対応を確認いたしました。今後においては、時効期限までに計画的継続的な収納措置を、各課横断的に図られるよう要望させていただきます。特に町営住宅家賃について、住宅使用料の徴収未済額、これが年間住宅使用料収入を上回っております。平成25年度より策定した町営住宅長寿命化計画を実施し、良好な住環境の実現に向けて、より一層の効率的な維持管理、整備を進めていただきたいと思います。

一般会計の詳細資料を15ページから40ページ、特別会計の詳細資料は43ページから49ページに記載させていただいております。

各会計の実質収支は53ページのとおり、黒字ではございます。国民健康保険税の歳入について申し上げますと、収入未済額は減少し、収納率は向上しておりますが、歳出について保険給付額が前年比1億1,613万円の大幅な増加をしております。この傾向は今後も続き、入院を要する高額な医療給付が増加し、国民健康保険特別会計への大きな負担となっております。基金の取り崩しも続いております。保険税の見直しも含め、今後の課題として早急に取り組むことをお願いしたいと思います。

財産の状況は54ページに記載してございます。基金の積み立ては7億5,050万円、前年比1億1,719万円の減少であります。利用していない財産の適切な管理、処分を更に進めることをお願いいたします。

次に、地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付されました小山町土地開発基金運用状況でございます。57ページ、58ページを御覧ください。審査の結果、不動産の売払い等はなく、計数に誤りはございません。基金の運用はおおむね条例の趣旨に従って執行されているものと認められました。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された小山町水道事業会計決算について、審査の意見を申し上げます。審査は7月16日、関係部課長と関係職員の出席を求め、

また、毎月の例月出納検査の結果を参考に、慎重に審査を行いました。決算審査の結果、水道事業の経営は地方公営企業法の基本原則の趣旨に従って行われ、決算報告書及び財務諸表は地方公営企業法施行令の会計の原則に準拠して作成されており、事業の経営成績と財政状況は適正に表示されておりました。また、その数値は正確であると認められました。

46年ぶりに地方公営企業会計制度が大幅に改正されました。平成26年度、新しい基準、新しい制度への移行を的確に進めていただきたいと思います。改正後の公営企業会計制度は、単に適応される会計基準の変更にとどまらず、地方公営企業の経営そのものに大きな変革をもたらすものと考えられます。財務諸表の姿が変化することにより、経営実態がこれまで以上に明らかになります。中長期経営計画の見直し、それから利用者に沿った料金改定なども必要なのではないのでしょうか。

例月出納検査で指摘しておりますが、水道料金の未収額が増えております。引き続き、滞納額削減に努力をお願いいたします。また、未払金のうち、預かり金の未処理が残っております。これら預かり金の未返還は不当利得となります。長期滞留させずに早期返還を図ることを要望いたします。

次に、平成24年度小山町財政健全化判断比率等の審査意見について御報告申し上げます。審査は7月11日から7月24日まで、関係部課長と関係職員の出席を求め、各比率の算出のための法令に基づいて資料が集められ、その算定資料に不足がないか、算定過程に誤りがないか、算出結果に客観的妥当性が認められるか等について、平成24年度決算並びに決算統計資料等を照合して、慎重に審査いたしました。審査の結果、各比率ともに法令に準拠して算出されており、その数値は正確であると認められました。

しかし、この比率はあくまでも財政の不健全な状態を示す目安に過ぎません。従来から、財政運営を行う上で用いる経常収支比率などの経営指標を参考にして、早期健全化基準等に近づかない財政運営を心がけることを要望させていただきます。

以上、平成24年度小山町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況、水道事業会計決算並びに財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について報告いたしました。

報告を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） これで監査報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月3日火曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第7号までの平成24年度会計決算7件と議案第63号 平成24年度小山町水道事業会計欠損金処理及び決算の認定の1件の計8件を一括議題として質疑を行います。

本日はこれで散会します。

午後0時25分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 鳴 邦 彦

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

署 名 議 員 桜 井 光 一

平成25年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成25年9月3日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 高畑 博行君 2番 阿部 司君
3番 渡辺 悦郎君 4番 桜井 光一君
5番 池谷 弘君 7番 込山 恒広君
8番 池谷 洋子君 9番 湯山 鉄夫君
10番 真田 勝君 11番 米山 千晴君
12番 鷹嶋 邦彦君

欠席議員 6番 梶 繁美君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	室伏 博行君	住民福祉部長	羽佐田 武君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	高橋 忠幸君
危機管理監	新井 昇君	会計管理者兼会計課長	鈴木 哲夫君
町長戦略課長	小野 学君	総 務 課 長	田代 順泰君
税 務 課 長	湯山 正敏君	住民福祉課長	秋月 千宏君
健 康 課 長	米山 民恵君	地域防災課長	池田 馨君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商工観光課長	山本 智春君	フィルムコミッション支援課長	深澤 高治君
都市整備課長	相原 浩君	上下水道課長	池谷 和則君
こども育成課長	湯山 博一君	生涯学習課長	高橋 裕司君
須走支所長	小野 巖君	小山消防署長	芹澤 栄君
総務課副参事	鈴木 辰弥君	監 査 委 員	池谷 浩君

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員 3番 渡辺 悦郎君 4番 桜井 光一君

散 会 午後3時01分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|---------|------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 平成24年度小山町一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 平成24年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 平成24年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 平成24年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 平成24年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第 8 | 議案第63号 | 平成24年度小山町下水道事業会計欠損金処理及び決算の認定 |

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

梶 繁美君は、本日の会議を欠席する旨、届けが出されておりますので御報告いたします。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 認定第1号 平成24年度小山町一般会計歳入歳出決算

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 認定第1号 平成24年度小山町一般会計歳入歳出決算を議題とします。

本議案については、8月28日及び30日の本会議において、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

通告順により発言を許します。3番 渡辺悦郎君。

○3番（渡辺悦郎君） 平成24年度小山町歳入歳出決算に当たり質疑を行います。

まず、12、13ページ、歳入歳出事項別明細書、1款の町税全体では予算額38億6,287万6,000円、収入済額が39億2,665万5,000円余りと予算額を6,377万9,000円余り上回っております。

税目別に見ますと、1款1項1目個人、1節現年課税分では、予算額と収入済額の差が783万3,000円余り減額になっております。

収納率98.5%と努力に敬意を表しますが、収入済額が予算額を下回することは好ましいことではないと思います。予算の組み立て、見込みの経緯について伺います。

次に、2目法人、1節現年課税分は予算額に対し、収入済額が5,560万円余り増額となっております。これは予算に対しての見込みが甘かったのではないかと考えられます。数字からすると、2,260万円の減額補正は要らなかったのではと思います。予算の組み立て方に問題があったのではないかと考えられます。説明をお願いいたします。

次、14、15ページ1款5項1目1節入湯税、収入済額11万8,950円とありますが、条例を見直してもいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次、22、23ページ12款1項1目1節交通安全対策交付金、収入済額379万5,000円の算出根拠を伺います。また、交通安全対策交付金の充当事業の内容と成果を伺います。

次に、26、27ページ14款1項4目1節農業使用料、収入済額231万2,544円のうち、足柄ふれあい農園使用料38万9,000円は、何区画で使用者の内訳はどうなっているのか。また、農園の使用の状況と使用促進について、どのような事業を実施されたのか伺います。

次、14款1項6目1節道路橋梁・河川使用料、収入済額319万4,464円は、何件分の使用料で道路橋梁と河川使用料の割合、また未済額780円はどのようなものか伺います。

次、14款1項6目3節住宅使用料の収入未済額が5,333万5,340円は、前年度と比較して増額となっておりますが、なぜこのような多額の未済額が生じているのか、説明をお願いします。昨年、長期滞納者については法的な対応をとり、残余の滞納者についても逐次対応していくと記憶しております。未済額の回収にどのような対策を講じたのか、具体的な説明をお願いします。少なくとも予算額6,500万円を下回る収入済額となっていることは、具体的な取り組みが甘いのではないかと感じざるを得ません。

次、56、57ページ21款6項1目2節雑入、収集資源ごみ売却料355万1,053円についてですが、昨年度は401万7,420円となっており、46万6,371円の減額となっておりますが、要因は何でしょうか。また、資源ごみの内訳、資源別の量と金額を伺います。

次、58、59ページ21款6項1目2節雑入、松田町営駐車場使用料85万3,000円となっておりますが、年間使用料は120万円であり、34万7,000円の赤字となっております。利用している町民もいるので、廃止とはいかなくても契約区画数を検討すべきではないでしょうか。

次、70、71ページ2款1項1目1節報酬、支出済額146万7,000円のうち、総合相談員報酬139万8,000円とありますが、何件の相談があったのか。また、対応後の成果について伺います。

次、2款1項1目13節委託料、支出済額1,414万円のうち、自家用バス運転109万955円とありますが、運行日数と運行目的を伺います。

次、74、75ページ2款1項2目財政管理費、13節委託料、支出済額242万8,200円のうち、行財政改革推進事業費の行政アドバイザー業務45万円について、どのようなアドバイスを受け、どのように行政に反映したかを伺います。

次、80、81ページ2款1項4目財産管理費、25節金太郎元気基金積立金579万円を積み立てておりますが、使用について、どのようなお考えをお持ちか伺います。

次、84、85ページ2款1項5目支所及びコミュニティ供用施設管理費、15節工事請負費の東海グランドの整備の内容と今後の利用について伺います。

次、96、97ページ2款2項2目19節負担金補助及び交付金、小山町納税推進協議会助成金30万円とありますが、協議会と税務課の連携により納税推進を図っているわけですが、具体的にどのような取り組みをし、どのような効果が得られているのか伺います。

次、2款7項1目19節(5)企業立地振興費、昨年度では小山町への企業進出の話は何件あったのでしょうか。あったとすれば、どのような内容だったか伺いたと思います。

次、2款7項1目19節(5)企業立地振興費、小山地区まちづくりワークショップ150万円とありますが、計画と成果の概要について伺います。

次、172、173ページ4款2項1目(5)電気自動車用急速充電設備設置事業費1,083万7,050円、道の駅「ふじおやま」、「すばしり」の利用状況について伺います。

次、5款1項2目19節負担金及び交付金704万518円のうち、アジサイの里づくり交付金30万円についてありますが、アジサイの里の場所はどこでしょうか。また、交付先はどこでしょうか。里づくりの進捗状況について伺います。

次、184ページ、185ページ5款1項3目13節委託料、支出済額55万円、有害鳥獣捕獲の内訳及び捕獲後の処分について伺います。

次、また、19節負担金補助及び交付金の鳥獣被害防止総合対策補助金143万8,500円の具体的な対策はどのようにしたのか伺います。

次、188、189ページ5款1項6目15節工事請負費890万8,200円、町単土地改良事業費は、吉久保のほか2か所との説明でありましたが、区域内地権者は何人ですか。また、受益者の負担はどのくらいになりますか、伺います。

次、190、191ページ5款1項8目19節県営中山間地域総合整備事業負担金6,600万円の支出がありますが、事業全体の予算規模はどのくらいですか。整備の内容と整備面積を伺います。

次、196ページ、197ページ5款2項1目13節委託料4,201万500円、スコリア土壌森林内緊急整備事業ですが、事業の場所と面積を伺います。また、対象エリア外についてはどのようになっているのか。対策を講じなくても問題はないのでしょうか。この事業の補助金はどうなっていますか、伺います。

次、19節間伐材搬出支援補助金156万8,000円は、どの団体に補助をしたのか。間伐材の量と処理について伺います。

次、19節森林整備地域活動支援交付金144万4,500円の交付先はどこでしょうか。事業内容について説明をお願いいたします。

5款2項1目の不用額438万5,541円は何でしょうか。事業の推進が予算どおり執行できなかったということでしょうか。だとすれば、その原因は何でしょう。補正では対応できなかったのか、併せて伺います。

次、200、201ページ5款2項3目13節委託料542万8,500円のうち、山地強靱総合対策会議補助業務493万5,000円との部長の説明がありましたが、もう少し詳細にわたって説明を願います。このことで小山町はどのようなメリットがあるのか伺います。

次、206、207ページ6款2項1目(3)フィルムコミッション支援費、修繕費6万6,834円の詳細について説明願います。

次、208、209ページ6款2項1目18登山者カウンター39万9,000円について説明を願います。

次、226、227ページ7款2項3目22節補償補填及び賠償金、(2)町道整備事業費の立木物件移転補償費1,441万1,689円ですが、何本の立木を補償したのでしょうか。補償した立木の処理についてはどのようにされたのでしょうか伺います。

次、228、229ページ7款2項3目22節繰越明許費500万円の理由について御説明願いたいと思います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○税務課長（湯山正敏君） 渡辺悦郎議員の御質問にお答えをいたします。税務関係のみでございます。

まず、1点目です。個人町民税の関係で、予算の組み立ての経緯についてということで御質問ございましたので、お答えをさせていただきます。

予算につきましては、原則として想定される調定額に想定される収納率を掛けて収入見込額を算定するわけでございますが、基本的に御指摘のとおり、収入済額は予算を上回るようにということで算定をしております。今回、収入済額が予算額を下回ったのは、決算見込みのときに前年度の、まだ調定ができない部分について、前年度の実績を見ながら調定額を算定したというような経緯でございますが、結果として、それを想定収入率に反映した場合に、99%以上の収納率になったということで、実際の98.5%を上回った形で想定をしてしまったということでございまして、今回、予算に収入済額が追いつかなかったということでございます。

もう少し慎重に、今後はより適正な予算見込みをしたいというふうに心がけたいと思います。

それから、2点目につきましては、法人町民税の関係で、予算の組み立てに問題があったのではないかとということで御質問をいただきましたが、法人町民税の決算見込みに関しましては、決算見込みを行う段階で、各その決算見込みの時点以降に入ってくる企業の、確定申告等がございまして、それらの企業に問い合わせをしております。ところが企業でも明確に来年より幾ら上がるとか下がるとかという御回答は得られない状況でございます。

私どもとしては、収入があった時点以降の収入額について、基本的に前年度どのような収入があったのかということも加味をしながら決算の算定をしております。ところが、結果として国の施策等にもあるのではないかなと思いますが、今まで均等割のみだった企業が、所得割が今度出てきて、それが何千万という単位で多く入ってきたと、これについては、ちょっと私どもの方でも見込みが全くできなかったという部分もあって、予想以上に法人税が入ってきたということが事実でございます。

それで、御指摘のとおり、2,200万余の減額補正が必要なかつたのではないかとという御指摘でございますが、結果から見ますと、確かに必要なかつたということですが、先ほど説明させていただいたとおり、その時点では前年度の数値を参考としたため、減額をせざるを得なかつたという部分がありまして、この辺につきましても情報をもう少し得る方法がないのかということ、今後は検討していきたいというふうに考えております。

それから、3点目の小山町納税推進協議会助成金30万円ということでございますが、その取り組みと効果ということでございますが、まず、小山町納税推進協議会は町内の方々12名で構成した団体でございます。内容としましては、税に関する作品の審査会、それからふれあい小山町税税金展等の開催等が主な内容でございます。基本的に、税に関する作品につきましては、小学校

が習字とポスター、それから中学校が作文ということで、これは税の啓蒙といえますか、若いときから税に関して親しんでいただいて、納税するときになったら納税をしっかりとさせていただくというふうなものを目的として開催しておりますので、これらについては非常に意義のあることではないかということでございます。

それから、あと、町税の税金展につきましては、基本的には11月から12月にかけて開催しておりますが、そこでその税金展が、税を考える週間というのが国でやはり決まっております、基本的にはその開催の近辺で開催をすることによりまして、税に関して町民の皆様にも感心を持っていただくというふうなことで、そちらに力を入れているということでございます。

それから、もう1点、ちょっと先ほど申し遅れましたが、確定申告時期に自主申告をしていただくということで、町内を納税推進協議会の方々が順番に回っていただいて、確定申告の推進を図っていただくというふうなことで活動しております。

納税推進協議会につきましては以上でございます。

以上、税務課の回答を終わらせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（室伏博行君） 入湯税のあり方についてお答えいたします。

入湯税につきましては、この3月議会におきまして、今、議長であります鷹嶋議員の方からも入湯税のあり方について検討したらどうかというの、質問があったことは承知しておりまして、それを受けまして、町長、新年度の方でよく調査し、検討していきたいと、このように回答しておるところであります。

これを受けまして、小山町といたしましても近隣の市町の入湯税の状況の調査も終わりました、今後、課税の税額をどのようにするのか、課税の方法をどのようにとったらよいのか等を含めまして、今、検討に入っているところでございます。

今後、条例改正も含めましていろいろ検討していきたいと考えております。

また、方向が決まりましたら、議会の皆様にも相談していきたいと、このように考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） 渡辺議員の御質問にお答えをいたします。

まず、4番目の質問になろうかと思えますけれども、交通安全対策交付金についてであります。道路交通法の規定により納付される交通反則金に係る金額が、必要な道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるために交付されているものであります。市町村の交通事故発生件数の合計と人口集中地区人口の合計に対する比率や市町村が管理する改良済み道路の延長から算定した額が交付されております。

交通安全対策交付金は一般財源でありますので、予算書等には一般財源扱いされておりますけ

れども、決算書225ページにあります安全施設整備事業の財源として私どもは扱っております。この安全施設整備事業ではカーブミラーの新設や取りかえ、区画線の引き直し等を実施し、平成24年度決算額は453万4,950円となっております。

次に、8番目の御質問になろうかと思えます。収集資源ごみ売却料についてであります。減額の主な要因はペットボトルの売り上げ収入の減少が約25万円ありました。それが一番でかいものであります。

あと、その内訳でありますけれども、鉄類が12万8,692キログラム、これ、単価2円でありますけれども、25万7,384円、缶類が10万2,608キロ、単価1円でありますけれども、10万2,608円、新聞紙類が21万4,205キロ、単価4円ですけれども、85万6,820円、雑誌が17万9,690キロ、単価1円でありますけれども、17万9,690円、段ボールが13万8,255キロで、単価3円でありますけれども、41万4,765円であります。ペットボトルについては収集量4万1,123キロありましたけれども、これは容器包装リサイクル協会からお金が入るわけですけれども、単価というか全国の全体で、あとそれで出した量で決まりますので、単価として逆算すれば42.3円ほどになりますけれども、これは毎年変わっておるものであります。

以上であります。

次に、10番になろうかと思えます。総合相談員の関係についてであります。昨年度は123人から127件の相談を受けております。役場相談窓口の橋渡し役として機能をお願いしておりまして、その機能が十分尽くされているんだらうなと思えますけれども、昨年度の反省といたしまして、橋渡しだけではまずいだらうと。いわゆる最後に完結するまで、どういうふうにやったということでその報告をいただくように、今年度は相談員をお願いをしているところであります。

ただ、民民の問題、いわゆる役場が入れない問題等、多々ありまして、なかなか難しいものがあります。ただ、役場が対応できるものについては、完璧とは申し上げませんが、対応できているというふうに感じております。

次に、13番目になろうかと思えます。金太郎元気基金についてであります。これにつきましては、金時公園、豊門公園、金太郎にまつわる資源整備等に使用することとしております。

次に、18番目になろうかと思えますけれども、電気自動車用急速充電設備の利用状況についてであります。平成24年度ではできたばかりということで、「ふじおやま」が1回、「すばしり」が2回でありますけれども、本年、開設以来8月までの期間で使用回数を申し上げますと、「ふじおやま」では157回、「すばしり」では112回になっております。1回当たりの平均使用量を逆算いたしますと9から10キロワットぐらいの使用になっています。

ちなみに、道の駅「ふじおやま」で申し上げますと、県内の使用者が20%と、あと残りの80%の方につきましては、県外の方というふうな統計が出ております。

私からは以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 渡辺議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

決算書の26、27ページをお開きいただきたいと思います。14款1項4目中段にございます農林水産業使用料、備考欄の2行目にあります足柄ふれあい農園使用料38万9,000円でございます。この何区画を使用したのかというふうなことで、その使用状況、それから使用の促進について、まずお答えをさせていただきます。

平成24年度では34区画の使用がございました。使用の内訳でございますが、町内の方々が24名、それから町外の方が10名おられます。この内訳が、御殿場市が7名、小田原市が2名、山北町が1名と、こういった内容になってございます。

それから、使用の促進についてでございますが、なかなかこの利用が伸びてこないというふうなことが課題ではあるわけですが、パンフレットを新たに作りかえて、各町の主要な施設に置かせていただいたり、あるいは町のホームページへ掲載、あるいは地元の新聞等へ掲載をさせていただいて、PRをさせていただきました。

したがって、まだ少し区画が残っているというふうなことで、これから地元の皆さんとも相談をしながら、あるいは農業関係の皆さんとも相談をしながら、この穴埋めをしてまいりたいというふうに考えております。

次に、19番目の質問でございます。決算書が182、183ページ5款1項2目19節負担金の備考欄の一番下でございますアジサイの里づくり交付金についてでございます。この場所と交付内容等々についての御質問がございました。

このアジサイの里づくりにつきましては、花と緑のまちづくりを推進するために、アジサイの植栽を今後町内に進めていこうというふうなことを目指しております。この整備をするに当たり、所領地区にございます合同会社金太郎において、平成22年からはアジサイの苗を7,000本、更に昨年度には約3,000本というふうなことで苗を集めてきていただきまして、この苗の育苗を、現在しているところでございます。そういった日頃の管理だとかそういうものをしていただいております。

また、今後でございますが、例えば誓いの丘でございますとか、例えば湯船地区で実施しているアジサイを活用した集落づくりというふうなことで、今、中山間地域総合整備事業あるいは担い手育成基盤整備事業が進んでいる地域へ、景観を保つために植えていただくというふうな取り組みの中の一環として行っているものでございます。

次に、184ページ、185ページをお開きください。15款1項3目13節負担金の55万円、備考欄の下から3行目になるわけでございますが、有害鳥獣捕獲55万円ということで掲載をしております。この内訳の内容、それから捕獲後の処分についてということでお尋ねがございました。これにつきましては、町内で1年間を通じて、各地域あるいは部農会等を通じて有害鳥獣の出没に対する駆除だとか捕獲の依頼が町の方に来ております。町の方は、現在、駿東猟友会小山支部にお願いをいたしまして、その対策、駆除をしていただいていると、こういうことでございます。

捕獲の内訳でございますが、24年度、イノシシ、それから鹿、それからウソ、これは鳥でございますが、トータルとして445頭捕獲をさせていただきました。

処分でございますが、処分についてはなかなか課題があるわけですが、基本的には捕獲をしたところで埋設を基本としております。イノシシあるいは鹿の一部については、捕獲者が食用として活用していると、こういったところでございます。

次に、今説明をさせていただきました備考欄の1つ下でございますが、19節負担金の鳥獣被害防止総合対策補助金の143万8,500円、この具体的な対策はどのようにしたかということでございます。この部分につきましては、今申し上げました猟友会にお願いして捕獲をする部分と、山から人里におりてくる、入ってくるイノシシだとか鹿を未然に防ごうというふうなことで、国の補助金をいただきまして、金網柵でありますとか電柵を設置している、こういった事業でございます。

この補助金を使うには、それぞれの市町で鳥獣被害防止対策協議会を設置して、それを通しなさいと、こういう規定がございますので、小山町鳥獣被害防止対策協議会というふうな組織を経て、それぞれ要望のある地区に設置をしているところでございます。平成24年度には一色地区の通称正倉というところで比較的富士山側に位置するところでございますが、金網柵を設置させていただきました、これも非常に効果がある事業だというふうに考えておりまして、今年度も、25年度も実施をするという予定でございます。

次に、22番目の質問でございます。決算書188ページ、189ページをお開きいただきたいと思います。5款1項6目15節工事請負費890万8,200円、これは町単土地改良事業というふうなことで工事を施工させていただきました。合計金額が890万8,200円ということでございますが、ここは吉久保ほか2件の工事を行いました。

まず、吉久保大倉開田の排水路工事、それから用沢原堰ゲートの設置工事、それから、中島河西堰の水管橋の改修工事、それぞれを行いまして、トータルとしては3工事を行ったというふうなことでございます。

それで、この中で区域内の受益者はというふうなことの質問でございますが、まず、河西の水管橋の改修工事につきましては、受益者が13戸、それから、吉久保の大倉開田排水路改修工事につきましては28戸、それから、用沢原堰ゲート設置工事につきましては25戸の受益者がございました。

続いて質問の23番目になります。190ページ、191ページをお開きください。5款1項8目中山間地域総合整備事業、備考欄の下から2行目になるわけでございますが、中山間地域総合整備事業負担金6,600万円の支出でございますが、この全体の予算規模、どのぐらいかというふうなことで、整備内容、それから整備面積、この御質問をいただきました。

まず、この6,600万円に対する全体事業費でございますが、全体事業費は4億4,000万円でございます。この内訳といたしまして、圃場整備の工事が桑木地先を約4ヘクタール、それから菅沼

の下原地区でございますが5.8ヘクタール、それから、平成24年度の国の緊急経済対策によって補正された部分も負担金と納めております。これから工事が始まるわけでございますが、吉久保の圃場整備約7ヘクタール、それから、大胡田地区18ヘクタールのうち、まだ面積は確定しておりませんが、こういったところを実施する予定でございます。

以上が圃場整備でございます、あと、圃場整備に絡んで、実施設計を吉久保、それから所領、大胡田、この3地区について行ったところでございます。

先ほど、22番目の質問の中で、受益者の負担金はどのぐらいかというふうな御質問があったかと思いますが、省いてしまいました。受益者の負担金でございますが、河西の水管橋の改修工事の負担金につきましては、受益者負担金が12.5%、それから用沢原堰ゲート設置工事につきましては、同じく工事費の12.5%、続いて、吉久保の大倉開田排水路改修工事、これにつきましては、国の補助金を充てられているというふうなことで7.5%というふうな受益者負担金の内訳となっております。

続いて、決算書196、197ページ5款2項1目13節委託料が4,201万500円と、こういうことになってございます。これはスコリア土壌森林内緊急整備事業でございますが、この区域の面積、それから実施したエリア以外はどのように考えているかというふうなこと、それから、この区域内について対策を講じなくても問題はないのかというふうなことでございます。この事業の補助金はどうなっているのかということでございます。

このスコリア土壌森林内緊急整備事業でございますが、緊急雇用創出事業を用いまして、平成22年の9月の台風災害から翌23年の台風による豪雨災害等々の被害に、これ以上被害が拡大しないようにということや、あるいは倒木の処理だとか、あるいは林道等の側溝の清掃なんかを緊急雇用の事業を使って行っております。

場所は、町内全域にわたるというふうなことでございます。例えば須走中学校の裏山に、これ以上スコリアが流れてこないように木柵を設置するでありますとか、あるいは雨が降るごとに各林道の側溝がたまってしまいまして、林道がますます崩壊をしてしまうというふうなことがございます。こういった林道の側溝の土上げの整備といたしまして、そういうこと、それから138号線の沿線のスコリアの崩落、崩壊が厳しいところがございます。こういったところの、やはりこれ以上スコリアが流れ出さないようにというふうなことで、倒木の伐採処理でございますとか木柵工、あるいは筋工を設置することによって、下流への土砂の流出を防ぐというふうなことを、1年間を通じて行ってまいりました。

これは、3回に分けて契約をしてございまして、それぞれ指導者が2名、それから実際に緊急雇用ということで新たな雇用を創出すると、そういった形で6名を雇用創出して、3回ですから18名、新たな人たちに行っているというふうなことでございます。したがって、この事業は、県の補助金を100%利用させていただいたという事業になってございます。

次に、19節負担金の間伐運搬支援補助金156万8,000円の補助した団体と内容はというふうなこ

とでございます。これは決算書の197ページ、一番下にあるわけでございますが、どのようなところに、団体に補助をしたのか、それから、間伐した量と、その処分処理についてという御質問でございます。

町内で間伐による森林整備をかなりの箇所で行っておるわけですが、間伐をした際に1立米当たり500円を町の補助金で、負担でもって補助しましょうと、こういう内容でございまして、間伐の量は3,136立方メートル、それから、その処分でございますが、当然国の国策として、国有林の利用促進をされているというふうなことで、この利用については県内あるいは県外の木材市場等へ持っていっていると、こういうことでございます。

次に、決算書198、199ページ、一番上段にあります森林整備地域活動支援交付金144万4,500円の交付先はどこかというふうなことで、この事業内容でございますが、これは森林整備事業に必要な森林経営計画を作成するために必要な山林の現況調査、あるいは山林の所有状況調査、それから外周測量をして境界を確定する、それから山林所有者への森林整備事業に対する説明を行うというふうな内容でございまして、平成24年度には柳島の山林を行いました。面積は26.75ヘクタールということで、この対象の所有者が34名ということでございます。

支払先につきましては、静東森林経営共同組合、こちらに支払いをしたところでございます。

それから、200ページ、201ページ5款2項3目13節委託料542万8,500円のうち、山地強靱化総合対策会議補助業務493万5,000円、この部分についての詳細と、それから、小山町にどのようなメリットがあったかという御質問をいただきました。これにつきましては、平成22年の9月台風以降の災害あるいはその次の年の台風、あるいは豪雨災害によって被災した山林の被害状況、これについて正確な山地災害の状況やスコリアの特性が余り把握できていなかったということがございます。

このため、全国的にこういった山地災害を課題として事業をしております専門業者の国土防災技術株式会社に委託をさせていただきました。この委託によって、それぞれ山林の隅々から山地崩壊、沢の崩落状況等々を確認していただきました。これによって、大規模な災害の状況と、それから富士山のスコリア層、非常に特異性がございます。このスコリア層の対策について今後どうしていったらいいのかというふうなことを正確に調査していただきまして、その報告をしていただいたものでございます。

この結果につきましては、今後、山地対策総合会議等々で報告をしながら、その対策を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 建設関係の質問に御回答いたします。

まず、ページ数26、27ページをお開きください。14款1項6目1節道路橋梁・河川使用料でございますが、収入の使用料が何件分、道路、河川使用料の割合、また未済額780円はどのようなものかについてでございます。

まず、使用料につきましては、全体で867件となっております。道路関係が682件、割合といたしまして79%となっております。また、河川につきましては185件、割合といたしましては21%となっております。

未済額780円でございますが、780円につきましては、裁判所より担保不動産競売の配当額の通知がございました。その中で、先取特権の順位が地方税等に次ぐものであることから、今通知の配当額では町税分にも不足しております、占用料に至っては納付が充てられないことから不納欠損といたしました。

次に、ページ数226、227ページをお開きください。7款2項3目22節補償補填及び賠償金でございますが、2事業、町道整備事業のうち立木物件移転補償費でございます。まず、この補償内容につきましては、路線名にいたしまして2路線該当をしております。1路線といたしまして町道1056号線、これにつきましては野沢川の臼幸産業の事務所がございますけど、その対岸側が町道1056号線ということで位置づけしております。その号線につきましては、道路改良に付随しまして庭木の移植、フェンス、倉庫等の補償をしております。

また、2路線のうち、もう1路線でございますが、北郷の町道3191号線につきましては、北郷幼稚園の東側の町道となります。この工事につきましては、庭木等の移植の補償となっております。

次に、ページ数228、229ページをお開きください。7款2項3目22節のうち繰越明許費500万円の理由についてでございます。まず、この事業につきましては、新東名高速道路に伴う新東名側道整備事業費のうちの一部でございます。路線にいたしまして、町道3975号線となっております。この路線につきましては、一部地権者との協議に時間を要しております、それに伴い繰り越しをし、本年度におきまして鋭意事業進捗を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（相原 浩君） 7番目の御質問、決算書26、27ページ住宅使用料に多額の未済額が生じている理由についてであります。住宅使用料の滞納対策のために、昨年度、条例を制定していただきました。この条例で、悪質な滞納者を対象とする訴訟手続や債権放棄に関する規定を設けております。この条例に基づき対応しているところですが、備考欄2行目の滞納繰越分につきましては、滞納額200万円以上の滞納者3人に対する滞納額の支払い等を求めた訴訟を行って

おります。また、滞納額20万円以上の滞納者に対し呼び出し通知を送付し、自主納付や納付相談を促してまいりましたが、全体の納入額は246万3,000円となっております。

また、回収の見込みがないと思われる住宅使用料の債権放棄につきましては、個々の滞納者や保証人の経済状況等を確認し、客観的、合理的理由をもって議会への報告を経て、放棄することを考えておりましたが、その確認作業に時間を要し、平成24年度においての処理ができず、納入済額を減じた額で滞納繰越をしたものです。

また、現年度分につきましても、ほぼ例年並みの収入未済額が生じた結果、全体での収入未済額が多額になったものと考えております。

次に、未済額の回収対策についてであります。職員による滞納整理は計画的に月3回程度実施しております。その中で、納付相談等も合わせて実施しているところであります。それ以外には滞納額200万円以上の滞納者に対して実施した訴訟を、今年度では100万円以上の滞納者について、本人及び保証人の経済状況等を確認して、個々の滞納者と納付相談を実施するなどの上、悪質な滞納者を対象に訴訟を実施するため、現在、確認作業を実施中であります。

また、債権放棄につきましても、昨年度から引き続き作業を継続し、適正な放棄について考えておるところであります。これらの対応をもとに適正な家賃管理、収入未済額の減少に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 最初にいただいた質問の9番目になりますが、決算書58、59ページ、21款6項1目雑入の備考欄の中段あたりになりますが、松田町営駐車場使用料85万3,000円でございますが、この内訳でございますが、一日貸しの利用料が500円で、これが486日で24万3,000円、月貸し利用料、これが1か月5,000円になりますが、これが12か月で61万円ということになっております。

対しまして、歳出になりますが、決算書の112、113ページにあります2款7項1目の企画渉外総務費の生活交通対策費、14の松田町営駐車場使用料120万円ということで、1区画月額5,000円で20区画、これを12か月借りているということで、この金額を支出しております。

議員の質問にありましたように、この差し引きいたしますと34万7,000円のマイナスということで、昨年度はこういう実績になっております。

この区画の契約の検討をという御質問ですが、現在の利用の状況を申し上げますと、今、20区画借りております中で、うち13区画が月貸しになっておりまして、残る7区画が、いわゆる一日貸しというんですか、という対応になっております。これまでの利用を見ますと、1日最高19台が駐車しているということがございますので、引き続きまして、そういうニーズがございますので、20区画を借りて、更にPRもいたしまして対応していきたいというふうに考えております。

次に、御質問の12番目になりますが、決算書の74、75ページ2款1項2目（3）の13行政アド

バイザー業務についてであります。平成24年度では10人の方々がアドバイザーということで登録をさせていただいております、うち8人からアドバイスをいただきました。相談については1件1万円、勉強会あるいは研修会については1回5万円ということで執行いたしました。

相談等の内容ですが、行政評価に関する相談を2回、上下水道料金に関するアドバイスを2回、環境基本条例に関する相談を4回、森林や水源等の自然環境資源の活用相談を1回、バイオマスフォーラム講師を1回、再生可能エネルギー導入可能性調査を1回、木質バイオマス資源活用システム調査を1回、それから、今、うちが進めております内陸フロンティア基本構想作成研修を1回、それと、山地強靱化に関する相談を1回、同じく山地強靱化総合対策講演会を1回、それと山地強靱化総合対策会議における説明を5回ということで、昨年は相談あるいは研修、勉強会等で20回のアドバイザーに助言、アドバイスをいただいております。

これが政策にどのように反映しているのかという御質問ですが、今のそれぞれいただいた相談の中では、水道料の改定でありますとか、今年4月に制定いたしました環境基本条例ですとか、今、町が進めています内陸フロンティア、あるいは山地強靱化の計画等に反映をしているということでございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

次に、16番目の質問、決算書の112、113ページ企業立地振興費のことで、昨年度では町の企業の進出の件数は1件ということで、そのうち用沢に水素水の飲料水の製造販売をする企業が立地したということでございます。

次に、17番目の質問で、決算書の112、113ページ2款7項1目企画渉外総務費（5）の企業立地振興費の小山地区町づくりワークショップ150万円、委託料でございますが、この事業につきましては、小山地区、都区に小山1区から4区、それから生土における住民との協働の観点によりまして、駿河小山駅と、あと富士紡績工場の跡地の課題等の諸条件を整理して、まちづくりのためのワークショップの運営推進と、平成24年度におきましては、本年度、25年度以降の本格的なまちづくりの方針を策定していくため、住民意識の開発あるいは課題の整理を行うことといたしまして、工学院大学の西森陸雄教授が主催いたします西森研究室に委託し、事業を実施いたしました。

事業の中身ですが、まず、事前調査ということでまちづくりワークショップに先立ちまして、駿河小山駅及び富士紡績工場跡地の課題等を現地調査と机上調査による分析と、上位計画であります町の総合計画あるいは都市計画マスタープラン、県の内陸フロンティアを拓く取組構想等について調査をし、ワークショップについては2回実施をいたしました。1回目は成美地区の区長会長さん、あるいは商工会長さん、それから、この地区の活性化懇話会の役員さん、それから、観光協会長、成美地区の婦人会の役員さん、計20名におきまして、この小山地区の有識者、経済団体、地元商店街、自治会等による意見交換を実施し、それぞれの立場で抱えている課題や将来への希望等について、うちの方で把握をいたしました。

2回目につきましては、今度は若い人たちをということで、ワークショップを開催いたしまし

た。成美地区の小中学校あるいは幼稚園のPTA役員、保育所保護者会の役員、あと商工会の会員等、合計約30人によりまして、それぞれ若い世代の住民やPTA役員等により、テーマごとの分科会、買い物でありますとか商店、あるいは交通、子どもなどのそういうテーマによりましてワークショップを実施いたしまして議論を交わし、課題の把握や将来への希望等を掌握いたしました。

この2回のワークショップあるいはアンケートを通じて、住民の方々がまちづくりに対して課題意識をしっかり持っているということ、更にそれを解決するための動き方がわからないという状況が明らかになりました。そこで、今年度においては更に小山地区の住民の方々の意見を集約しながら、小山地区のまちづくりの将来像を構築していくということとしております。

私は以上になります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○須走支所長（小野 巖君） 質問の14番目、決算書の84、85ページです。東海グランド整備の内容と今後の利用についてのお尋ねでございますが、内容につきましては、内野部分の1,250平方メートル、厚さ5センチの土の入れ替えが主なものでございます。

利用に関しましては、東海グランド管理規定を設けまして、事務局を須走支所とし、半日1,000円、前日2,000円を維持費としていただいております。なお、須走地区の子ども会につきましては無料ということにしております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○フィルムコミッション支援課長（深澤高治君） 決算書207ページ備考欄（3）フィルムコミッション支援費、11節修繕料6万6,834円についてですが、これは借り上げをしていましたプリンター兼コピー機の機械保守サービス料で、使用料に応じ毎月支出しているものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 質問の29番目、決算書208から209ページ6款2項1目備考欄の中段にあります18節の登山者カウンター39万9,000円についてであります。これは富士山須走口登山道を利用する登山者の数を把握するために、自動で記録できるカウンターを購入したものであります。

このカウンターの前を通過します登山者の数を何年何月何日何時何分何秒といったデータとともに記録をするものであります。また、電源を太陽電池と蓄電池を組み合わせておりますので、電源工事が不要でありまして、また、長期間の野外の設置に耐えられる仕様となっております。

これまで、須走口の登山者数の把握につきましては、7合目の環境省の方で設置をしておりますカウンターの利用をしておりましたが、この登山者カウンターを設置したことによりまして、町が直接細かく確認をすることができるようになりました。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 先ほどの回答の中で、2点、回答漏れがございましたので、説明をさせていただきます。

25番目の質問でございます。決算書197ページ間伐材搬出支援補助金の補助団体はということで御質問をいただきましたが、町内の2団体でございます。

それから、同じページになるわけですが、5款2項1目の不用額が438万5,000円というふうになっているということで、その原因と3月補正はできなかったのかということについて回答をさせていただきます。この不用額が生じた主なものにつきましては、委託料のスコリア土壌森林内緊急整備事業でもって280万1,000円、この不用額が出た主な要因は、作業日数が当初予定したものよりも減ったということ、それから、資材の購入をある程度予測しておったわけですが、現地調達によって間伐材等が利用できたということによって、資材費の購入が少なく済んだということが減額の、不用残の主なものでございます。

それから、あと一つは19節の間伐材搬出支援補助金の不用額が97万6,000円ありました。これは、実績によって補助を出すというふうな性質から、この決算が出たものでございます。

以上の2事業につきましては、年度末の事業工期となっておりますので、補正による対応はできなかったというふうなことでございます。

なお、以上の内容でございますので、予定されていた事業の執行については問題がなく執行されたということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） 先ほど、1点答弁が漏らしてしまいましたので、決算書70、71ページをお開きください。下段の方に自家用バス運転の委託料が載っております。この委託料につきましては、町の中型バス運行に関するものでありまして、115回の運行に関する経費、委託料であります。運行目的でありますけれども、町の主催する事業への参加等に関するバスの使用であります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再質問はありますか。いいですか。

では、次に、9番 湯山鉄夫君。

○9番（湯山鉄夫君） 平成24年度決算質疑3件、予算執行報告書関連1件、4件についてお伺いをさせていただきます。

まず、問い1、決算書40ページ歳入欄、16款県支出金、2項8目電源立地地域対策交付金440万円、この交付金の活用した実績について。

問いの2、ページ56歳入、21款諸収入、5項4目RDFセンター周辺整備事業3,509万6,079円、

受託事業の内容について。

問い3、ページ116歳出、2款総務費、7項3目広域行政組合管理費4,858万1,000円、これは前年比600万円減になっております。RDF代替施設にごみ処理建設事業負担金として約1,700万円が年々町の負担金があります。この問題について、町民は非常に関心を高めているところであります。この施設の包括的状況についてお願いします。

それから、もう1点、予算執行状況報告書につきまして質疑をさせていただきます。本報告書、第4次総合計画を網羅した各項目に対して実績報告あるいは経過報告が記載されております。大変評価するところであります。

それでは、報告書のページ3、恵まれた環境の保全（環境保全、富士山）について伺います。本年6月26日、富士山は世界文化遺産として登録がされました。このことは大いに喜びとするところであります。登録に対して、県及び周辺の市町では相当な労力と財政負担を重ねてまいりました。今後は、遺産効果を期待しつつも、富士山を中心とした周辺の自然環境の維持、確保、構成資産の保全する責任と義務があります。我が町の環境計画では、小山町環境基本条例に基づき、自然環境の保全及び創造に関する環境施策の計画を策定する予定であると記載をされております。

富士山文化遺産登録は、経済効果は期待されますが、同時に環境や遺産を守っていく位置づけが必要ではないでしょうか。富士山の価値観、環境の配慮、あるいは国立公園法等々の諸条件の管理には環境基本条例の中で確保するのか、富士山文化遺産に関する扱いに別枠というか、独立施策で対処をされるのか、今後進むべき方向についてお伺いをいたします。

以上、決算3点、それから、執行状況報告につきまして1点をお伺いさせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 湯山鉄夫議員にお答えいたします。

最初に、歳入になりますが、40、41ページ中段、16款2項8目1節電源立地地域対策交付金440万円につきましては、歳入になりますが、188、189ページ5款1項6目土地改良事業費、（4）町単独土地改良事業費、15の町単土地改良事業費の中で吉久保地先の大倉開田排水路改修事業に、これが総事業費485万9,400円ですが、この事業に充当いたしまして、水路工、幅が450ミリのU字工を228.86メートル、同じく400ミリのU字工を19.84メートル、それぞれ敷設いたしまして、更に集水升7基を設置し、総延長256.54メートルの排水路工を改修したものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） 決算書56、57ページをお開きください。RDFセンター周辺整備事業受託事業でありますけれども、町道2256号線の道路改良舗装、町道2362号線の用地測量と、町道2242号線ほか1路線の用地測量と及び高畦堰用排水路の測量設計の計4事業であります。

次に、決算書178、179ページをお開きください。ごみ処理施設建設事業についてでありますけれども、これは1日当たり143トンの焼却能力を持つ施設でありまして、本年2月に着工しており

ますけれども、現在、予定の多少遅れている部分はあるようでありますけれども、ほぼ予定どおりであり、地下部分、ピットの部分がほぼ完成したとの報告を広域行政組合から受けているところであります。

最後になりますけれども、富士山文化遺産登録の関係でありますけれども、環境基本計画については、現在、小山町環境審議会において原案を策定しております。その中で、まだ本当に検討中でありまして、確定的なお話は申し上げられませんが、委員の間から、富士山に関する記載をする必要があるという御意見を伺っております。ただ、環境基本計画の中では、富士山に関する具体的な規制の記載ではなくて、各地区別等の環境に関する基本的な行動に関する記載になるものと考えております。

景観関係の対応につきましては、都市整備課長からお答えをさせていただきます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（相原 浩君） 富士山に関する景観についての規制についてであります。富士山が世界文化遺産に登録される際に、イコモスによる評価結果及び勧告が出されております。その中において、御殿場市、裾野市、小山町の土地利用計画規則、いわゆるガイドラインは2013年から2015年にかけて景観条例へと置きかわる予定である。全ての構成資産とその緩衝地帯は2016年頃には景観計画により完全に包括されることとなっているとされております。

町においては世界遺産の構成資産である富士浅間神社、登山道を含め、景観的視点においてイコモスの評価結果及び勧告の趣旨に沿いつつ、地元の活性化に資することができるような景観条例の制定及び景観計画の策定を平成26年度から27年度にかけて検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） ほかに答弁はありますか。

再質問ございますか。

次に、1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 一般会計決算に関して、審査意見書をもとに5件、歳入歳出に関して、決算書をもとに4件質問をさせていただきます。なお、前議員たちの質問で重複する項目がございましたので、2項目は省略をさせていただきます。

まず最初に、審査意見書5ページ、各会計の不納欠損額についてであります。一般会計において、平成24年度の不納欠損額はおおむね減額という良い傾向にあると考えますが、固定資産税だけ41万というわずかな金額ですが増額しています。その理由をお尋ねいたします。

次に、審査意見書10ページ③財政力等についてであります。本町の財政力を判断する指標である財政力指数は平成20年度、実質的にはそれ以前より連続して減少しており、平成22年度より普通交付税の交付団体になっていることは承知のとおりです。平成24年度の財政力指数は0.930とな

り、前年度より更に0.004ポイント減少しています。こういう連続的低下傾向をどう見るか、所見を伺いたいというふうに思います。

同じく審査意見書11ページ3番の町債及び債務負担の状況についてであります。平成24年度の町債現在高は、水道事業債を除いた分で前年度より5,337万4,000円増加し、93億398万5,000円で、水道事業会計を入れると94億9,888万5,054円と、前年度を大きく上回る結果となっています。この理由を説明いただきたいというふうに思います。

同じく審査意見書18ページ最下段の町税欠損処分者調べについてであります。町民税と固定資産税の町税欠損処分者数ですが、県内居住者と県外居住者の合計は、町内居住者数に匹敵する数ですが、町外居住者に対してどのような対応をとっているのか教えていただきたいというふうに思います。

審査意見書38ページ、自主文化事業の年次比較についてであります。昨年度は町制100周年事業等のため、収支率の低い事業を実施したために、収支率が大幅に低下したという説明がありますがけれども、収支差額のマイナスが平成21年度以前のレベルまで戻ってしまいました。町制100周年の年とはいえ、1,000万円を超える収支差額を生み出したことについての見解をお聞きしたいと思います。

続きまして、決算書関係であります。

まず最初に歳入に関する質問、決算書40、41ページ16款2項9目1節緊急雇用創出事業補助金についてであります。緊急雇用創出事業臨時特例対策事業について、重点分野雇用創出事業として計8業務、震災等緊急雇用対応として計8業務という説明がありましたが、その事業名を教えてくださいたいというふうに思います。

次に、歳出に関する質問ですが、決算書74、75ページ2款1項1目備考欄(6)町制100周年記念事業費、町制100周年記念事業費については、当初予算を大幅に上回り、補正を組んで行ったという認識を持っておりますが、3,140万円の経費をかけて1年間行った事業を振り返って、全体から見た総括がもしあればお伺いしたいというふうに思います。

同じく決算書170、171ページ4款2項1目備考欄(3)環境保全費の合併浄化槽設置奨励事業補助金に1,618万4,000円、太陽光発電システム等省エネルギー機器設置事業補助金に130万円の支出がされていますが、それぞれの補助内容について教えていただきたいというふうに思います。

最後に、決算書246、247ページ7款5項2目19節負担金補助及び交付金に関して、備考欄の定住促進事業助成金については54件という説明があり、793万8,000円の記載がありますが、その詳細について教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○税務課長（湯山正敏君） 高畑議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、審査意見書の5ページ、各会計の不納欠損額の表の固定資産税についての御質問でございます。固定資産税が増額をしているというふうなことで、その理由をということでございますけれども、固定資産税の不納欠損額につきましては、平成24年度決算における固定資産税の欠損処分ということで、件数が319件、629万6,000円でございます。それに対しまして、平成23年度の決算額が373件、616万4,000円というふうになっておりまして、これを比較しますと、件数においては54件減っておりますが、金額では13万2,000円上回っております。

なぜこういうことが起きるかということでございますが、一つの例といたしまして、これ、実際に260万円程度の滞納の案件がございます。従前から預金差し押さえ等を進めておりまして、その後、平成23年に強制競売事件という形でそれがこちらに連絡等ございまして、これに伴いまして、うちの方で交付要求をさせていただきました。ところが、その交付要求が年度をまたいで平成24年に地裁から回答を得て、その回答の結果、不納欠損としたという例がございます。

この260万円というのが年度をまたがなければ23年度の不納欠損というふうな形で扱われたはずですが、それが年度をまたいで24年度になったということで、この260万円というのは結構な大きな金額でございまして、その辺の影響が、一つの例ですけれども、あるのではないかなということで、固定資産税全般に言えることは、個人住民税等に比べると1件当たりの価格がかなり大きいということで、金額の大小等も踏まえて、逆転といいますか、件数は減っているんですけども、金額がふえたというふうなことが生じたというふうに理解をしております。

いずれにいたしましても、納期限内納付をしている多くの納税者との公平性を保つためにも、滞納者に対しては特別な事情、いわゆる病気とか失業等があつて、何らかのこちらに申し出があつて、こちらと話し合いができる状況にない方につきましては、差し押さえ予告あるいはその後、差し押さえという形で毅然とした態度で進みたいと考えております。それをすることによりまして、滞納繰越あるいは不納欠損額を減らせるのではないかなということで、今後も努力をしたいと考えております。

それから、2点目でございますけれども、審査意見書の18ページ最下段、町税欠損処分者調べという表でございますが、町外の居住者に対してどのような対応をとっているのか教えていただきたいということでございますけれども、町外居住者の未納につきましては、催告書等で、その中に全国で使用可能なコンビニ納付書等も同封いたしまして、自主的な納付を行われるよう努めております。しかし、再三の警告にもかかわらず滞納処分を行わなければならない状況になりますと、町内居住者に比べまして情報が圧倒的に不足するというところでございます。

そこで、私どもの方では、まず住民基本台帳をもとに小山町に転入する前、それから転出後の

居住する市町村、そちらに実態調査をさせていただいております。それによりまして、財産状況、あるいは就業状況を把握するというところでございます。それで、私どもの方で情報を得た中で居住地周辺の金融機関へ財産調査を行い、続いて給与の調査等も行っているというところでございます。

差し押さえ可能な財産が発見できない場合がございますが、それで発見できない場合には、今度は本籍地にも照会をかけまして、戸籍の付票をもとに生活の痕跡のある地域の調査と、それから勤務地周辺の金融機関の調査を行いながら、町内居住者と最終的には同じような処分をしているというところでございます。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） 審査意見書10ページ、財政力等についてであります。財政力指数は、標準的な財政収入から計算されます基準財政収入額と、標準的な財政事情から計算される基準財政需要額により算出をされます。

小山町における基準財政収入額は平成20年度には40億3,400万程度でありましたけれども、平成24年度には34億6,800万円程度と約5億6,000万円程度、14%の減少となっております。これが財政力指数の低下となっております。基準財政収入額の減少につきましては、主な要因といたしまして、町の歳入の基幹であります町民税、固定資産税の減少が主な原因でありますので、現状では今後も増収が見込めないことから、財政力指数においても引き続き低下傾向にあるものと考えております。

次に、審査意見書11ページ、町債及び債務負担の状況であります。平成24年度の新規起債額は一般会計で8億6,095万円となっておりますが、増加した主な要因は、小山中学校改築事業債1億160万、北郷小学校校舎並びに給食棟の耐震補強事業債が9,960万、須走中学校格技棟耐震補強事業債が1,530万の、教育施設の耐震化事業の借り入れが2億1,650万と多くなったこと、災害復旧事業債を平成24年度も3,620万借り入れたこと。それから、普通交付税不足額補充分としての臨時財政対策債が4億3,535万円となったことによるものであります。

続きまして、決算書74、75ページ、町制100周年記念事業についてであります。本事業につきましては、当初は58の記念事業を実施する予定ではありましたが、43団体1個人からいただいた寄附を有効に使用させていただき、114事業の記念事業を実施することができ、大変感謝を申し上げているところであります。80周年、それから90周年のときには約5,000万をかけ、記念事業を実施してきたわけでありまして、100周年では約3,000万となりましたけれども、町民の多くの皆様方の参加を得て、町制施行100周年の喜びを共感できたものと感じておりますし、内外に広く小山町をアピールすることができたものと思っております。

次に、決算書170、171ページ、環境保全費についてであります。合併浄化槽設置奨励事業補助金でありますけれども、まず5人槽、これが1基当たり33万2,000円、これが23基、7人槽、1基

当たり41万4,000円が18基、10人槽、1基当たり54万8,000円が2基の計43基に対する補助金であります。

次に、太陽光発電システム等省エネルギー機器設置事業補助金でありますけれども、太陽光発電システムが1基当たり5万円で20基、太陽熱温水器システムが1基当たり2万5,000円で12基の計32基に対する補助金であります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 審査意見書38ページの自主文化事業が平成24年度決算で1,000万円を超えるマイナスとなり、収支率は37.6%でありました。収支率が前年度対比24.8%減となりましたのは、小山町制100周年記念事業としてより多くの町民の皆さんに参加していただくよう、22公演中無料公演を8回実施いたしました。このことが大きく収支率を下げた一因であると考えております。

議員御指摘のように、マイナス1,000万円を超える収支差額を生み出したのは事実であります。平成25年度におきましては、9月以降5回の自主文化事業を予定しております。生涯学習センターの改修工事も始まり、施設利用に制限はありますが、より多くの方が文化会館に来館していただくよう、今以上に集客の努力をしていきますので、御理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） それでは、歳入の方ですが、40、41ページ16款2項9目1節の緊急雇用創出事業補助金8,990万4,000円に係る事業につきましては、最初に重点分野雇用創出事業8事業ですが、1番目に小山町内環境美化推進事業、2番目にハイキング道路等維持管理事業、3番目に学校図書室支援事業、4番目にスコリア土壌森林内緊急整備事業、5つ目に地域商業活性化宅配サービス事業、6つ目に豊門公園花いっぱい事業、7つ目に小山町町有民俗資料整理事業、8つ目が小山町町史デジタル化事業、この8つが重点分野雇用創出事業になります。

続きまして、震災等雇用創出事業の8事業ですが、1つ目が管理栄養士雇用事業、2つ目が図書館事務員雇用事業、3つ目が小山町観光情報発信事業、4つ目に富士登山ナビゲーター設置事業、5つ目に生活空間景観美化推進事業、6つ目に国際友好推進事業、7つ目が小山町観光施設管理業務事業、そして重点分野は雇用創出事業と重複いたしますが、こちらでもスコリア土壌森林内緊急整備事業を実施しております。

以上、それぞれ8事業になります。以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（相原 浩君） 決算書246、247ページ7款5項2目建築指導費のうち備考欄（2）建築指導費、19節定住促進事業助成金の詳細についてであります。本助成金は大きく3つのメニューになっております。1つ目が土地・住宅の購入に対する助成、2つ目が賃貸住宅等の賃貸に

に対する助成、3つ目が北駿材を使用する住宅についての助成になっております。

それぞれの内訳につきましては、土地・住宅購入につきましては、町外からの転入者に仲介手数料相当額の2分の1、最高50万円、町内での転居者に仲介手数料相当額の3分の1、最大30万円を助成いたします。土地の購入は、町内転居6件、町外からの転入10件の計16件で、302万7,000円です。住宅の購入は、町外からの転入3件で81万円であります。

次に、賃貸住宅等の賃貸についてですが、町外からの転入者に最大5万円、町内での転居者に最大3万円、いずれも仲介手数料相当額を助成しております。町内転居17件、町外からの転入12件の計29件で110万1,000円となっております。

次に、北駿材使用住宅につきましては、小山町・御殿場地区産の優良木材を使用する住宅建設に対し、最大50万円を助成しております。町内利用者2件、町外からの転入者が4件の、計6件、300万円となっております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、5番 池谷 弘君。

○5番（池谷 弘君） 重複質問2件を除いて9件の質問をさせていただきます。

まず、決算書133ページ3款1項3目福祉巡回バス運行費についてでございます。利用者数に比べ、経費がかかっていると思いますので、もっと経費節減ができなかったのか。また、健康福祉バスというようなことですので、健康のためにあしがら温泉やパークゴルフ場等も巡回する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

2件目といたしまして、決算書156ページ3款3項4目放課後児童クラブ費でございます。これの各小学校区の人員はどのくらいなのか。また、クラブの対象学年は。そして、高学年も対象にできないかということです。また、各児童の負担のクラブ費について伺いたいと思います。

3件目として、163ページ4款1項1目救急医療センター負担金についてでございます。単純に計算しますと、受診する町民1人当たり約2万円もの負担金となっております。現在、1次処置しかできない現状で、これからの救急医療では心臓疾患や脳疾患の患者の対応が必要と考えますので、今後のあり方について伺います。

また、次に、同じ項目でございますが、2次救急医療業務負担金、この内容を教えていただきたいと思えます。

次に、5番目として、やはり同じ項目でございますが、耐震化整備事業負担金、これにつきましては、救急医療業務を考えての負担金と考えて良いのか伺います。

次に、6番目として、決算書253ページ8款1項3目耐震性の貯水槽の更新についてでございます。耐震性貯水槽は、消火以外にも緊急時には飲料水にも利用できると考えております。小山町内の貯水槽の耐震化計画があれば教えていただきたい。

7番目といたしまして、263ページ9款1項2目健康管理事業費でございます。小学生やあるいは中学生等の子供達は、非常に先生方、職員の影響を受けると思えます。職員が元気であるため

に、職員の心の悩み等に対する対応はどのようにしているのか伺います。

8番目として、269ページ9款2項1目AEDの借上料についてでございます。緊急時には誰でもすぐ使えることが必要ですので、小中学校の職員やAEDを設置してある場所の職員の取り扱い訓練について伺います。

最後に、9番目といたしまして、299ページ9款5項1目民俗資料整理事業でございます。整理された民俗資料の町民への公開についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○健康課長（米山民恵君） 池谷 弘議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、決算書133ページ3款1項3目（3）福祉巡回バス運行費についてであります。利用者数に対する経費節減及びあしがら温泉等への巡回の必要性の検討につきましては、現在、小山町地域公共交通会議におきまして地域別懇談会を開催して、町民の皆様の御意見を伺うとともに、地域別の現状分析、利用実態調査等を実施しておりますので、地域公共交通会議の検討結果により対応してまいりたいと考えております。

次に、3番目の163ページ4款1項1目（3）救急医療対策事業費の御殿場市救急医療センター負担金5,662万5,000円につきましては、昭和63年4月1日付で御殿場市と締結した覚書に基づき、御殿場市救急医療センターの負債残額を人口比率により負担しているものであります。

議員御指摘の1次救急につきましては、入院や手術を伴わない医療として位置づけられており、休日、夜間の1次救急を御殿場市救急医療センターが担っております。

2次救急とは、入院や手術を要する症例に対する医療であり、幾つかの病院が当番日を決めて救急医療を行う病院群の輪番制で対応していただいております。

このため、議員御指摘の心臓疾患や脳疾患の患者等につきましては、2次救急以上で対応するものと考えております。

次に、4番目の2次救急医療業務負担金972万5,115円につきましては、先ほど説明いたしました御殿場市医師会に委託している2次救急医療業務に係る経費について10%を均等割とし、残り90%を前年9月30日現在の人口割で御殿場市と負担をしているものであります。

次に、5番目の医療施設耐震化整備事業負担金2,500万円につきましては、同じく2次救急医療機関であり、小山町と御殿場市の地域医療を担う中核病院として地域貢献されています富士病院の耐震化に係る補助金で、救急医療業務に必要な耐震化事業であることから、平成23年度から25年度までの3年間にわたり、小山町と御殿場市とで財政負担をするものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 2番目の決算書156、157ページ、放課後児童クラブ費についてお答えいたします。本年4月1日現在で、町内5か所の放課後児童クラブにそれぞれ成美小は16

人、明倫小は48人、足柄小は22人、北郷小は37人、須走小は46人の合計169人の子供達が、現在、放課後児童クラブに通っております。

高学年も対象にできないかとのことですが、町の要綱におきましては、放課後児童クラブの人員対象は3年生以下となっておりますが、3年生が4年生に進級した際に、引き続き通いたいという子供達もあります。これにつきましては、各クラブの受け入れ体制が可能であれば、それを認めております。なお、その人数は、本年4月1日時点で、小山町合計で34人おります。割合にして約2割ということになっております。

それから、負担金額ですが、5か所とも月額利用料は1万円、その他夏休みなどの長期休暇加算や年会費などがあります。

次に、7番目の決算書262、263ページの健康管理事業費のうち教職員の心の悩みに対する対応はについてであります。決算上、町の費用負担はございませんけれども、当初予算のときに町の産業医によります先生方を対象とした健康相談の相談報酬を用意しております。結果的には平成24年度はその利用がなかったために決算額は出ておりません。更に、県の教育委員会では年に1回メンタルヘルス研修会を実施しております、管理職が教職員からの相談を受けられるような体制をとるように研修を行っています。

また、若手教職員を対象に研修会を実施し、メンタルヘルスに対する理解を深めていただくようにしております。

なお、学校では相談したくないという方もいらっしゃると思いますので、先ほどの町の相談窓口であるとか、県の教職員互助組合での臨床心理士による電話相談などの各種相談窓口の用意もされておりますし、それに対する周知も行っております。

次に、8番目の決算書268、269ページ、小学校管理運営費のうちのAED借上料、AED取り扱い訓練についてであります。各学校の教職員は、御殿場市小山町広域行政組合消防本部で毎年実施しております普通救命講習会などに参加をして、AEDの取り扱いについて講習を受けております。これまでに30人を超える教職員が講習を受けたと聞いております。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（芹澤 栄君） 6番目の質問にお答えいたします。決算書252ページ、253ページをお開きください。8款1項3目備考欄15耐震性貯水槽更新についてであります。はじめに、議員御指摘のとおり、耐震性貯水槽は緊急時に飲料水に利用できます。この場合はろ過機を使用し、沸騰させた後、飲料水として利用が可能であります。

次に、貯水槽の耐震化計画であります。現在、小山町管内にある防火水槽は167基で、うち耐震性貯水槽は135基、耐震化率は80.8%でございます。大規模地震対策で、現在、耐震性貯水槽を年1基整備しております。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 決算書299ページ9款5項1目民俗資料整理業務についてでございます。本事業は明倫小学校に所蔵されておりました民具等105点の民俗資料が適切に教材として活用できるよう整理、修復したものでございます。昨年度は須走小学校に教材として一部を貸し出したしました。今後は、より多くの小中学生に教材として、また議員御指摘のように、町民の方への公開も検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、8番 池谷洋子君。

○8番（池谷洋子君） 私は、平成24年度主要な施策の成果と予算執行状況報告書から、2件質問をさせていただきます。

1件目は12ページです。胃がん検診についてお伺いします。高齢者の方々より、何か良い検診方法はないかとの声が多く寄せられています。バリウムを飲み、機械に乗り、あおむけ、うつ伏せになり、機械が上下斜めに動き、取っ手より手が外れそうになったり、即座に指示どおり動けず、きつい注意を受ける場合もあるようです。また、検診後、なかなか便が出なくて困る等の意見もあります。

確かに高齢になると、腰が曲がったり膝が痛かったりと、機械そのものに乗ることが大変だと考えます。町もこれから高齢者が増えていきます。何か良い改善方法、また検診方法はないのでしょうか。町の考えをお聞かせください。

2点目は14ページです。予防接種事業の実施について伺います。子宮頸がん予防ワクチン91.6%の方が接種されています。今、マスコミ等で副反応報道がありますが、町での事例はあるのかどうか伺います。また、このような報道について、町はどのような取り組みをされているのか、併せてお伺いいたします。

以上、2件の質問です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○健康課長（米山民恵君） 池谷洋子議員にお答えいたします。

まず、主要な施策の成果と予算執行状況報告書の12ページ、各種検診事業の推進について、高齢者の胃がん検診の受診に関する改善方法、また検診方法についてであります。現在、小山町が実施しています胃がん検診は、町のがん死亡率を下げることを目的にして、がん対策基本法及び健康増進法により定められた方法で実施しております。バリウムを造影剤にして、胃のエックス線検査をする方法で、有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインで死亡率減少効果を示す科学的な根拠があるとされております。

平成24年度は集団検診車で町内18か所、21日間巡回し、1,506人が受診しております。胃がん検査には、その他胃の内視鏡検査や血液検査、ピロリ菌に関する検査法がございますが、任意検査であり、医療機関において自己負担で実施するものであります。今のところ、これらにつきまし

ては死亡率減少を示す科学的根拠が不十分であるなど提言がありますことから、小山町の胃がんの検診方法につきましては、今後国のがん対策の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、14ページ、子宮頸がん予防ワクチン接種での副反応事例と、町の取り組みについてですが、今までに小山町での副反応の報告事例はありません。また、町の取り組みにつきましては、平成25年6月14日付の厚生労働省健康局長通知において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みを訴える重篤な副反応が報告されており、その発生頻度等について調査中であることから、副反応の発生頻度がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、安全性を最優先にし、積極的な接種勧奨を一時差し控えるとのことから、町におきましては、積極的な接種勧奨については一時差し控えているところであります。

また、6月14日に国の勧告を受けた後の翌6月15日に、指定医療機関に通知を行うとともに、町内各中学校の校長先生と中学校1年生女子生徒の保護者に文書で通知をしているところであります。ただし、予防接種を中止するということではないので、希望する方は有効性とリスクを理解した上で接種することも可能となっております。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再質問をお願いします。

○8番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

私事なんですけど、90歳になる母がいます。先日、肺がんの検診にいきました。検診車に上る階段が、母にとってはとても危なく、それを見て、私は来年はこの検診はもう無理だなと思いました。もちろん、そんな状況ですから、胃がん検診はとても無理です。高齢者は何らかの形で月に1回くらいは病院に行っています。また、定期検診では必ず病院に行きます。その際にレントゲンなり、できる検診は高齢者に限って、その病院でやっていただくことはできないのでしょうか。病院の規模もありますが、それによって諦めている検診ができるようになると思います。

例えば、胃がんのバリウム検診ができなければ、先ほど米山課長のおっしゃっていたピロリ菌の検査に置きかえることもできるのではないのでしょうか。様々な問題もあるかと思いますが、町も高齢化に伴い、検診のあり方をしっかりと見直す時期が来ているのではないかと考えます。もう一度町の所見をお聞かせください。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○健康課長（米山民恵君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、胃がん検診等の検査方法には様々ありますことから、最新の情報も把握して、今後、検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、2番 阿部 司君。

○2番（阿部 司君） 本日は10件の質問をさせていただきます。1件目の質問は24、25ページ13款2項1目2節の児童福祉費負担金において、収入未済額が318万5,520円となっております、

その内容について伺います。

2件目、26ページから27ページ14款1項2目1節に健康福祉施設使用料の収入済額125万1,911円となっておりますが、健康福祉施設使用料の主な使用団体等の内訳について伺います。

3件目、28ページから29ページ14款1項7目2節生涯学習センター使用料の生涯学習使用料439万6,385円の施設別の件数と使用料はどのようになっているのか伺います。

また、利用の促進を図るためにどのようなPRをしたのか、そして、その成果についてどのように分析しているのか、併せて伺います。

4件目、28ページ、29ページ14款2項2目1節の衛生手数料の収入済額77万3,250円のうち、畜犬登録手数料が、23年度は27万円、昨年度は21万9,000円となっておりますが、その理由と未登録の犬がどのぐらいいるのか、それに対してどのような指導をされているのか伺います。

5件目、38、39ページ16款2項3目1節に保健衛生費補助金に、各種ワクチンへの補助金がそれぞれありますが、今後の対応に十分な量等、確保されているのか伺います。

6件目、58ページ、59ページ21款6項1目、先ほど高畑先生からも質問ございましたので、ちょっと視点を変えて質問をさせていただきます。文化会館自主事業を昨年度22公演実施し、701万5,403円の収入とのことですが、この中で一番お客様の入った公演は何の公演でございましたか。今後、25年度は5回という、先ほどお話でしたけれども、来年度の公演はどのような公演を考えておられるのか、それを伺います。

監査報告書によれば、14回の有料公演を実施しておりますが、公演別の入場者数と収入金額並びに今後の課題等について伺います。また、公演について、どのようなPRを行ったのか。有料公演のみの収支率は先ほどお話ありましたので、集客率はどのようになっているのか、併せて伺います。ほかに公演の選択については、どのようにして決められているのかを伺いたいと思います。

次の7件目、58、59ページ21款6項1目小山町の歴史等売捌代3,000円とありますが、小山町の歴史の在庫は、現在どのぐらいあるのか伺います。

8件目、86、87ページ2款1項6目19節に消費者生活相談金210万8,160円とありますが、月あるいは年間どのぐらいの相談件数があるのか、それと現在はどのような相談が多いのか伺います。

9件目、302ページから303ページ9款5項3目18節備品購入費269万4,234円は、確か1,042の本を購入したと伺いましたが、ジャンル別にはどのようになっていますか。購入図書のうち、リクエストの図書はございましたか。また、破棄した本はどのぐらいで、期日まで返納されない場合、どのような対応をされておりますか。

10件目、304から305ページ9款5項4目13節の委託料の不用額108万4,173円の理由は何ですか。減額補正できなかったのか伺います。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 阿部議員の御質問にお答えいたします。

まず、決算書24、25ページ2節の児童福祉費負担金についてであります。収入未済額につきましては、全て説明欄の保育所保育料に当たります。その内訳でございますけれども、滞納者15人分、平成23年度以前の未納額は140万6,800円、平成24年度の未済額が177万8,720円となっております。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○健康課長（米山民恵君） 阿部議員の御質問にお答えいたします。

2番目の健康福祉施設利用料の主な使用等の内訳についてであります。決算書27ページ14款1項2目1節の健康福祉施設利用料125万1,911円についてであります。平成24年度では年間2,250回、延べ3万6,624人の利用がございました。主な利用状況につきましては、町の保健事業や社会福祉協議会が主催する各種福祉事業のほか、福祉団体や連合婦人会、老人クラブ、小中学校の家庭教育学級、そして民謡、ダンス、フラダンス、コーラス、絵画などの健康増進や趣味を目的とした団体による利用が主なもので、町の健康福祉関係団体の拠点として、多くの町民の皆様にご利用されております。

次に、3番目の各種予防接種ワクチンの確保状況についてであります。決算書39ページ16款2項3目1節の保健衛生費補助金の備考欄4番目から6番目にあります子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンを含む予防接種法に基づく定期接種につきましては、平成24年度及び今年度におきましても国の計画により確保されております。

しかし、今年度流行しております成人の風疹に対する任意の予防接種につきましては、接種者数が急激に増加したことから、この夏以降にワクチンが一時的に不足することが懸念されている状況であり、厚生労働省は出荷の前倒しや増産及び適切な発注など、関係各所に協力を求めているところであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（高橋裕司君） 決算書29ページを御覧ください。生涯学習センター使用料の内訳でございます。文化会館使用料が626件、335万6,315円、備品使用料67件、76万5,150円、空調使用料41件、27万4,920円でございます。

また、どのようなことをPRしたかということでございますけれども、会館につきましては特に会館の促進を図るようなPRはしてございません。ただし、利用していただいた方に気持ちよく帰っていただくよう、職員も心がけ、次回も利用していただくようにしております。

次に、決算書59ページを御覧ください。21款6項1目雑入の文化会館自主事業の中で主なものでございます。701万5,403円の主なものでございます。これは平成25年3月9日に公演いたしました、これは1回公演でございますいっこく堂スーパーライブで873人の入場がございました。

次に、今後の予定ということで、先ほどは回数のみ御説明いたしましたけれども、9月に静岡県立美術館小山移動美術展、11月に和太鼓DRAM TAO、同じく11月に中学校鑑賞会、12月に富士学校音楽隊とハンドベルとのファミリーコンサート、来年1月に人形劇フェスティバルを予定しております。また、26年度については、今現在決定している演目はございません。

次に、監査報告書の14回の有料公演の公演別の入場者数と収入金額についてであります。これにつきましては、人数は延べで、金額については1,000円をお願いしたいと思います。

まず小学校鑑賞会1,140人、51万2,000円、ドラムストラック596人、40万1,000円、わくわく科学教室423人、9万円、島田歌穂朗読劇196人、3万1,000円、中学校鑑賞会574人、52万7,000円、スタインウェイピアノリサイタル124人、6万4,000円、人形劇フェスティバル in 小山211人、10万8,000円、いっこく堂は先ほど申したとおりです。綾戸智恵コンサート585人、258万9,000円、次にスタインウェイを弾いてみようは5回行いまして、その合計で302名、5万8,000円でございます。

次に、公演についてどのようなPRを行ったかということでございますけれども、公演内容の充実はもちろんのこと、幅広く足を使い、関係する市町の会館と連携し、PRをし、町内の方はもとより、より多くの方に公演を周知していくことが大事だと考えております。今年度も、県内はもちろんのこと、近隣の神奈川県、山梨県にも出向き、集客を図っているところでございます。

次に、有料公演のみの収支率でございます。有料公演の収支率につきましては47%、集客率につきましては80%でございます。

また、公演の決め方につきましては、企画会議を実施し、教育長決裁で行っております。

次に、同じく決算書59ページ、小山町の歴史の在庫、24年末現在、5,545冊でございます。

次に、決算書303ページ、備品購入の本の購入でございます。ジャンル別ということでございます。日本十進分類法で分類してございます。その主なものは社会科学が44冊、工学が31冊、芸術が34冊、文学が419冊、児童書が280冊、絵本が117冊、計1,042冊でございます。

次に、購入図書のうち、リクエストの関係でございますけれども、リクエストの図書は515件がありました。そのうち158件、リクエストにお答えして購入をいたしました。また、廃棄した本の数でございます。1,663冊でございます。

また、期限まで返却されない場合でございます。まず、電話による督促を行います。電話の場合、昼間等、当然お出にならない方もいらっしゃいます。その場合ははがきによる督促をさせていただきます。24年度末現在27名、84冊がまだ返却されていませんでした。

次に、決算書305ページ13節の委託料の不用額約100万でございます。こちらにつきましては、27件の全ての委託料のうち、生涯学習センター、24年度は設計業務を行いました。この設計変更が81万1,000円で主なものでございます。この改修工事の設計費につきましては、繰越明許のため補正ができなかったという内容でございます。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（田代順泰君） 決算書29ページ畜犬登録手数料の関係になります。23年と24年を比較して、5万1,000円の減少についてでありますけれども、平成24年の登録頭数が73頭であり、平成23年度と比較すると17頭ほど減少しておりますけれども、平成22年度と平成24年度を比較いたしますと、同程度の登録数となっておりますので、各年度間での差異の範疇にあると考えております。

ちなみに平成24年度末の総登録頭数は1,342頭でありまして、前年度より135頭の減少となっております。

未登録犬についてははないというふうには、私ども思っておりますけれども、未登録犬と思われるものが出てきた場合には、個別に登録指導をしております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○地域防災課長（池田 馨君） 決算書86、87ページをお願いします。2款1項6目（5）消費者行政費のうち、消費生活相談の相談件数及び内容についてお答えいたします。

最初に相談件数ですが、平成24年度には76件の相談がございました。

次に、相談の内容ですが、今年度分につきましては、現在取りまとめ中ですので、昨年の実績でお答えをさせていただきます。一番多く寄せられました相談は、訪問販売に係る相談で、点検商法、寝具の購入勧誘や結婚相談所への会員勧誘でありました。2番目に多かったのは電話勧誘販売で、健康食品や社債、株購入の勧誘でありました。3番目は通信販売に関する相談で、インターネットでの契約トラブルでありました。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後2時03分 休憩

午後2時13分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 桜井光一君。

○4番（桜井光一君） 一般会計決算7件の質問をさせていただきます。

1点目、58、59ページ21款6項1目雑入の備考欄、フィルムコミッションロケ協力費165万8,000円の内容について説明願います。

同じく備考欄、その他雑入の194万5,000円もありますけれども、主な雑入はなんでしょうか。

2点目、110ページから111ページ2款7項1目企画渉外総務費の備考欄（2）企画調査費、13節足柄駅舎及び周辺整備事業99万8,000円の内容を説明してください。

3点目、決算書118ページから119ページ2款8項1目広報広聴費の備考欄（3）国際交流姉妹

都市交流費、8節手土産代15万1,000円はどんな土産なのか。また、町の土産としてはどんなものが喜ばれたのか。

4点目、196ページから197ページ5款2項1目林業総務費の備考欄(2)林業総務費の19節木質燃料ストーブ導入補助金8万2,000円の内容は。また、1台当たりどのぐらいの補助金が出るのか教えてください。

5点目、204ページから205ページ6款1項1目商工振興費の備考欄(6)定住人口拡大事業費の19節婚活推進協議会に助成金100万円の事業の内容は。また、参加者は何人で、カップルは誕生したのかどうか。

6点目、208ページから211ページ6款2項1目観光費の備考欄(5)交流人口拡大事業費、13節自転車まちづくり事業199万9,000円の内容は何ですか。

7点目、210ページから213ページ6款2項1目観光費の備考欄(7)富士箱根トレイル維持管理費、13節ハイキングコース巡視と維持・管理費合計で131万9,000円の内容は。また、巡視の中で事故とか事件、そういうたぐいのものはなかったですか。ハイキングコースの利用者の人数は何人でしたか。

以上です。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○フィルムコミッション支援課長(深澤高治君) 決算書58、59ページをお開きください。21款6項1目雑入、フィルムコミッションロケ協力費についてお答えします。主には旧新宿区立足柄学園やスタジオ化しています旧町立体育館での撮影に伴う撮影協力費です。

旧新宿区足柄学園の撮影日数は年間で50日、協力費は半日1万円、1日2万円です。また、旧町立体育館での撮影日数は68日です。協力費はスタジオを運営しております美術業者より使用料の20%の協力をいただいております。

以上でございます。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○総務課長(田代順泰君) 同じく59ページ備考欄のその他雑入194万5,000円の主なものでございますけれども、市町フレンドシップ推進事業費として協力したウルトラトレイル・マウントフジ開催に対する市町村振興事業等助成金の配分金99万1,000円、それから、消防団員の福祉共済掛金26万7,000円が主なものであります。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○町長戦略課長(小野学君) それでは、はじめに、決算書110、111ページ2款7項1目(2)13の足柄駅舎及び周辺整備事業費99万8,500円の主なものでございますが、これにつきましては、昨年、足柄地域の主要機能を駅周辺に集中させ、駅を中心に地域コミュニティの輪を広げ、その上で活性化を図ることを考察、検討するというところで、まちづくり計画を策定するというので

業務委託をしたものが主なものでございます。

事業の内容といたしましては、足柄地域の現況あるいは人口推移、地域資源等の現状の整理、それから駅あるいはコミュニティ活性化、雇用、観光などの基本的な課題の抽出と整理、それから活性化の視点と可能性ということで、自然でありますとか交通、食、東名高速のSA等の資源の拾い出し等を行い、まちづくり構想を策定するというので、冊子及びDVDを作成したものが主なものであります。

次に、決算書118、119ページ2款8項1目(3)の国際交流姉妹都市交流費、8の報償費、手土産品の15万1,080円でございますが、これにつきましては、昨年、小山町と今、中国の浙江省の海寧市と国際友好の交流都市になるという、そういう準備を進めておりまして、その中で、去年は議長あるいは町長、それとあと担当課長、日中友好協会の会長さんが、去年は2回出向いておりまして、その際に町内の写真家が撮影いたしました富士山の写真を額に入れたものを3点、海寧市の方へ手土産ということで持参をいたしました。

それから、去年は町制施行100周年ということで、姉妹都市の岡山県勝央町、あるいは観光友好都市の京都府の福知山の町長さんと主要な方が来町された際に、100周年で作成いたしました記念酒、日本酒ですが、あるいは小山町の特産品でありますワサビ漬け、ワサビそばなどを手土産ということで差し上げたということと、あと国際姉妹都市でありますカナダミッシン市からは市長夫妻等が見えられましたので、羽子板を手土産ということでお渡ししたということになっております。総計15万1,080円ということです。

いずれのプレゼント、手土産につきましても、それぞれ先方には喜んでいただいたということで、特に富士山の写真、あるいは伝統工芸の羽子板等につきましては、やはり珍しいものということで喜ばれたということで理解しております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 御質問の4番目、決算書196、197ページ林業総務費のうち、木質燃料ストーブの導入に関する件でございます。まず、この補助金の補助件数は2件でございます。それから、この補助金の1台当たりの限度額が5万円を限度として、購入の2分の1以内ということになってございます。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） はじめに、決算書204から205ページ6款1項1目備考欄(6)定住人口拡大事業の19節婚活推進協議会助成金100万円についてであります。平成24年度におきましては5回の婚活イベントを実施いたしまして、その参加者は合わせて330人で、カップルは31組誕生しております。

次に、決算書210から211ページ6款2項1目備考欄の上から2段目であります13節の自転車ま

ちづくり事業199万9,200円についてであります。この事業につきましては、町内の観光スポット等を拠点といたしましたサイクリングコースを開発いたしまして、それをウェブで公開するなどを行いまして、町内外からのサイクリストの呼び込みを行ったものであります。

また、この事業の中で、サイクリストの立ち寄りの場所の整備といたしまして、町内の商店など16か所に自転車ラックの設置を行うとともに、うち10か所では自転車の修理用工具を設置し、貸し出しも行っております。

次に、決算書212ページから213ページの6款2項1目備考欄(7)富士箱根トレイル維持管理費の13節のハイキングコースの巡視と維持管理の131万9,350円についてであります。巡視につきましては、ハイキングコース上の洗掘や倒木等の有無を確認し報告するものであり、維持管理につきましては、ハイキングコース内の草刈り、倒木の除去、洗掘の修繕等を実施するものであります。これらの事業を区や各団体に委託しております。

次に、巡視の中で事故、事件があったかのお尋ねでありますけれども、特にはありませんでした。

次に、ハイキングコースの利用の人数であります。平成24年度の状況といたしましては、JR駿河小山駅前から明神峠に向かうハイキングバスの利用者につきましては818名、5月に行われましたオックスファム・トレイル・ジャパンでは600名、ウルトラトレイル・マウントフジでは2,029名、また6月に開催いたしましたサンショウバラツアーには47名、10月の紅葉ハイクには57名の参加がありました。また、金時山の小山側からの登山者の数は11万2,696人でした。その他にも多くの方がハイキングコースを利用していただいていると認識をいたしております。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 次に、11番 米山千晴君。

○11番(米山千晴君) ページですが、194、195、農林水産業費、5款1項11目、本年度の管理料でございますが、総額278万9,000円余。この中で、説明欄12の手数料、これの詳細を伺いたい。

それから、備考欄の2の農村活性化センター管理費で、燃料費48万8,000円余、光熱水費117万2,000円余、これ、総額しますと166万になるわけですが、収入の方の使用料及び手数料、14款1項4目区分1の活性化センターの収入でございますが、137万6,000円余。これ、差し引きますと141万3,000円のマイナスになるわけですね。ここ、マイナスをしてまで、ここをやらなければならない根拠、この辺をお聞きしたいです。

それから、どのような団体が、年間どのような日数で使用されているのか。それとどのような、これに関しての成果が上がっているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁をお願いします。

○農林課長(遠藤一宏君) 決算書194、195ページ農村活性化センターの管理費のうち、まず、手数料についてお答えをさせていただきます。手数料の10万8,196円の内訳といたしまして、浄化槽の汚泥の引き抜きと、それから同じく浄化槽の法定検査料が、この10万8,196円でございます。

それから、燃料費が48万8,000円、それから光熱水費が117万2,000円ということで、収入137万6,000円をオーバーしているというふうなことと合わせて、この施設の使用の状況についても説明をさせていただきたいと思います。

まず、あそこの当センターには会議室がございます。この会議室には、例えばフラワーアレンジメント教室がございますとか老人会によるふれあいサロン、それから各種団体等の会議等にも使っていただいております。あと、玄関を入れて左側に体験工房がございますが、これにつきましては地場産品を使った食品を加工するというふうなところでございまして、みそづくり教室だとかあるいは学校のPTA、そば打ち体験、それから農商工連携の食品開発というふうなことで、年間を通して使われているということでございます。

それから、玄関を入れて右側の奥には製造体験室、それから製粉加工室等があるわけですが、これについては、町内にある法人さんが申請書を出されておまして、許可をして使用しているということでございます。

したがいまして、燃料費、それから光熱水費については、収入に比べてその分が上回っているわけですが、この収入を上回っているというふうな一つの原因として、要因として、当センターの敷地を、現在、土地を借り上げているということがございます。面積にすると1,641平米を借り上げているというふうなことで、この土地の賃料が70万弱ぐらいあるというふうなことでございます。これを差し引けば、この施設に対する町の持ち出しが70万余と、こういうことになるかと思えます。

当施設は、地域の農業の振興を図ること、それから特産物の開発あるいは普及、それから農産物を加工して付加価値をつける加工と実習体験、これらをもって農業の健全な発展と地域の活性化、あるいは町内外の方々と農業者の交流の場と、それを目的としているものでございます。

現在、会議室の利用だとか、あるいは体験工房の利用が少ないというふうなことで、当農林課の方としても、この辺の課題について対策といたしましうか、もう少し利用勝手がいいものにしていかなきゃいけないというふうなところを考えているところでございます。

現在、町内では所領だとかあるいは下古城等で田植えの体験、あるいは稲刈りの体験、更にはサツマイモの収穫体験、それからトウモロコシの収穫体験、これらを行っております。これらの各種体験とこの活性化センターとの、もう少し結びつきをつけて利用の拡大を図っていきたいなというふうに考えているところでございます。

更には、例えば学校給食だとか、あるいは地元の産品をもっと導入するに当たり、この集客と、あるいは発想の場として活用していきたいと、こんなことも検討しているところでございます。

したがいまして、議員御指摘の、収入よりも支出の方が若干多いということではございますが、町としてはこの辺を改善していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再質問ありますか。

○11番（米山千晴君） 再質問させていただきます。

一般企業であれば、マイナスというと非常に厳しいものがあると思います。行政がやっているからということで、転がしてはいけると思うんですが、やはりこれだけのものをマイナスの要因になるものを、これはどうにか是正しなきゃいけないのかなと、私は思うんですよ。その辺で、今後どういうふうにお考えなのか。

それともう1点、かねてから言っているとおり、この辺を指定管理にする気持ちはあるのか、ないのか。また道の駅との抱き合わせはする気はあるのか、ないのか。やはりこの辺が一番重要な問題だと思いますので、その辺の答弁を願いたい。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（池谷精市君） 米山議員の再質問にお答えいたします。

今御指摘いただきましたように、施設の収支というのは非常に大事だというふうに認識をしております。その中で、健全に運営するということが一番大事ではありますが、本来、農村活性化施設を作ったときの設置目的もございませう。町内の農家の活性化というようなことで、そこを有効に使うことによって、6次産業につながるような加工品とか農業体験などの加工とかいう形で、様々な利用が考えられると思っております。

その中で、まずは、今、町でやっていかなければいけないということは、あそこの利用を高めると。利用を高めるに当たっては、例えば農業体験の後の加工体験、農業収穫体験などの加工体験というようなことで、あそこを多くの農家の方に、そして多くの農業体験をされた小山町に来ていただいた方に使っていただくということで、まず利用率を上げていく取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

その中で、当然、施設の運営ということがございませうので、議員御指摘ございましたように、指定管理、または道の駅との合わせた使用形態ということも併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再々質問。

○11番（米山千晴君） 再々質問です。

気持ちはよくわかります、確かに。本来の目的に沿ってやるということは、これは本当の話だと思います。やはり、しかるに聞いてみると、老人会の方が使われたりということで、そうしないと収益も上がっていかないのかなというような考え方でしょうけれども、やはり独立採算制でやるべきではないかと、このように考えております。ですから、やはり本来であれば、あそこを一体と考えて、道の駅と一緒に指定管理に出すのか、その辺も一つの考え方ではないかと思ひます。それで、あそこ、単独で指定管理というとやっぱりちょっと厳しいもの申し上げるかと思ひますけど、再度、その辺のお考えをいただきたい。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○**経済建設部長（池谷精市君）** 米山議員の再々質問にお答えいたします。指定管理についての考えということでございますが、先ほど答弁しましたように、今後、指定管理についても視野に入れた中で検討するという答弁をさせていただきましたが、もう少し詳しく御説明いたしますと、その指定管理についても様々な方法がございます。例えば指定管理料を大きく払って指定管理をお願いするというのもございますし、または別の考え方で、収益が上がる施設だということで、例えば結果的には指定管理料を払わずに運営ができる施設というようなことで、様々な指定管理の形態がございます。

今の農村活性化センターについては、使用料という形での収入しかない形という部分があるものですから、先ほど申し上げましたように、あそこの利用をいかに拡大していくか、活性化していくかということを考えながら、その中において指定管理についても、その方法を含めて検討をしてみたいと思います。

以上であります。

○**議長（鷹嶋邦彦君）** 通告者は以上ですが、ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号 平成24年度小山町一般会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（鷹嶋邦彦君）** 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第2 認定第2号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第3 認定第3号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第4 認定第4号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第5 認定第5号 平成24年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第6 認定第6号 平成24年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第7 認定第7号 平成24年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第8 議案第63号 平成24年度小山町水道事業会計欠損金処理及び決算の認定

○**議長（鷹嶋邦彦君）** お諮りします。日程第2 認定第2号から日程第7 認定第7号までの平成24年度特別会計決算6件及び日程第8 議案第63号 小山町水道事業会計欠損金処理及び決算の認定1件の、計7件については一括質疑とすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（鷹嶋邦彦君）** 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第63号までを一括

議題とします。

本議案については、8月28日及び30日の本会議において、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。通告順により、発言を許します。3番 渡辺悦郎君。

○3番（渡辺悦郎君） 水道事業会計決算書13ページ、貸借対照表、項目2（2）未収金、この現状と今後の対応について伺います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（池谷和則君） 渡辺議員にお答えいたします。

別冊水道事業会計決算書13ページ、貸借対照表、中段に流動資産、（2）未収金の現状と今後の対応についてであります。未収金は、建設事業に伴う防衛8条補助金756万円、防衛9条交付金500万円の、計1,256万円と、平成20年度から平成24年度までの水道料金の未収金1,672万2,868円であります。なお、防衛8条、9条の補助金、交付金につきましては、いずれも4月に収納がされております。また、水道料金の未収金に対する今後の対応でございますが、水道事業会計の経営状況が厳しい中、未納者に対し、滞納整理や納付相談等を行ってまいりましたが、今後は給水停止を見据え、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、9番 湯山鉄夫君。

○9番（湯山鉄夫君） 認定第5号 下水道特別会計でございます。議案書のページ424、4款1項1目一般会計繰入金9,392万6,000円、そして430ページ、第2款公債費、1項公債費6,416万5,813円プラス利子2,554万765円、計8,970万6,578円。公債費相当額が毎年一般会計より繰り出しをされております。この償還すべき公債残額及び債務満了年度はいつ頃になるかお尋ねします。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（池谷和則君） 湯山議員にお答えします。

430、431ページ、公債費、償還すべき公債残額及び債務満了年度についてであります。元金の未償還残高は11億3,712万8,687円であり、債務満了年度は平成45年度となっております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、5番 池谷 弘君。

○5番（池谷 弘君） 国民健康保険特別会計について伺います。329ページ、1款1項1目につきまして、国民健康保険税の不納欠損額が非常に多いので、その原因と対応についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

決算書は329ページ、最上段になります。1款国民健康保険税の不納欠損額902万6,161円、この金額で説明をさせていただきます。欠損の原因でございますが、まず地方税法第18条の規定に基づきまして、当該年度を含み5年以上を経過したもので、いわゆる時効であります。再三訪問して納付指導を試みましたが、病気等を理由とした生活困窮状態や、経営不振等を原因とする徴収不能分で141名、682件、金額で709万9,464円であります。

2つ目として、例えばひとり暮らし等で死亡され、その債権を継承する身寄りがない場合や居所不明が判明した場合に行う地方税法第15条の7第5項の規定に基づく即時欠損処分42名、240件、192万6,697円あります。

次に、その対応についてであります。小山町国保の健全運営を維持し、被保険者の課税の公平性を確保するためには、1件でも多く滞納を解消する必要があり、平成24年度におきましては、先ほど申し上げました理由以外で納付をしていただけなかった方に対しましては、65件の預金及び給与等の差し押さえを実施いたしまして、229万1,579円を保険税に充当いたしました。

その他、徴収嘱託員による臨戸徴収を合わせて行いまして、訪問件数2,448件で963万6,172円を徴収いたしました。今後も引き続き公平性の確保から、欠損額、未済額を圧縮するために、町税の担当課と連携をしながら、粘り強く努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 特別会計における決算質疑の通告者は以上ですが、ほかに質疑はありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第3号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第4号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第5号 平成24年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第6号 平成24年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第7号 平成24年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第63号 平成24年度小山町水道事業会計欠損金処理及び決算の認定は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月6日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後3時01分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

署 名 議 員 桜 井 光 一

平成25年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成25年9月6日(第4日)

召集の場所 小山町役場議場

開議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 高畑 博行君 2番 阿部 司君
3番 渡辺 悦郎君 4番 桜井 光一君
5番 池谷 弘君 7番 込山 恒広君
8番 池谷 洋子君 9番 湯山 鉄夫君
10番 真田 勝君 11番 米山 千晴君
12番 鷹嶋 邦彦君

欠席議員 6番 梶 繁美君

説明のために出席した者

町長	込山 正秀君	副町長	柳井 弘之君
教育長	天野 文子君	企画総務部長	室伏 博行君
住民福祉部長	羽佐田 武君	経済建設部長	池谷 精市君
教育部長	高橋 忠幸君	危機管理監	新井 昇君
会計管理者兼会計課長	鈴木 哲夫君	町長戦略課長	小野 学君
総務課長	田代 順泰君	税務課長	湯山 正敏君
住民福祉課長	秋月 千宏君	健康課長	米山 民恵君
地域防災課長	池田 馨君	建設課長	岩田 芳和君
農林課長	遠藤 一宏君	商工観光課長	山本 智春君
都市整備課長	相原 浩君	上下水道課長	池谷 和則君
こども育成課長	湯山 博一君	生涯学習課長	高橋 裕司君
総務課副参事	鈴木 辰弥君		

職務のために出席した者

議会事務局長 小野 克俊君

会議録署名議員 3番 渡辺 悦郎君 4番 桜井 光一君

散会 午後2時45分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

5番 池谷 弘君

1. 鳥獣被害の対応について
2. 広域行政組合の負担割合の状況について

1番 高畑博行君

1. きたごうこども園の具体的な運営方針について

8番 池谷洋子君

1. 「こころの体温計」を町のHPに開設することは
2. まちの「エネルギー戦略」について

4番 桜井光一君

1. 「北郷の森」整備について
2. 町のシンボル「着ぐるみ」について

2番 阿部 司君

1. 光ファイバ網の整備状況及び今後の活用

7番 込山恒広君

1. 人口2万人を堅持できるか

9番 湯山鉄夫君

1. 小山町局地激甚災害の総括と爾後の対策について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

梶 繁美君は、本日の会議を欠席する旨、届けが出されておりますので報告します。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。田代副町長は、公務のため本日の会議を欠席しておりますので報告します。

日程第1 一般質問

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、通告順により、順次発言を許します。

はじめに、5番 池谷 弘君。

○5番（池谷 弘君） 本日は2件の質問をさせていただきます。

まず1件目は、鳥獣被害の対応についてであります。

近年、鳥獣による農産物被害が多く、日本国内の被害額は平成21年度以降は200億円を上回り、平成23年度は226億円となっており、特にシカとイノシシの被害増加が顕著となっております。このような中で、平成24年、鳥獣被害防止特別措置法が改正され、鳥獣被害対策隊の設置促進、活動強化や、より効率的、効果的な対策推進の必要性が叫ばれております。

日本でも平成26年度、概算要求で、野生鳥獣による被害の深刻化、広域化に対応し、地域ぐるみの被害防止活動等、年度の切れ目に関係なく措置できる鳥獣被害防止対策を総合的に支援するために100億円提示されております。

地域ぐるみの鳥獣被害防止の取り組みに対する支援を主な内容として、特に被害防止活動の担い手である鳥獣被害対策実施隊について重点支援を行うことになっており、国でも重要な問題となっております。

さて、この小山町でも鳥獣被害が多く、平成24年度鳥獣被害防止対策補助金143万8,000円を使って、電柵設置等を行ってきております。電柵設置も鳥獣被害防止には有効な対策であると思いますが、逆に電柵が設置されていない地区の被害が増加し、また電柵の維持管理にも多くの人力や経費もかかっており、電柵や金網防護柵被害もなくなったわけではなく、私達地元でもシカやイノシシが田畑に入っていることが確認され、特に須走周辺の山林ではシカが日常的に目撃することができます。

環境省によりますと、北海道以外のニホンジカの生息数は、11年度で261万頭と約20年前の9倍と言われております。私はこのような中、基本的には適正な個体数にすることが重要であると考

えます。このような中で、新技術としてドロップネット、スマートセンサーによる捕獲技術や大量捕獲技術、シャープシューティング等が開発されております。

このうち、富士宮市ではシャープシューティングという狩猟方法が効果を上げております。餌づけは地元住民が担い、駆除はプロのNPO法人が行い、駆除日には安全確保のため、市や猟友会が見張り役を請け負い、活動を調整するのは林野庁静岡県森林管理署で行い、役割分担で駆除体系を整えたとのことであります。この結果、シカの駆除では1人当たり、1日犬で追い込む従来の狩猟では0.8頭が、11頭となる計算となっているとのことで、大きな効果を上げているということです。

そこで、以下に当局に質問をいたします。

小山町での鳥獣被害予想金額について。

2番目といたしまして、小山町での有害鳥獣の予想生息数について。

3番目といたしまして、個体数低減のため、上記のような施策について、当局のお考えを伺います。

次に、2件目の質問でございます。2件目の質問は広域行政組合の負担割合の状況についてであります。

広域行政組合の負担は、斎場費、塵芥処理費、し尿処理費、ごみ処理施設建設事業費は、人口割合であります。常備消防費、一般管理費等は均等割10%、人口割90%となっております。

平成24年度審査意見書によりますと、平成24年9月30日現在の人口は、小山町が2万346人で、全体の19.3%、御殿場市が9万63人、81.6%であります。1人当たりの負担額は平成24年度で1,806円差があり、均等割がある常備消防費を加えると、住民1人当たりの小山町民は4,375円も多く負担をしております。

また、平成27年度にはRDFセンターが停止し、新ごみ処理施設が稼働予定となっております。

そこで、当局に以下の質問をいたします。

広域行政組合の事業は、市民、町民が等しく恩恵を受けているので、広域行政組合の負担は人口割が望ましいと思いますが、いかがでしょうか。当局のお考えを伺います。

以上、2件、よろしくお願ひいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） おはようございます。池谷 弘議員にお答えをいたします。

はじめに、鳥獣被害の対応についてであります。

町の鳥獣被害の対応としては、小山町鳥獣被害対策協議会により、国の補助金を活用しながら、電気柵等の進入防止柵の設置を進め、集落における鳥獣被害防止対策を推進いたしております。

また、駿東猟友会小山支部による有害鳥獣捕獲業務を実施しており、平成24年度の有害鳥獣捕獲実績としては、イノシシを172頭、シカを193頭捕獲しておりますが、議員御指摘のとおり、鳥獣による農作物の被害はなかなか減少していないのが実情であります。

最初に、鳥獣被害予想金額についてであります。

平成24年度の野生鳥獣による農作物の被害状況調査においては、イノシシ、シカ、ハクビシン、カラスによる被害があり、被害作物は水稻、野菜等で、被害面積約4ヘクタール、被害量約10トン、被害金額は約260万円となっております。

今年度においては、まだ調査を行っておりませんが、田植え後のシカによる食害はなくなっ
てはいないものの、農家の皆さんの主体的な自己防衛による成果が各所で上がっており、集落ぐ
みでの鳥獣対策が徐々にではありますが、浸透してきていることは力強く感じているところであ
ります。

次に、小山町での有害鳥獣の予想生息数についてであります。

平成22年度県自然保護課推定の生息状況によりますと、富士山周辺におけるシカの推定生息数
は約1万4,000頭であり、春から夏には北麓へ、秋から冬には南麓へと、季節移動を繰り返してい
るとの報告を受けております。

また、イノシシについては個体数を推定する実用的な方法が確立していないため、その生息数
の把握が困難であるのが現状であります。繁殖力が強く、生息分布域の拡大、捕獲数の増加、
被害額の推移等から、県内の生息数は増加傾向にあると考えられ、町内においても同様であるも
のと考えております。

次に、個体数低減のための施策についての町の考えについてであります。

議員御指摘のシャープシューティングという、餌により誘引し、餌づけされたところを外部の
捕獲技術者が車両から射撃し、捕獲する、効率の高い捕獲方法が、国有林内において実証されて
いることは承知いたしております。この方法を実行するには、森林管理署の同意や外部の捕獲技
術者の報酬及び猟友会との関係など、調整すべき課題も多いと考えております。

個体数低減のための町の課題は、有害鳥獣捕獲を実施する猟友会における会員の不足であると
認識をいたしております。そのため、町では捕獲に対する担い手の育成を推進すべく、狩猟免許
取得者に対する補助金制度導入を検討しているところであります。また、職員を有害鳥獣捕獲業
務に従事させることも併せて検討いたしております。

いずれにいたしましても、駿東猟友会小山支部には、町内各地区からの有害鳥獣捕獲要望に対
し、迅速に鳥獣捕獲を実施していただいておりますので、今後とも駿東猟友会小山支部と連携を
密に取り合い、ともに鳥獣被害の対応について努めてまいります。

次に、広域行政組合の負担割合の状況についてであります。

小山町は、昭和41年に御殿場市と厚生施設組合を設立し、ごみ処理、隔離病舎、斎場業務の共
同処理を開始し、その後、昭和46年に消防業務を加え、現在の御殿場市・小山町広域行政組合を
設立いたしました。その後、昭和48年に隔離病舎を廃止し、昭和51年にはし尿処理業務を加え、
広域行政組合となってから42年が経過し、現在に至っているところであります。

この間、負担割合につきましては、昭和57年、平成元年及び平成13年の3回にわたり改定を行

い、市民、町民のそれぞれ1人当たりの負担額の差に対する是正を図るため、設立当初から高いウエイトを占めておりました平等割の負担割合を削減してまいりました。

このことにより、現状では斎場費、塵芥処理費、し尿処理費及び予備費については人口割100%、議会費、総務費及び消防費については平等割10%、人口割90%となり、平成24年度決算における両市町の負担額は、御殿場市が30億2,438万7,000円、小山町が7億7,225万5,000円で、1人当たりの負担額が御殿場市では3万3,581円、小山町が3万7,956円で、小山町が4,375円高い状況にあります。ある程度1人当たりの負担額の差の解消が図られており、町として応分の負担をしているものと考えているところであります。

ところが、昨年11月に御殿場市長から負担割合の見直しについての申し入れがありました。見直しの申し入れの主な理由として、平成27年度に新たなごみ処理施設が稼働することにより、斎場、衛生センターを合わせた3つの衛生施設が御殿場市に集中することになること。前回の負担割合の改定から10年を経過し、両市町民のそれぞれの1人当たりの負担額に均衡がとれていても、組合が提供する行政サービスに相当な差が生じていること。市町の人口割合に重点が置かれている現行の負担割合では、御殿場市にとっては広域化のスケールメリットが薄れている現状にあること。市議会、市監査委員をはじめ、多くの市民から早期に1人当たりに提供する行政サービスの均衡を図るように要請されていることというものであり、本年5月に御殿場市から具体的な負担割合の見直し案が提示をされました。

まず、議会費は現行の平等割10%、人口割90%を、議員数比率割7対5にすること。総務費及び消防費は、現行の平等割10%、人口割90%を、平等割50%、人口割50%にすること。斎場費は現行の人口割100%を、平等割20%、人口割80%にすること。塵芥処理費及びし尿処理費は現行の人口割100%を、平等割20%、搬入量割80%に改正するという内容のものであります。

そこで、御殿場市の見直し案を本年度の広域行政組合の予算ベースで小山町の負担金をシミュレーションいたしますと、率にして実に46.8%増、金額にして約3億1,800万円の増額となり、両市町の1人当たりの負担額は、御殿場市が約2万6,000円、小山町が約4万9,000円で、約2万3,000円余の差があり、これは到底承服できる内容でない旨を御殿場市へ伝え、再考を依頼いたしました。

また、過去の見直しの経緯を見ましても、市町民1人当たりの負担額の均衡を保つことで負担割合を決定してきたところであり、まさにこのことが最も妥当であると考えております。

したがって、今後、御殿場市の副市長と小山町の副町長を交えて、担当部課長による協議を始めますので、町といたしましてはこれまでの負担割合の改正の経緯を踏まえ、両市町民のそれぞれの1人当たりの負担額が均衡する負担割合となるよう、御殿場市に対し強く要請をしております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再質問はありますか。

○5番（池谷 弘君） 再質問をさせていただきます。

鳥獣被害の対応についてでございます。現在、小山町の猟友会等によりまして、個体数低減のための活動を行われておるといふ報告でございます。その中で、特に国でもそうですし、被害防止活動の担い手として、こういう猟友会あるいはその他の地区の方々が行う鳥獣被害対策実施隊というものがございます。静岡県ではまだ実施隊は設置されていないというふうに思いますが、今後、当局といたしまして、この鳥獣被害対策実施隊、このものについて採用していくかどうか、検討していくかどうかについて質問させていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員の再質問にお答えをしたいと思います。

今の鳥獣被害対策実施隊ということでございますが、先ほど答弁したように、小山町、今現在、駿東猟友会小山支部をお願いをして、鳥獣被害の対策、対応等をとっているわけでございます。この中で、私、述べたとおり、今、猟友会のメンバーが高齢化し、かつ人数が少なくなっているということで、猟友会ともいろいろ話をする中で、新たに若い方を会員にしようということで、その中で免許証にかかる費用、これは相当かかるんですよ。これらの一部を負担して加入してやっていただこうと、こんなことを、今、進めているということなんです。この鳥獣被害対策実施隊ですか、御殿場市等においても、これ、検討しているようでございますが、なかなかこれ、猟友会との一つの融合がなかなかとれないというようなことも聞いておりますし、やっぱり今のところ、小山町としましては猟友会を主にやっていこうということで、今、進めておりますので、議員の御提案につきましては、ちょっとしばらく御検討いただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 私はきたごうこども園の具体的な運営方針について質問させていただきます。

きたごうこども園に関しては、2011年、平成23年の9月議会での一般質問で、幼保一元化まで踏み込んだ制度設計を考えているのかということと、子ども・子育て新システムに対する町の認識について私が質問をしました。

また、今年6月議会で渡辺悦郎議員が、保護者はどのような運営形態かわからず不安を感じている。現在わかっている運営形態について伺いたいと質問をいたしました。しかし、なかなか新しいこども園の運営形態の全貌は見えぬまま、今日に至っています。

ようやくこの9月議会に来て、こども園条例も提出され、本格的議論が始まるわけですが、条例はさておき、いまだに運営上の一つ一つの具体的な細目が見えてきません。幼稚園や保育園の先生方の研修会が、つい最近行われて、保護者説明会も近々に行われると聞いていますが、きたごうこども園がどういう運営形態でスタートするのか、開園約半年前に迫った今、町民の皆さんに広く知っていただかなくてはなりません。それを一つの判断材料として、新しいこども園に我

が子を入園させようかどうか、判断する保護者も少なくないと思います。

そこで、今回の質問となったわけです。

また、議会改革の流れの中で、一問一答方式を一般質問の中に取り入れていこうという決定がなされ、今回、初めての一問一答方式での質問となります。質問者の私も慣れない点が多々ありますが、ぜひ御容赦いただき、今後の改革に役立てたいと思います。

なお、用語の問題ですが、法律上では保育所という名称を使いますが、小山町では全て保育園ですので、質問では全て保育園という呼び名を使用させていただきます。

それでは、早速質問の中身に入らせていただきます。

最初に、きたごうこども園構想はきたごう保育園園舎老朽化に伴う建てかえがきっかけだったという認識でいいのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 高畑議員にお答えします。

はじめに、きたごうこども園構想のきっかけについてであります。

現在のきたごう保育園は、新耐震基準以前の建築であり、園舎の耐震化を行うこともきっかけの一つではありますが、幼児教育の重要性がますます高まる中、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施と、地域の子育ての支援を行うことが重要であると考え、幼保連携型のこども園の設置を進めてきているところであります。

以上です。

○1番（高畑博行君） わかりました。

次の質問です。幼保一元化の大きな目的として、財政的効率化を挙げるケースが多いわけですが、幼稚園と保育園が一元化することで、小山町も運営費の節約等の財政的効率化を狙ったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） きたごうこども園は質の高い保育・教育を一体的に行うことを目的としており、現時点において財政的効率が大きいという認識はございません。

以上です。

○1番（高畑博行君） ただいまの答弁に対する再質問をさせていただきます。

子ども・子育て新システムのもと、幼保一元化を進め、認定こども園にしていくという国の構想では、少なからず子どもに係る公的責任を軽減し、財政支出を抑制する目的があることは明らかだと言われています。

しかし、ただいまの教育長答弁からは、財政的効率化は取り立てて考えず、質重視の保育・教育の一体化が目的だというお答えです。きたごうこども園の開園に当たって、節約重視の策はとらないという認識でいいのでしょうか、確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○**教育長（天野文子君）** 財政効率化の観点からは、こども園に限らず行政運営上、常に心がけなければならぬことです。先ほど申し上げましたとおり、こども園開園につきましては、財政的効率が大きいとは今のところ考えておりません。

○**1番（高畑博行君）** わかりました。

次の質問です。今度開園するこども園は、保護者が直接こども園に入園申し込みをする直接契約の形なのでしょうか。それとも、従来どおりこども育成課を通した募集申し込みになるのでしょうか。

また、給付の形態ですが、個人給付の利用者補助方式の形をとるのか、施設、園が代理受給する形を取るのでしょうか、お伺いいたします。

○**議長（鷹嶋邦彦君）** 答弁を求めます。

○**教育長（天野文子君）** 保育園児に当たる長時間利用児、幼稚園児に当たる短時間利用児とも、授業料、保育料につきましては現行の条例、規則等に基づいて負担をしていただきます。したがって、直接契約、個人給付の形をとることはございません。

○**1番（高畑博行君）** ただいまの答弁に対する再質問です。認定こども園の場合、入園決定は施設が行う直接契約の方向が示されてきました。保育に欠けるか否かの判定は自治体とするものの、選考は施設の責任で行うという方向です。

しかし、今の教育長答弁では、小山町は現行の条例、規則に基づいて実施していくことから、直接契約はしないし、個人給付の形もとらないということです。私も、混乱を避けるためには、その方がいいと考えますが、この点は従来どおりこども育成課が責任を持つていくという判断でよろしいでしょうか。

○**議長（鷹嶋邦彦君）** 答弁を求めます。

○**教育長（天野文子君）** 確かに国からの通知には直接契約を前提とした文章もあるわけですが、先ほどの答弁のとおり、きたごうこども園は従来の条例、規則等に基づいて手続きをしたいと思っております。したがって、直接契約は考えておりません。

以上です。

○**1番（高畑博行君）** わかりました。

次の質問に進みます。今まで積み上げてきた従来の保育・教育の質を落とさないということは、今回の開園に当たっての前提条件として確認することができるのでしょうか、お聞きいたします。

○**議長（鷹嶋邦彦君）** 答弁を求めます。

○**教育長（天野文子君）** きたごうこども園は本町の初めてのこども園として、これからの町の幼児教育の方向性と姿勢を示すものと理解しております。こども園の理念、こども園像もほぼ固まったところであり、こども園に関係する全ての方々がこの理念を共有して、質の高い保育・教育の実現を目指していきたいと考えております。

このため、職員の資質向上のための研修計画を立てることといたしております。具体的な保育・

教育環境についても、理想的な環境が実現できるよう努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○1番（高畑博行君） 次の質問です。きたごうこども園は来年4月開園であり、本年9月には保護者説明会を開催予定としてきたわけですが、その割には、いわゆるソフト面、運用面の詰めが大変遅れていると思えるのですが、なぜこれほど遅れたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育部長（高橋忠幸君） こども園開園につきましては、現場の声を反映するための幼保8園長による園長会議や検討部会などを精力的に開催して、様々な事項を決めているところであります。

議員が御指摘のように、大変遅れているという認識は持ってはおりませんが、実際には、開園するに当たって、検討事項は非常に膨大な量に上がっております。想像以上に時間を費やしていることは事実であります。

今後も、先ほど教育長が申し上げましたとおり、質の高い保育・教育の実現のために作業を進めていこうと考えております。また、議会に対しましても、随時教育委員会での決定事項を報告し、意見をいただきたいと考えております。

以上です。

○1番（高畑博行君） ただいまの答弁に対する再質問をさせていただきます。今、大変遅れているという認識は持っていないという答弁がありましたが、きたごうこども園構想が浮上して久しいわけですが、現在のこども育成課のスタッフが額に汗して準備に追われている感じを強く受けます。なぜ昨年のうちからこども園になることによる問題点の洗い出しや検討の開始を積極的に進めてこなかったのか。今年というより昨年度の取り組みがのんびりし過ぎていたのではないのでしょうか。その点をお伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育部長（高橋忠幸君） 昨年6月には保育園保護者の代表の方と一緒に、伊豆市のさくらこども園を視察研修いたしました。そこでの保護者の御意見あるいは幼稚園の保護者の意見などを参考に、幼保交流職員による検討会、あるいは幼保園長会議での検討を、昨年も重ねておりました。

以上です。

○1番（高畑博行君） それでは、次の質問に移ります。認定こども園は認定基準から分類すると、幼稚園と保育園が連携し一体的に運営する幼保連携型、幼稚園が機能を拡充させて取り組む幼稚園型、保育園が機能を充実させて取り組む保育園型、幼稚園、保育園のいずれの認可もないが、地方の裁量で取り組む地方裁量型の主に4つに分類されるわけですが、なぜ小山町は幼保連携型としたのか、その理由を教えてください。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育部長（高橋忠幸君） 幼稚園と保育所のそれぞれ両方の良いところを活かすべく、幼保連携型といたしました。

以上です。

○1番（高畑博行君） 次に、4、5歳児は長時間児、短時間児の混合クラス、3歳児は長時間児と短時間児が別々のクラスとした理由はなぜでしょうか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育部長（高橋忠幸君） 小学校入学までの一貫した質の高い保育・教育を行うことがこども園の意義でありますので、3歳児も4、5歳児と同じ形にすることも検討いたしました。しかし、3歳児の短時間利用児は初めて集団生活を送る子どもがほとんどであること、4月入園当初の11時30分降園から徐々に保育時間を延ばしていく慣らし保育や、長時間利用児との生活デザインの違いがあるなど、子どもに配慮すべき事項に多くの差があることから、別のクラスとすることといたしました。

なお、開園後の状況によりましては、将来的に3歳児の混合クラスへの移行を検討することも考えております。

以上です。

○1番（高畑博行君） わかりました。

次に、きたごうこども園の運営構想づくりに保護者のかかわりが少ない。極端に言えば、詰めの段階で検討を深める一つ一つの事柄に保護者が加わっていないように思えるのですが、保護者の直接的心配、悩み、意見、感想などをなぜ丁寧に聞いて生かさないのか、質問をいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育部長（高橋忠幸君） きたごうこども園の開園に向けては、平成22年9月に保護者に対する意向調査を実施いたしました。その後、4回の保護者説明会を開催し、意見を伺ってまいりました。

開園に向けての事務作業においては、それぞれの機会にいただいた保護者の方の御意見を常に念頭に置いて進めているところであります。更に、本年度はPTA及び保護者会のそれぞれの役員の皆様と合同での意見交換を随時行っているところであります。御理解をいただきたいと思っております。

○1番（高畑博行君） ただいまの答弁に対する再質問です。保護者の意識調査や保護者説明会の意見聴取だけでは、運営方針の作業を進める中で具体的問題点にぶつかったとき、直接的に保護者の考えを把握できません。私は思い切って現在進めている作業部会に保護者代表も入れればよかったのにと感想を持っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育部長（高橋忠幸君） 園長研修会議、検討部会等の開催と前後して、先ほど申しあげました保護者会、PTAとの意見交換会を今年度4回行っております。したがって、保護者等の意見を常に考慮して作業を進めているところであると思っております。

以上です。

○1番（高畑博行君） 次に、保育料に関する質問をさせていただきます。新たなこども園の保育料は、今までの幼稚園や保育園の保育料と比べて変わる点があるでしょうか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 保育所保育料、幼稚園授業料とも従来の条例規則等に基づいて負担をしていただきます。したがって、長時間利用児の保育料、短時間利用児の幼稚園授業料とも、従来と基準に変わりはありません。

以上です。

○1番（高畑博行君） わかりました。

次に、きたごうこども園では土曜保育をやると聞いていますが、土曜保育の保育料はどうなるのでしょうか。また、土曜保育の実施や保育料等から考えて、町内の他の幼稚園、保育園との整合性は保たれるのでしょうか。不平等は生まれないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 現在、土曜保育は町内の4保育園で午後0時半まで実施をしております。きたごうこども園におきましては、午後6時まで土曜保育を実施することとしておりますけれども、このことを理由として追加の保育料をいただくということは考えておりません。

他の保育園との整合性についてであります。この件は最も難しい問題であるということは認識しております。様々な検討の場においてもなかなか結論が出ないという状況になっています。先ほど申し上げましたとおり、きたごうこども園における午後6時までの土曜保育の実施は決定をしておりますけれども、ほかの園での実施については、これからも検討していかねばならないということは承知をしております。

しかし、職員の勤務体制の確保、それから町全体での土曜保育の必要性などを考えますと、非常に難しいことではないかと考えております。したがって、長時間利用児の土曜保育の実施、あるいはきたごうこども園での受け入れなどにつきましては、今後も引き続き検討をしたいと考えております。

以上です。

○1番（高畑博行君） ただいまの答弁に対する再質問です。

実は、この点が、今回の最大の問題点の一つと考えてもいいと思います。土曜保育はほかの園では午後0時半までですが、きたごうこども園は午後6時まで預かってくれる。しかし、保育料は同じ。これでは不平等です。この不平等に対する声はきつと上がります。小山町は土曜保育を夕方までやってくれないから、御殿場市内の保育園に預けている例を私は承知しております。

しかも、土曜日だけほかの園児をきたごうこども園で受け入れる案は反対です。それは、子どもを育てることの実態を余りにも理解していない考えだからです。例えば、すがぬま保育園の園児が土曜日だけきたごうこども園に行き、生活するという現実です。その園児がその1週間どういう生活をし、どういう心理状態だったのか、家庭環境はどうなのかなど、微妙な背景は理解さ

れないまま、ただ預かるだけでいいのでしょうか。子どもは物ではありません。ぜひ土曜日だけきたごうこども園にという発想は考えないでいただきたいです。

また、保育時間と保育料の問題は極めてナーバスな問題なだけに、グレーゾーンを作ってはいけないと思うわけです。理想を言えば、御殿場市のように、これを機会に小山町全保育園で夕方までの土曜保育に踏み切ってほしいと考えますが、検討いただけないでしょうか。質問をさせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 土曜保育の実施につきましては、他の園とのバランスには非常に苦慮していることは、先ほど申し上げたとおりです。ただ、現在、他の3園、4園との土曜保育の利用者数等を鑑みますと、全園で実施するということは、先ほどの答弁でも非常に難しいと考えております。

考え方といたしましては、きたごうこども園はいわゆる4保育園の中の小山町でのテストケースという考え方をいたしまして、少なくとも1年間はきたごうこども園だけで土曜日における通常保育を実施したいと考えています。それを行って、各保護者等の意見をたくさんいただきながら、今後の町全体の土曜保育の実施について検討していきたいと考えています。

以上です。

○1番（高畑博行君） 次に、デイリープログラムに関する質問をします。まず、4、5歳児の長時間児が帰った後のゆうゆうタイムやゆうやけタイムは、午前の合同保育の延長活動を一切やらないのでしょうか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 議員懇談会等におきましても説明をさせていただきましたとおり、4、5歳児は午前9時から午後1時半までを合同保育の時間としています。それ以降の時間につきましては、長時間利用児はお昼寝の時間、それから、その後年齢別保育、異なる年齢の子供達と合同の異年齢保育を実施することとしております。

以上です。

○1番（高畑博行君） ただいまの答弁に対する再質問です。保育の質を下げないという前提で考えたとき、午前中だけで帰ってしまう子どもに不平等になるので、午睡明けの午後の保育は、特別なことはしないというのは、質の低下を招くのではないのでしょうか。高い質を追求するのであれば、健康、人間関係、言葉、環境、表現の5領域に基づく午前中の遊びや取り組みから発展した展開があってもいいと思います。

午睡明けから降園までの時間、ビデオや絵本や外遊びだけの時間潰しの預かり保育タイムとして位置づけてしまっているのか疑問です。低いレベルにそろえるのは、決して褒められた方法とは思えません。大いに今後の研究課題だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 異年齢保育の時間におきましても、現在の4保育園でも質の高い保育をするように、今までも努力はしてきております。生活デザインでも示しましたとおり、この時間におきましては長時間保育の乳幼児がゆったりと家庭的に過ごす時間と位置づけて、今後も異年齢保育につきましても、保育の質が落ちないように努力をしていきたいと考えています。以上です。

○1番（高畑博行君） 次の質問です。3歳児の短時間児に限り、水曜日だけ給食ではなく弁当とした理由は何でしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 当初は全て給食とする方向で検討していましたが、子どもにお弁当を作る機会を持ちたいという保護者からの意見もございまして、自分の我が子にお弁当を作りたいという気持ちは非常に大事なことでありと考えておりますので、お弁当の日を設ける方向で検討しております。

以上です。

○1番（高畑博行君） ただいまの答弁に対する再質問です。具体的に何%ぐらいの保護者がお弁当を持たせたいと言っておられるのでしょうか。また、別々のクラスとはいいながら、同じ屋根の下で生活している園児に、親の希望による給食、弁当の違いが理解できるのでしょうか。その点をどうお考えになるのでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 保護者の何%、何割がお弁当を希望しているかという具体的な数字は今のところつかんではおりませんが、長時間利用児が給食、それから、短時間利用児がお弁当という、別のクラスとはいいながら、同じ屋根の下ということで違和感があるということですが、既に先行しているこども園では、例えば混合クラスであっても、給食とお弁当というケースもありまして、その点について特に支障はないという話も聞いておりますので、この形で進んでいこうと思っております。

ただ、お弁当に関しましては、保護者の方が作りたいという方もいらっしゃる、なるべくという方もいらっしゃいますので、また、これにつきましてもいろいろな意見を聞きながら、今後も引き続き検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（高畑博行君） 次に、職員の勤務に関する質問をいたします。

まず1点目は、園児に対する職員の配置は、従来からの幼稚園、保育園の配置基準をそのまま適用するのでしょうか。町内で初めて開くこども園です。予期せぬことの対処を考え、ゆとりある職員配置は考えないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 基本的には、現行の幼稚園・保育所の配置基準に基づき配置することとしておりますが、支援が必要な子どもの入園や申し込みの状況によっては、基準より多く配置ができればと考えております。職員配置につきましては、先ほど答弁したとおり、こども園の理念を共有して、質の高い保育・教育の実現のためには、それに必要な職員配置をしなければならないことは十分に承知しております。

一方、町の職員定数管理や財政状況等などの状況も考慮しなければならないことから、関係当局と協議し、質の高い保育、教育の提供に必要な職員配置の実現を目指していきたいと考えております。

○1番（高畑博行君） ただいまの答弁に対する再質問です。保育園の場合、途中入園はよくあります。産休明けで子どもを預かってほしいという例はよくあることです。また、認定こども園では、親の就労の有無を問わず、教育・保育を受けることが可能な方向で考えられている点も特徴的な部分です。それらを考えたとき、職員定数管理上の問題はあつものの、開園当初から幼稚園、保育園の従来の基準を上回る職員配置を探っていくらいかがでしょうか。質問いたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 先ほどお答えしましたとおり、やはり子供達の質の高い保育、子供達が安心、安全に園で過ごせることを考えまして、適正に私達も考えています。必要な職員配置を努力して、目指してまいりたいと思っておりますので、お考えください。

以上です。

○1番（高畑博行君） 次に、職員の勤務パターンは正規、臨時込みで何パターンになりますか。また、学級担任は自分のクラスの園児をきちんと見守る責任から、どんな勤務パターンになりますか。また、園児に関する重要な保護者への伝達は、どう配慮しますか。お尋ねいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 正規職員の人数や短時間勤務の臨時職員の確保状況などに左右はされますけれども、今のところ、少なくとも6のパターンが必要であると考えています。職員の配置状況によりましては、これを更に細分化する必要もあるのではないかと、今のところ考えています。

基本的に全園児が在園する午前9時から午後2時までの間は担任が勤務していることを前提に勤務パターンを考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、正規職員の配置状況や定数管理の状況によりましては、早番、遅番勤務等の一部職員への偏りなど、不公平な状況になることもあり得ますので、質の高い保育・教育の提供に必要な職員の確保には努力してい

きたいと考えています。

情報の伝達につきましては、連絡帳の活用など、職員と保護者との信頼関係を深めていくことに努めていきたいと考えています。

以上です。

○1番（高畑博行君） ただいまの答弁に対する再質問です。6つのパターンというのは、どういう分類でしょうか。その内容を教えていただきたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 職員の勤務形態ですけれども、まず1番目が早番勤務です。これは午前7時から午後3時半までです。それから、その次には早番のパート職員を考えております。これは短時間勤務で午前7時から11時まで。それから、最も多い普通番ですけれども、これにつきましては給食調理員等も含めまして8時15分から16時45分、給食調理員の補助の場合には15時半まで。それから、4番目が短時間支援ということで8時15分から14時30分までの5時間半勤務。それから、5番目に遅番といたしまして午前10時半から午後7時まで。それから、6番目が遅番のパートということで午後3時から午後7時までの、基本的な6つのパターンになります。

以上です。

○1番（高畑博行君） ただいまの答弁に対する再々質問です。もし、学級担任が午前9時から午後2時までを勤務することを前提とすると、それ以外の混合保育の一番大変な時間帯を、臨時職員やパート職員が担当せざるを得なくなり、勤務の不平等を生むことになります。その結果、それこそ勤務の大変な臨時やパート職員のなり手がなくなる恐れもあります。だからこそ幼稚園、保育園、こども園は他の町職員とは異なる正規の職員の増員が必要に思えるのですが、その点はどうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 議員のおっしゃるとおり、保育園、幼稚園は人間の基礎を築く幼児教育の場として大変重要であるということは認識しております。こども園に限らず、保育園、幼稚園においては、保育士、教諭が明るく元気に笑顔で子供達と生活できることがもっとも大切だなと思っていますので、不公平感などを持たないように、これからまたじっくりと考えて、良いパターンができるようにしていきたいと思います。

以上です。

○1番（高畑博行君） わかりました。

次の質問です。従来の幼稚園教諭は、園児の降園後の時間を研修や教材研究、教材準備、指導記録の記入等に利用できました。今後は、短時間児が帰った後でも長時間児が園にいるわけなので、長時間児の指導に回ると聞いていますが、教材研究や準備、研修の時間がなくなることによって、保育・教育の質の低下は招かないのですか。その点を質問いたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○**教育長（天野文子君）** こども園の目的は、従来の幼稚園、保育園の双方の機能を有しながら、双方の長所を生かし、就学前の子供達に質の高い保育、教育を提供していくことであります。このことは、子供達に限らず、そこに勤務する職員にも全く同じことが言えると考えております。従来の幼稚園教諭、保育園保育士の枠組みにとらわれず、こども園の先生という考え方で、お互いに連携して質の向上に努めるよう、研修会などを通じて伝えてきているところであります。

したがいまして、降園後の時間につきましては、担任同士が連携を深め、職員間の共通理解と協力体制確立の場として活用し、保育・教育の質の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○**1番（高畑博行君）** 私も教育現場にいた人間ですので、よくわかるのですが、研修や教材研究、教材準備、指導記録の記入、行事等の準備は教諭や保育士にとっての生命線です。こども園開園後も先生方のそれらの時間的保障を常に考えてやってほしいという考えを述べて、次の質問に移ります。

町内の他の幼稚園、保育園の先生方との3月末の配置転換は、どう考えておられますか、質問いたします。

○**議長（鷹嶋邦彦君）** 答弁を求めます。

○**教育長（天野文子君）** これまでも、幼稚園と保育園の間で職員交流を行ってまいりました。これから新規採用に当たりますとしましては、双方の資格を持つ者を採用し、幼稚園、保育園を問わずに人事配置を行っていききたいと考えております。

以上です。

○**1番（高畑博行君）** わかりました。

それでは、雑多になってしまいましたが、その他の項目に関する質問をさせていただきます。これまで背後に抱える諸条件が異なる幼稚園と保育園が一緒になるわけです。例えば入園式のタイミング一つとっても、約1週間のずれがありました。そこで、まず1点目として、諸行事を組んでいくとき、支障は生じないのでしょうか。特に勤労していて、休みを取るのもなかなか困難な保護者の勤務に支障をきたすことはないのでしょうか、お伺いいたします。

○**議長（鷹嶋邦彦君）** 答弁を求めます。

○**こども育成課長（湯山博一君）** 行事につきましても検討を続けているところでありますけれども、考え方の基本といたしまして、子どもの最善の利益を保障するというを常に念頭に置きながら検討を重ねています。

先ほど申し上げましたPTA及び保護者会の役員との意見交換の場で、皆様の意見を聞きながら、これまでの方法にとらわれずに検討しております。保護者が深くかかわる行事は土曜日に行うなど工夫をしていきたいと考えております。

以上です。

○**1番（高畑博行君）** ただいまの答弁に対する再質問です。こども園になっても常に配慮してほ

しいのが、勤労している保護者の立場です。子どものこととはいえ、職場を休みがちな人は常にリストラの恐怖と裏表で働いているのが現状です。その点では十分配慮しながら行事設定なども考えてもらえるということでもいいでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 行事につきましては、園児数が200人を超えますので、例えば奉仕作業におきましては、今のところ年に3回の開催で、分散して行うような工夫をしようと思っております。それで、保護者の皆様が都合のいい日に参加できるようにという工夫を、一つの例を挙げるとしてあります。ほかにも、行事数はなるべく増やさないように、今、検討を続けております。

以上です。

○1番（高畑博行君） 次の質問です。保護者会の役員構成は一方に偏ったらまずいと思うのですが、その点はどうか考えておられるでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） PTA、保護者会のあり方につきましても、保護者会役員とPTA役員との打ち合わせの場で、役員の方々が自らその方向性を決めているところであります。組織は一本化をするということで方向性は固まっておりますので、今後、構成等、詳細について決めていくことになると思います。

以上です。

○1番（高畑博行君） わかりました。

次に、園服や帽子はどうするのですか。園服は新たにそろえるというような声も耳にしたのですが、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 園服につきましては、新たにこども園が始まるということもありまして、新調をすることとしてあります。帽子につきましては、各クラス、全て違った色のカラー帽子にしたいと考えております。なお、園服に関しましては保護者の費用負担等を考慮しまして、開園からの2年間は移行期間として位置づけることとしてあります。

以上です。

○1番（高畑博行君） ただいまの答弁に対する再質問です。

今、園服は新調するというお話ですが、1着新調するのに幾らかかるのでしょうか。また、2年間の移行期間を設けるとしても、保護者の経済的負担増は避けられないわけですが、その点はどうかお考えになっておられるのでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 園服につきましては、まず2年間の移行期間に関してですけれども、今現在、幼稚園の園服を着ている子供達につきましては、この2年間はその園服でもいい

ですよということにしております。

それから、金額ですけれども、2,700円と記憶しておりますが、今の園服よりも、少なくとも安い価格のものを選ばさせていただきました。

以上です。

○1番（高畑博行君） 次に、障害児サービスや一時預かり、緊急保育については、どう考えていますか。新しくできるきたごうこども園では、該当する部屋やスタッフ等を含めてどうするのか、教えていただきたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 就学前の子ども全体にかかわる障害児サービスという観点に立ちますと、障害児あるいは何らかの障害があるのではないかという気になる子に対しましては、こども相談員によります「なのはな教室」などで、これまでどおり相談の受け入れを行いまして、専門機関との連携をとっていくこととしております。

一時預かりにつきましても、これまでどおりの一時的保育を実施してまいります。

なお、延長保育の保育料との関係から、一時的保育の利用料金の見直しを考えているところがあります。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 次に、牛乳はそれぞれのクラスでいつ飲ませるのでしょうか。というのは、午睡がある、なしの違いで、給食時に飲ませるのか、午睡明けに飲ませるのか、新たに始まるこども園ならではの疑問だからです。そこをお教えてください。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 3歳以上の子供達に関しましては、牛乳は給食のとき、もしくはお弁当のときに飲むこととなります。

以上です。

○1番（高畑博行君） それでは、最後の質問をさせていただきます。北郷地区以外でのこども園構想はあるのでしょうか。あるとすれば、それはどこでどういうメリットから推進するのでしょうか。幼児教育、保育は余り大きな規模で行うべきではないという考えを私は持っています。少人数で丁寧に行き届いた保育・教育を保障すべきだという考えです。設置基準と併せて、幼稚園、保育園の適正規模をどの程度だとお考えか伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 町内の保育園、幼稚園の適正規模や配置はもとより、本町の幼児教育に関する総合的な将来構想を立てる必要があることは、十分認識しているところであります。平成24年8月に成立した、いわゆる子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から新たな子ども・子育て支援制度が施行されることとなっております。

新たな制度に従って、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるために、平成26年

度中に市町村子ども・子育て支援計画を策定することとしております。この計画におきまして、幼稚園、保育園の施設、整備、方針や適正規模などを示していくことになると考えております。

以上でございます。

○1番（高畑博行君） せっかく始まるきたごうこども園です。真ん中に位置する園児、保護者、教諭や保育士達が右往左往しないような万全な準備態勢が何よりも必要だと思います。

開園までの残る期間、担当課を中心として、一層の努力をお願いして、私の質問を終了させていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、8番 池谷洋子君。

○8番（池谷洋子君） 私は2件質問をさせていただきます。

はじめに、「こころの体温計」を町のホームページに開設することについてお伺いいたします。

9月10日から16日は、自殺予防週間です。全国では毎年自殺者が約3万人です。日々の生活で無理が続くと、心のバランスが崩れやすくなります。「こころの体温計」は気軽にいつでもパソコン、携帯電話、スマートフォンから簡単な質問に答えるだけで、自分や家族、大切な人のストレス度や落ち込み度など、心の状態をチェックできるシステムです。

体調が悪いと、体の体温をはかるように、ちょっと疲れていると感じたら、心の体温をはかります。いつでもどこでも気軽にゲーム感覚で利用できます。また、チェック結果とともに地域の相談窓口等の情報が表示されます。「こころの体温計」は、うつ病、自殺予防として専門医にかかるという心の負担がなく、自分自身で気軽にできる早期発見のツールとして大変有効なものと考えます。

町民がストレス診断を気軽にできる仕組みづくりは必要です。全国でも多くの自治体が運用し、県下では湖西市、松崎町が導入しています。当町でも「こころの体温計」をホームページに開設してはいかがでしょうか。町の見解をお伺いいたします。

2件目は、まちの「エネルギー戦略」について伺います。

国においては東日本大震災、福島第一原発の事故後、脱原発に向けて再生エネルギーへの期待が高まっています。原発依存社会をどのように方向転換するのか、裏を返せば、国民生活と経済成長に不可欠な電力をどのように安定的に確保するのか。昨年暮れの衆議院選では、脱原発、卒原発と、エネルギー政策は大きな争点となっていました。しかし、また、脱原発、卒原発か否かという単純な二者択一でいいのだろうか。エネルギー自給率が4%の日本が、全電源の約3割を占める原発を直ちに放棄することができるのだろうかという現実も無視できません。

原発の代替電源として、太陽光や風力など、再生可能エネルギーが議論されていますが、水力を除けば全発電量の1%強に過ぎません。メタンハイドレートなどはまだまだこれからです。地に足がついた実現可能なエネルギー政策が、冷静に議論されるべきだと思います。

こうした中で、国においては昨年7月に太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入拡大に向けた固定価格買い取り制度が施行され、更にバイオマス事業化戦略を策定し、地

域のバイオマス活用の事業化を重点的に推進し、グリーン産業の創出、自立分散型エネルギー供給体制の強化を打ち出しました。

また、太陽光発電の新たな展開や小水力発電についても、各地で意欲的な取り組みが行われています。近隣の裾野市では、市内小中学校体育館の屋根を太陽光発電事業者に貸し出しする事業を行う予定です。行政財産を有効活用した財源確保、地球環境の保全及び省エネルギーの推進などが目的ということです。

また、7月に視察に行った山梨県都留市が導入した家中川小水力市民発電所の元気くん1号、2号、3号の施設を見学し、小水力発電導入に至った経緯や実際の効果、資金面の工夫などをお聞きしました。国の補助金と市の一般財源のほかに、市民に呼びかけたつるのおんがえし債という都留市をもじった市民債が一番大きな財源であることには驚きました。

また、通常で市役所とその周辺施設の約40%の電力を賄うことができ、夜の部分は売電しているということです。もし蓄電システムがあれば、ほぼ100%の需給率だそうです。

また、都留市は古くは絹織物工業で住民が独自に開発した小水力発電の歴史があり、平成16年から始まった小水力発電所建設の礎になったということもお聞きいたしました。更に、この小水力発電も当時の市長自らが進んで導入した実行力は素晴らしいと思いました。今では、全国から来る多くの行政視察に対応し、説明案内料まで徴収し、抜け目のない運用を展開しています。

小水力発電については、水資源が豊富な小山町にとっては魅力ある取り組みの一つといっても過言ではないと考えます。

以上を踏まえ、次の2点を伺います。

1点目、発電業者に土地を貸す形で事業者を公募し、展望施設を備えたメガソーラーを設置する動きや、太陽光発電のために屋根を企業に貸す屋根貸し事業を始めている自治体もあります。自主財源確保策としても期待されますが、町の見解を伺います。

2点目、町の小水力発電の可能性について伺います。例えば農業用水路の改修に併せて発電機を設置し、イノシシやシカといった獣害対策の電気柵のために活用することなど考えられますが、いかがでしょうか。

以上、2件の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

はじめに、「こころの体温計」についてであります。

「こころの体温計」は東海大学医学部附属八王子病院健康管理センターが、1日人間ドックの受診者用に開発をしたメンタルチェックをベースとし、併せて各市町の相談窓口を案内するものであると認識をしているところであります。

現在、町では厚生労働省の「こころの耳」という心の健康情報サイトをホームページにリンクするとともに、メンタルヘルスの相談や啓発を行っております。この「こころの耳」サイトにつ

きましては、ストレスチェックの結果により、症状の解説や対処の仕方など充実した内容であり、インターネット利用の中では有効性の高いものと考えておりますことから、現状では「こころの体温計」のホームページ開設は考えておりません。

この「こころの耳」サイトにつきましては、厚生労働省が平成21年度に立ち上げたもので、無料で利用可能な「5分でできる職場のストレスチェック」や「15分でわかるセルフケア」などを掲載し、専門相談機関の案内やストレス軽減のノウハウ、心の病気に関する知識を提供するとともに、家族や職場の対応の仕方など、周囲が支援するための情報も提供いたしております。

最近では、パソコンやスマートフォンなどを利用する人も増えている中、手軽にストレスや心の悩みを自己チェックできるものが種々ありますが、これらは医学的な診断をするものではありません。このため、心身の不調を感じていらっしゃる方は、専門機関への相談や受診が望ましく、その周知、啓発が重要であると考えております。

町では、メンタルチェックから適切な相談や受診につながるよう、小山町版メンタルヘルスガイドの配布、月2回の「ココロの健康相談」、臨床心理士によるメンタルヘルス相談及び臨床心理士等による予約が可能な電話相談として、24時間の無料電話相談事業を実施いたしております。

今後もメンタルヘルスに係る相談体制の充実及び心の健康啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、まちの「エネルギー戦略」についてのうち、太陽光発電の屋根貸し事業についてであります。

静岡県内では、本年から裾野市と藤枝市が公共施設の屋根貸し事業を始めており、小山町としても施設の有効利用や非常時の電源確保の観点から、今後、検討してまいりたいと考えております。

しかし、一方、大規模太陽光発電設備等の設置が富士山の景観に悪影響を及ぼすおそれがあることから、静岡県側の富士山周辺の自治体4市1町で構成する富士山ネットワーク会議では、本年7月24日に、静岡・山梨両県庁と山梨県の自治体にも呼びかけて、富士山の景観に配慮する大規模太陽光発電設置等に関する勉強会を開催いたしたところであります。

このような状況を勘案し、太陽光発電、特に大規模なものについては、富士山の景観等に配慮すべき区域と、有効利用を図る区域を慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、小水力発電の可能性についてであります。

本件につきましては、平成24年3月定例会の渡辺議員と、本年6月定例会において高畑議員に答弁しておりますが、議員御指摘の農業用水を活用した小水力発電については、静岡県では平成21年度から農業水利施設を対象として導入可能性調査を実施しており、平成22年度からは、この調査で可能となった候補地について、概略計画や基本計画の策定が進められております。

また、本年3月には、施設計画から完成まで必要な手続き等を示した農業水利施設を活用した小水力発電に関するガイドラインを公表いたしております。

一方、町内の農業用水におきましては、日常の維持管理を受益農家で行っているところであり、農業用水を活用した発電には、年間を通じて安定した用水量を確保するための新たな管理が必要となります。

また、据付工事やメンテナンスに係る費用等、新たな負担についても水路関係者と事前に十分な調整を図る必要があります。

更に、施設規模等によっては、河川法に基づく水利権協議をはじめ、電気事業法などの各種法手続きが非常に複雑となり、時間と労力を要することが考えられるところでもあります。

これに対して、現時点では小水力発電施設設置のハード事業に対する国や県の補助制度は未整備であり、設置やメンテナンス等の費用を考えると、まだまだ採算性が高いとはいえないのではないかと考えます。

町では、今後も引き続き国や県の動向を見据えながら、必要な情報収集に努め、小水力発電の可能性を探っていくとともに、議員御提案の動物進入防止のための電気柵への活用につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○8番（池谷洋子君） 再質問させていただきます。

はじめは、1件目の「こころの体温計」についてです。

埼玉県の県教育委員会では、2011年から県内教職員向けに「こころの体温計」の活用を推奨しています。これは県内教職員の休職者6割が精神疾患だということです。先生方も高いストレスのもとで頑張っておられるんだなと思いました。

担当の教育局福利課は、プライバシーが守られ、気軽にチェックできる。要注意になる前に医師に相談するなど、様々な活用方法が考えられると話しています。ちなみに11年度の県内教職員のアクセス件数は延べ7万2,776件だったそうです。

ほかに、宮城、福島、新潟、岡山、鳥取など、多くの県が、この「こころの体温計」を導入しています。私も「こころの体温計」で測ってみました。使った人は、そのよさがわかると思います。

そこで、再質問は、町の「こころの耳」のここ1年のアクセス件数、町の対処についてお伺いいたします。

次に、2件目のまちのエネルギー戦略について、2点お伺いいたします。

1点目は太陽光発電の屋根貸し事業について、町長は検討していくとのこと、ただし、大規模なものについては慎重にという答弁がありました。まず、学校、体育館、役場支所、公民館、公園、駅、施設、スーパー、企業、店、こういう小さいところから始めていけばどうでしょうか。災害時には大変に役に立つと思いますが、町の考えをお聞かせください。

2点目は小水力発電です。今は自給自足の時代です。地産地消、自主防災など、自分の地域は自分達で守っていく、これが町の大きな力になり、活性化にもつながっていきます。小山町には

豊富な水資源があります。この資源を活用しないのは大変にもったいないです。

先ほど町長より様々な答弁がありました。その中に、水路関係者と十分な調整、また水利権協議など、時間と労力を要するなどです。今、近隣市町は自立するために煩雑な仕事もしっかりとクリアしています。これから町のことを考えれば、労苦を惜しんではいけないと考えます。

また、国交省のホームページに、小水力発電の水利使用許可手続きの簡素化、円滑化が載っていました。9月3日の新着情報です。併せて、普及への取り組み、相談窓口もあります。

町はこのままで良いのでしょうか。人口は2万人を切りました。ほかの市町も必死になって地域の活性化と自立を目指し、一生懸命頑張っています。エネルギー戦略についても失敗を恐れず挑戦し、積極的に攻めていく姿勢が大切です。

先ほど話した都留市のように、町の活性化を推進すれば、町民の皆さんが喜んで応援してください。そこで、再度町長にエネルギー戦略についての考え、決意のほどをお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

最初に、「こころの耳」のアクセスはどうかということですが、最近導入したということで、まだ実績の数字は出ておりません。先ほどの御質問の中の「こころの体温計」であります。松崎町で、現在、今、県内では1町だけやっていると。湖西につきましては、この10月からだそうです。私もインターネットで試してみました。そして、小山町の「こころの耳」も試してみました。精度を比べると、若干小山町の方がいいのかなと、そんな感じを私はとりましたので、洋子先生も、また機会がありましたら、小山町の「こころの耳」をちょっとのぞいてみていただきたいと思います。

次に、まちのエネルギーの戦略についての考え方でございます。

先ほど、国交省の規制のお話がありました。ちょっとこれ、今、昼休みに調べてみたわけですが、この内容であります。いわゆる小水力発電というのは、1,000キロ未満の発電施設を指すそうです。この1,000キロ未満のうち、200キロから1,000キロ未満と、これを準特定水利使用ということで位置づけてあり、その他ということで200キロ未満ということで、2つのランクがございますが、いずれにいたしましても、今回の改正であります。国土交通大臣の許可から、都道府県知事、または政令市の首長と、こういう形に分権がされたこと、こういうことのようにございます。中身については変わっていないようにございます。

なかなか、先ほども申し上げたとおり、河川法によっていろいろ縛りがございまして、項目と

して流水の占用、河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならないということが1点。

もう一つは、河川法の第24条、土地の占用であります。河川区域内の土地を占用しようとする者は国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならないと、これが2点目。

3点目として、河川法の第26条、工作物の新築等、河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、または除去しようとする者は国土交通省令に定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならないと、こういうこととございまして、なかなかこれはこれらの法律をクリアするには大変厳しい条件があるということとございまして。

県内におきましては河津町が昨年度からこの水力発電につきまして取り組んできております。24年度においては小水力発電施設の設置可能場所を調査しており、18か所可能箇所をお決めになったようでございます。それで、1か所、この事業を実施したということで、現在は地区の公民館の広場の外灯、非常用コンセントということで利用しているわけではありますが、現在、町の職員が週1回巡回してごみの除去を行ったり、なかなか手間暇かかっていると、こんな状況であるようでございます。

今年度3基予算計上しているようでございますが、何かちょっと先送りをするようなお話を聞いておりますので、これらもなかなかいろいろクリアしていくには努力が要るのかなと、こんなように感じております。

次に、太陽光の関係でございまして、メガソーラーにつきましては、既に小山町へ進出をしたいという企業が数社来ております。1社につきましては近々、土地の地権者とお会いして、いろいろ事業説明をすると、こんな話も伺っております。先ほど御答弁したように、やっぱり富士山の景観がございまして、設置していい場所、また設置してはまずい場所等を十分勘案しながら、町としては対応を図っていきたくて、このように考えております。

屋根貸しの件ですが、現在、小山町におきましても須走小学校に町がこの施設を設置しております。昨年太陽光発電ということで設置したわけではありますが、この結果を見ますと、昨年10月から稼働しております。10月、11月、12月、年が変わりまして1月、2月、3月、6か月の実績であります。売電量が30キロワット、お金にして1,512円、今年度に入りまして、4月から8月までの実績であります。5か月間で売電量が96キロワット、売電金額は4,032円と、こういう金額になっております。

あと、裾野市さんは今年度、先ほど御質問にあったように、いろいろ検討するようでございますが、こういう実績があるゆえ、またどなたか来られれば、喜んでこれはお受けしてやっついこうかと思っておりますが、ただ、なかなか今申し上げたとおり、厳しい数字かなと、このように感じております。

エネルギーに対しましては、議員おっしゃるように、前向きに向かって、これはいくつもりで

おりますので、どうかまたいろいろ御助言、御指導をよろしく願いいたしたいと思っております。

○8番(池谷洋子君) 再々質問をさせていただきます。

まず、確認ですけれども、「こころの耳」については最近始めたということで、実績がないということ、今、伺いました。

それでは、再々質問として、今、こちらに職員の皆様、いらっしゃいますけれども、例えばこの小水力発電、太陽光発電、そういう現場視察、足を運んでいった方がいますでしょうか。もし行かれた方がいたら、簡単で結構です、どこに行かれたか、簡単な感想も併せてお聞かせ願いたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○町長(込山正秀君) 再々質問にお答えをいたしたいと思っております。

小水力発電につきましては、昨年度になります、小野 巖、当時の部長が早稲田大学の研究室に行って、いろいろ御相談をしております。それと、あと、NEDOですね、ここへも行って、いろいろ相談をしております。

その後、今年になってから、職員もそういう機関やら施設等の視察はまだしていませんが、これからまた研究させていただく中で、必要であれば、また行くというように考えております。

○議長(鷹嶋邦彦君) 次に、4番 桜井光一君。

○4番(桜井光一君) 2件の質問をさせていただきます。

1件目は、「北郷の森」整備についてであります。

町長のマニフェスト、小山町を元気にする「金太郎大作戦」の中に掲げてある北郷の森整備について伺います。

北郷の森は小山町大御神字角取山綱山にあり、総面積は146ヘクタールを有し、ほとんどの部分は保安林であります。50年から70年生のヒノキの人工林が大部分です。NPO法人北郷創林隊と町、県の3者が協働して森林管理をしています。町長のマニフェストには、この森を森林公園として整備し、レクリエーションや森林教育の場として提供しますとあります。

現在、北郷の森のゲレンデはNPO法人北郷創林隊が主導で、北郷小学校の緑の少年団とタイアップして、毎年春にはクヌギ、ナラの広葉樹の植樹、秋には下刈り作業を継続しています。また、時期にはキノコの菌打ち体験を一般募集で実施しています。その他、山小屋の清掃、アクセス道路の整備、水源の確保等、定期的に森を訪れ、森林管理に努めております。

こんなわけですが、町民には北郷の森の知名度は少なく、特定の人しか訪れていないのが現状であります。マニフェストどおり、森林公園として整備されれば、風光明媚な景観と同時に、レクリエーションや森林教育の場として、町民の憩いの場として、また1つ小山町の名勝が増え、町の活性につながると確信をしております。

整備内容ですが、ログハウス、管理棟、資料館、トイレ、多目的広場、樹木、草花の名札、アクセス道路の整備、水源の確保、野鳥の巣箱、間伐、植樹地の確保、キャンプ場、駐車場、周遊

ハイキングコース、富士箱根トレイルコース接続等が考えられますが、公約では4年以内ですが、2年半が経過しようとしています。豪雨に弱い地形、大部分が保安林等、問題も多々あると存じますが、実現に向かっての町長の現時点での整備構想を伺います。

次に、2件目として、町のシンボル「着ぐるみ」についてであります。

現在、金太郎と熊のぬいぐるみが町のイベント、観光PRに大活躍されています。先日も富士山頂に金太郎が登場し、観光PRに一役買ったと報じられました。金太郎の知名度は全国一であり、町民の誇りでもあります。町にはもう一つ、知名度世界一の富士山もあります。

そこで、富士山世界文化遺産登録を記念し、富士山ゆるキャラを作成し、今後は金太郎誕生の地、小山町の金太郎と富士山頂まで行政域の小山町の富士山ゆるキャラの2枚看板を持って小山町をアピールしたらどうかと思います。

富士山ゆるキャラは一般公募で図案、愛称等を決定し、小山町を全国に発信させるため、全国ゆるキャラグランプリに金太郎と富士山を参戦させ、ゆるキャラ界の王者、熊本県のくまモンと金太郎と相撲で勝負、上手投げで金太郎の優勝というシナリオはどうでしょうか。そうなれば、多方面での相乗効果が期待されます。当局の意見を伺います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 桜井議員にお答えします。

はじめに、「北郷の森」の整備構想についてであります。

北郷の森は大御神の角取山に位置する約150ヘクタールの森林で、区域の下流側3分の2は50年生以上のヒノキ人工林で占められております。上流側の天然林が占める区域のうち、山梨県との県境となっている尾根筋は、富士箱根トレイルのルートとなっております。また、ほぼ全域が保安林に指定されており、水源涵養や土砂流出防備の機能を果たしているところであります。

この森林は平成17年から長い間、北郷県営林として多くの人々の手によって整備されてきましたが、平成21年3月に県営林契約が解除され、土地所有者である町に移管されました。その後、平成22年3月に、以前から北郷の森で森林整備等のボランティア活動をしておりましたNPO法人北郷創林隊と森林所有者としての小山町、保安林管理者としての静岡県の3者で、小山町「北郷の森」保安林協働管理計画が策定をされました。

この計画は、それぞれが担う役割を明確にするとともに、保安林機能を発揮している森林、レクリエーションの場としての森林を目標として、管理していくことといたしております。現在、毎年春と秋には北郷小学校の緑の少年団による森林整備体験をNPO法人北郷創林隊の支援で実施し、森林環境教育の場として活用をいたしております。

議員がお尋ねの北郷の森整備構想についてですが、平成22年9号台風によって被災したアクセス道路が復旧したことから、本年度より協働管理計画の具体化に向けた構想づくりを開始しております。

まず、人工林の整備については、間伐の実施方針や、それに伴って必要となる路網整備などを具体的に計画する森林経営計画の策定を進めているところであります。

また、森林環境教育やレクリエーションの場としての整備については、日本大学と協力して北郷の森の土壌や植生の状況を調査し、自然環境の特性に応じた活用の方向性を検討しているところであります。

次に、町のシンボル「着ぐるみ」についてであります。

ゆるキャラは平成12年頃からイラストレーターのみうらじゅん氏によって提唱されましたが、郷土愛に満ちあふれた強いメッセージ性があること、立ち居振る舞いが不安定かつユニークであること、愛すべきゆるさを持ち合わせていることの3点を条件としており、熊本市のくまモンや今治市のバリィさんに代表されるように、自治体や地域をアピールするツールとして、現在は大変注目されております。

マスコットキャラクターの着ぐるみを作製し、イベントや観光キャンペーンでの活用だけでなく、商標を登録して商品化を図るなどの取り組みが行われており、特に昨今はメディアの露出度も高く、大手企業のCMにも取り上げられ、大きな話題を呼んでいるところであります。

本町においては、ゆるキャラがブームとなる以前から、金太郎が町のシンボルキャラクターであるとの共通認識が町民の間に定着しており、祭りで使用するのぼり旗やはっぴ、職員の名刺にも金太郎のイラストを使用するほか、着ぐるみを作製し、各種催事を盛り上げてまいりました。

また、昨年度の町制100周年を機に、足柄山の金太郎に特別住民票を付与し、位置づけが明確となったことから、金太郎自身が町の様々な情報を発信する形でフェイスブックを立ち上げ、友達と呼ばれるフォロワーも着実に増加しております。

この一環として、担当課と若手職員の協力により、富士山頂での観光PRも実現しましたが、日本全国の着ぐるみの中で、富士山頂に登場したのは、おそらく金太郎が唯一であると思われま

す。

このように、金太郎を現代のニーズに合った形で活用することで、町の情報発信力の強化につながっていると感じているところであり、キャラクターや着ぐるみについては、今後も金太郎を積極的に活用していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再質問ありますか。

○4番（桜井光一君） 2点目の質問の着ぐるみについてであります。町では今後も金太郎を積極的に活用していきたいということで、私の提案する2枚看板ではなく、金太郎一本だという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 桜井議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

そのとおりであります。

○4番（桜井光一君） わかりました。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、2番 阿部 司君。

○2番（阿部 司君） 本日は光ファイバ網の整備状況及び今後の活用についての1件の質問をさせていただきます。

本年度、小山町の将来を見据えた光ファイバ網の整備を予算化し、着々とその工事が進んでいることと思います。

町民の皆様にとっても、便利になることは確かではありますが、利用する年代層や高額の予算を使っている現状等を考えたとき、整備はしたものの、相当効果的に利用したり活用しなければ、費用対効果の観点からいっても疑問符のつくところでございます。

情報の収集やネットワークの構築等に便利になることは確かではありますが、また、企業誘致等にも有利な条件になることも予想されますが、内陸フロンティア構想の実現もまだまだ先のことであります。それまで、ただただ小山町の議会放映、あまりおもしろくない、そんなことはないとは思いますが、それだけではちょっともったいないというふうに思う次第でございます。

そういう意味で、この光ファイバ網をもっともっと有効に活用していく必要があると考えます。

例えばの話でございますが、現在の小山町のホームページを更に充実させるため、各地区の紹介等をリンクさせ、各地区からも各種情報等を積極的に発信をさせて、もっと利用しやすいホームページを作り出す等の考えがあってもいいのだと思います。

私の住んでいる須走地区においては、自衛隊の富士学校があるため、毎年多くの転入及び転出があり、初めて須走に来る隊員家族にとっては、須走ってどんな町だろう、あるいは幼稚園や保育園、また小中学校の現状はどうなんだろう、一番近い病院はどこにあるんだろう、買い物する場所はどこだろうというような心配が多分にあると考えられます。これらの不安を少しでも解消するため、もう少し親切でわかりやすいホームページを作れば、事前に確認し、安心して須走に来てもらえるのではと思うわけであります。

しかしながら、各地区の紹介を誰が作るのか。また、かかる費用をどのようにしていくのか、そういった諸問題があるにせよ、検討する価値は十分にあるものと考えます。

そして、1人でも多くの隊員家族や一般の人が、須走や小山町に住んでみたいと思えるような魅力ある発信をしていくことも大事かと思えます。

ほかに、ひとり暮らしの年配者が安心、安全で暮らせるようなネットワークを構築するであるとか、防災、減災に役立ったり、観光情報の提供につながったり、将来的には医療、介護、教育等の分野においても効果が発揮できるよう、そして小山町全体が元気になるような活用を、今後、検討していただければと思うわけでございます。

そこで、次の質問をさせていただきます。

1点目は、現在の光ファイバ網の整備状況及び今後、加入促進をどのようにして進めていくのか。

2点目、町としてのどのような光ファイバ網の利用計画を描いているのか。

3番目、既に整備されている須走地区の光ファイバとの関連、位置づけはどうか。

4点目、現在の小山町のホームページに、各地区の紹介をリンクさせることはできないのか。

この4点について質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 阿部議員にお答えをいたします。

はじめに、光ファイバ網の整備状況及び今後の活用についてのうち、現在の光ファイバ網の整備状況及び加入促進についてであります。

まず、須走地域75局エリアについては、紅富台など一部のエリアを除いて、平成20年4月から株式会社東海ケーブルネットワークの整備により、既に光ファイバ通信サービスが可能となっております。

次に、76局エリアにつきましては、本年6月から、NTT西日本の整備により、光ファイバ通信サービスが可能となっております。

最後に、78局エリアについては、NTT西日本が、県の光ファイバ網整備事業費補助金を活用し、本年度内での整備完了を目指しております。

これにより、平成26年3月31日までに町内全域で光ファイバ通信サービスが可能となります。

また、この補助事業に伴い、本年度中に事業者と協働で、加入促進の説明会を各地で開催していく計画であります。

次に、町の光ファイバ網の利用計画等についてであります。

本年度末には町内全域において光ファイバ網整備が完了し、近隣市町及び町内での利用環境の格差が是正をされます。

また、これまでの通常回線ではなし得なかった光ファイバ網を利用した高齢者の生きがい支援事業など、各種住民サービスや新たな地域公共ネットワークの構築が可能となります。また、企業誘致や定住促進等の諸問題に対しても、大きく寄与していくものと考えております。

今後の方針につきましては、昨年度庁内に設置しました小山町地域公共ネットワークプロジェクトチームの中で、地域公共ネットワークの利活用について、また、行政と住民の連携強化をいかに図れるかなどについて検討しているところであります。

光ファイバ網を活用した住民サービスは、実に多種多様であるため、現在、勉強会や職員を対象としたセミナーを実施し、その実現に向けて積極的に取り組んでいるところでございます。

次に、既に整備されている須走地区の光ファイバ網の位置づけについてであります。

須走地区の75局とその他の76局及び78局では整備事業者が異なることから、インターネットの利用環境や受けられるサービスなどに違いが出るのではないかと、加えて、テレビ放送の視聴方法や内容にも大きな変化が出るのではないかと御心配なさっているものと思います。

確かにNTT独自のサービスに光テレビがありますが、これはテレビ放送に限ったものですから、光ファイバ網を活用した町の情報発信等とは切り離してお考えいただきたいと思います。したがって、現在皆様が視聴されているテレビ放送は、基本的には変わらないと認識していただきたいと思います。

また、インターネットの利用だけに限定すれば、光ファイバ網の整備事業者が違うため、光通信を利用される場合、月々の利用料や契約方法、細かな利用形態等に、ある程度の違いが出ることは確かですが、利用環境や得られる情報に差が出るというものではありませんので、御安心いただきたいと思います。

次に、町のホームページに各地区の紹介をリンクさせることについてであります。

現在、町ではより魅力的な情報発信をするために、ホームページのリニューアルを検討しております。これには、富士山や金太郎をはじめとする観光情報の充実とともに、町民の皆様が知りたいことをすぐに検索できるような生活情報の充実も必須と考えており、この中で、各地域情報の掲載についても検討していきます。

これには、各支所と広報担当との連携はもちろんですが、地域担当職員も活用し、それぞれの地域の身近な情報をよりスピーディーに発信していけるような仕組みづくりを行ってまいりたいと思います。

以上であります。

○2番(阿部 司君) 1点だけ再質問をさせていただきます。

最近、孤独死とかそういうのが報道されますが、先般、広域で岐阜に研修に行った折に、そういう1人でお住まいの、体の悪い方じゃないかと思えますけれども、何かあった場合に消防にすぐ連絡が入るといようなシステムを研修させていただきました。これは非常にいいなというふうに思ったんですが、今、町長の話ではいろいろ検討されていくということですが、そういう観点の整備を、できれば早急にやっていくことによって、先ほどもちょっと述べましたけれども、お年寄りが安心して暮らせるというふうにつながっていくのではないかと思います。その辺の整備をどのように考えられておられるのか、その1点だけ質問をさせていただきます。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○町長(込山正秀君) 阿部議員にお答えをいたしたいと思えます。

今答弁で申し上げたとおり、庁内で、今、検討をしているさなかでございます。おっしゃったようなことも検討の課題に入っておりますので、きっとお答えに答えるようなものが出てくるかと思えます。また、出てきたことにつきましては、議会とも相談しながら、一緒になってこれらについての取り組みをやっていきたくと思えますので、どうかいろいろな面での御指導、御鞭撻をよろしく願いたします。

○議長(鷹嶋邦彦君) 次に、7番 込山恒広君。

○7番(込山恒広君) 人口2万人を堅持できるかということで御質問させていただきます。

全国的に少子高齢化で、人口減少が続いていますが、当町でも例外ではなく、毎年200人程度減少しております。しかしながら、お隣の御殿場市では、5年間に約2,000人増加しており、この中には当町からの流出人口も当然含まれております。原因の一つとしては、御殿場市では市街化調整区域まで見直され、大規模な宅地分譲開発が計画的に進んでいることが挙げられます。

ところが、当町でも空き家対策、内陸フロンティア構想などで人口増加に頑張っておりますが、宅地開発については御殿場市と比べて進んでおりません。なぜなら、すぐにでも宅地開発可能な市街化区域の平坦地は、無理して線引きを決めたこともあって、宅地造成に協力的な地主が少なく、区画整理事業さえ協議が成立しない状況だからです。このままでは人口の流出に歯止めがかかりません。

私は、前回、前々回と人口減少対策及び税収増にも効果的な社会資本整備として、大規模な宅地分譲を提言してきました。町当局としては、制度を作って待っているのではなく、大規模な宅地分譲開発候補地があれば、積極的に地権者と折衝していく態度が必要だと思います。

そこで、可能性を秘めた有力な候補地として、菅沼地区の市街化区域内、三菱マテリアル東側、県道までの広大な約15ヘクタールから20ヘクタールの土地があります。現在も森林に覆われたままである、この未開発地の宅地開発について伺います。

1. 菅沼地区の三菱マテリアル東側、県道までの約15ヘクタールから20ヘクタールの市街化区域内の宅地開発について。

2といたしまして、前回質問の町長回答である、宅地分譲を進める事業主体への新たな制度の検討について、町当局として検討した結果及び成果について。

よろしくをお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員にお答えをいたします。

はじめに、菅沼地区三菱マテリアル東側の市街化区域内の宅地化についてであります。

議員御質問の区域は、三菱マテリアルの東に位置する斜面地にある山林一体ということかと思っております。当区域については平成6年に実施した土地区画整理事業調査の中で、調査対象の区域に含み、検討された経緯がございます。調査の結果については、菅沼、坂下から吉久保の一部までを含む広い範囲を区画整理の対象とした上で、当該区域を緑地として位置づけております。

御質問の区域のみを宅地開発するためには、まず道路を造らなければなりません。当地が比較的勾配のきつい斜面地であり、幾つかの沢状の形状を有しているといった相当の地形的制約を受けながら道路計画を立てる場合、どうしてもつづら折りでカーブの連続する道路計画にならざるを得ません。そこから残った土地を平場に整形した上で、宅地を保全するための擁壁等の構造物を差し引き、更に建築基準法上の安全基準をクリアするための後退線を考慮すると、有効に利用できる土地はわずかしか残らないと考えられます。

このわずかに残された土地を売って得る収入と、先ほど申し上げた道路及び構造物等の築造に

かかる費用とを比べた場合、当地における宅地開発は現実的ではないと考えられます。

次に、宅地分譲を進める事業主体への新たな制度の検討についてですが、現在、定住促進のために取り組みをしております施策が着実に利用者数を延ばしていることから、既存の定住促進策をベースとしながら、更により効果的な施策とするために、別の角度からの視点を持って立案をしなければならないと考えております。

現在、不動産バンク等に携わる外部の方々等の意見を伺いながら、より具体的な施策をなるべく早い時期にお示しできるよう取り組んでいるところでございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再質問ありますか。

○7番（込山恒広君） ということで、今、金がかかるということでございますが、特に明倫地区の市街化区域に絞ってお願いするわけでございますが、明倫地区内の当局の市街地造成計画等について、よろしくお願ひしたいわけでございます。そして、また地権者のいろいろ折衝した結果等も踏まえて、できたらお願ひしたいわけで、よろしくお願ひします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員の再質問にお答えをいたしたいと思ひます。

菅沼地区につきましては、昨年度から菅沼のまちづくりということで、地域の方々に参加していただきまして、ワークショップ等を含めた勉強会を、今、進めているわけでございます。この件につきましては、今年度も引き続きやっておりますが、今年度中に大方な見方、進め方が出てくるかなと、こんなふうと思ひます。そういうことで、今、順次進めておりますこと、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、9番 湯山鉄夫君。

○9番（湯山鉄夫君） 一問一答方式ということで、いささか緊張しているところであります。

私は、小山町局地激甚災害の総括とその後の対策についてお伺いをさせていただきます。

22年9月8日、台風被害による災害の発生からちょうど3年を迎えることになりました。この災害は、全く想定外、予期せぬ不意の発生であり、また、今後同様な災害が発生しないとも限りません。復旧復興したからそれでよしということではなく、9.8の災害に各種状況、経過措置等について検証し、総括し、しかる後の災害防止対策の教訓として、将来に向けての減災防災態勢を進める必要があります。

我が町の災害発生に対して、政府は局地激甚災害として指定し、特例措置の適用により、災害復旧は進展することができました。公的措置支援がなければ、容易ならぬ事態に直面しているやに思ひます。

町内の各河川は一斉に濁流、泥流が荒れ狂い、その被害状況が各テレビ局を通じて全国に放送されました。多くの人々は、自然が起こす猛威、脅威を痛切に感じたのではないのでしょうか。災

害に対し、各地から温かい支援、協力をいただきました。感謝の意を持って、完全復旧しましたよと、この言葉、復旧宣言を発することにより、我が町の誠意が伝うものと考えています。

お伺いします。災害復旧の完了に当たり、安心して安全で住みよい小山町としての安全宣言をすることはできないか。町長に答弁をお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 湯山議員にお答えをいたします。

災害復旧は被災した各施設の原形に合わせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設または改良を行い、将来の災害に備えるものであることから、復旧工事が完了したというだけで安全であると宣言することはできません。したがって、町民の皆様も、災害が起こるかもしれないという意識を常に持っていただくよう、防災意識の高揚施策を展開していきたいと考えております。

○9番（湯山鉄夫君） 町長の答弁は、安全という言葉に何か無理があるような感じを受けました。

次に、質問2といたしまして、気象異変、地殻変動、火山噴火等、災害発生の可能性に鑑み、今後の減災防災等に対する町民の対応、行政の態勢等、包括的な基本条例を制定する考えはありませんか、お伺いをするわけであります。

我が町の地形は、三方を山に囲まれ、常に山岳崩壊が発生しやすく、予断は許されない。警戒しつつ計画的予防対策を欠かすことはできません。本議会におきましても、防災関連3条例改正案の提案があります。災害を受けた町として、今後に向けて、平時での対応、異常時の対応、復旧復興の対応、町民のすべきこと、いわゆる自助、地域ですべきこと、共助、行政のすべきこと、公助、三者の体制に一定のルール、規律を設けることにより、防災組織の一つの秩序を保つことができるように考えます。

このことにつきまして、町長の答弁をお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 湯山議員にお答えをいたします。

平成24年9月の議会の湯山議員の防災基本条例の制定に関する一般質問にお答えしておりますが、安全な町を築くためには、自助、共助、公助のそれぞれの役割を明確に定める必要があります。更に、予防としての準備、災害発生時の応急対策、発生後の復旧までを一連の防災対策として捉えて、防災力を充実強化していくためにも条例制定は必要と考えております。

現段階では、先に公表されました第4次静岡県地震被害想定一時報告を受け、地域防災計画の修正を優先しますが、合わせて総合的な防災対策も推進できるように、国の計画や静岡県の条例とも整合を取りながら、包括的基本条例について検討してまいります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（湯山鉄夫君） 町長につきましては、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと、こんなふうをお願いをいたします。

それでは、これより新井危機管理監の対面で質疑応答をしたいと思います。

今年の夏季より今日まで経験、体験をしたことのない連日猛暑が続き、平均気温が1.06度上昇したと。異常気象か、地球の温暖化現象か。かつては夏の避暑地と言われたこの北駿の地も真夏日が続き、熱中症の対策や暑さ対策にそれぞれ町民は誰もが苦慮されたことではないでしょうか。

国内各地に記録的な大雨による被害が、今なお続いています。22年9月8日、本庁前の鮎沢川の濁流は、見る見るうちに水位が上昇し、この勢いが数時間継続されたならば、激流は護岸を乗り越え、浸水危険が発生するのではないかと、自然の猛威と危機感を覚えたのであります。従来の常識的概念では通用しないことが多々あったのではないのでしょうか。

質問いたします。小山町局地激甚災害の終結に当たり、教訓とすべき事項、課題はありますか。

一つの教訓として、対策本部の設置など、初動態勢が迅速であったこと、人的被害がなかった、いざの時には状況を予測し、即対応することが重要であると認識をしたこと、また、突然の異変がいつ襲ってくることも、身をもって体験をしたこと。今後もあり得ることとして取り組みをすべしという警鐘なり警告ではなかったのか。災害復旧を検証することに是とすること、または否とすること等々を総括し、次に向けてこれを生かして、対処していくことは、大きな災害防止策ではないのでしょうか。ここで新井危機管理監の答弁をお願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○危機管理監（新井 昇君） 平成22年の災害におきましては、多くの教訓を得ることができました。その中で、従来の常識的概念を超えた教訓といたしましては、大きく2つ考えております。一つは、下野沢橋の落橋と湯船・柳島区における孤立集落の発生であります。また、その他の特徴的な教訓といたしましては、情報伝達ツールの多重化の必要性、備蓄品の分散配置の必要性及び地域防災計画の見直し・修正などであります。また、災害時要援護者避難支援プランの作成など、自主防災会や住民の皆さんに直接係る教訓事項につきましては、町民講座、防災講演、出前講座等で住民の皆様にご説明をし、いろいろな改善をお願いしているところであります。

以上です。

○9番（湯山鉄夫君） それでは、次の質問へ移ります。

当災害の復旧には、国や県をはじめ、早期復旧に各行政機関の援助が大でありました。災害復旧に要した財政支出についてお尋ねをしたいわけであります。

質問の2の2、当災害復旧の総額、その内容について御説明をいただきたいと思います。

大臣の災害現場の視察など、国や県では積極的に支援活動をしてくださいました。マスコミ報道で

は、50億円とか60億円とか、まちまちの報道がされました。事業終結に当たり、統一した数字が正しい数字を表明していただきたいと思います。危機管理監の答弁をお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○危機管理監（新井 昇君） この災害の災害復旧事業は、箇所数にして222か所であります。農地農業用施設災害の農地、農業用施設については、現在も復旧工事を実施しているところもあります。この222か所の復旧事業費は、現時点で総額15億9,218万円余であります。この財源の内訳は、国庫補助が12億8,111万円余で80.5%であります。また、教育施設災害のうち4,610万円余が保険で補填されたほか、農地災害におきましては301万円余が受益者負担金であり、全体の約3%であります。

したがいまして、国庫補助、保険、受益者負担を除いたものが、起債を含む町費で2億6,195万円余であり、16.5%となっております。

以上です。

○9番（湯山鉄夫君） 次に質問をさせていただきます。

災害に当たりまして、各地区より支援、救援、人的奉仕、多大な御尽力を賜りました。このことについて、どう総括されますか、お伺いをするわけであります。

私も活動の中で、私の学校では、各クラスに義援箱を設け、みんなで協力をしていますよ、応援に来ましたよ、小山町頑張れよ、こうした激励の言葉など、多くの人々から温かい励ましの心をいただきました。物心両面の支援、こうした善意に対して感謝の念は忘れ、風化してはなりません。今までお世話になったことを転じて、お世話する、協力をする立場になっていきたいと思っております。ここで、危機管理監の答弁をお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○危機管理監（新井 昇君） 災害直後から、各地から早々のお見舞いや激励のお言葉、ボランティア支援、義援金、救援物資など、心温まる数々の御支援を賜り、本当に感謝したところであります。

今回の災害では、家屋、道路、耕地等に甚大な被害を及ぼしましたがけれども、特に家屋の早期清掃、これらについては約1,800人余のボランティア支援の皆様の御協力によりまして、速やかな復旧ができたと感じております。

また、災害復旧寄附金として平成22年度中に2億5,170万円余を小山町に寄附いただきました。以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 次の質問に移ります。山を背負う集落の安全を確保するには、高い山自体を強靱化する、持久力を持たせることで里の集落を守ることができます。山腹の強靱化を図る方法や対策として、間伐促進、植物の植栽、山地・河川の改良などが、各種の研究が行われております。現在、強靱化対策、積極的な推進がされております。ぜひこれが有効的に拡大していくよう願うところであります。

それでは、一連の災害発生復旧した中で、強靱な町として大きく発展したかどうか、その評価をお伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○危機管理監（新井 昇君） 災害復旧につきましては、一応完了しておりますが、あくまでも現時点では復旧工事であります。災害の発生原因の一つに、森林や山地の荒廃が考えられることから、強靱なまちづくりについては下層植生を回復させるための土壌改良や木柵等の設置、更に山地強靱化総合対策協議会により、今後の治山事業や森林整備について協議検討し、災害に強い森林を目指し、減災を進めていきたいと考えております。

以上です。

○9番（湯山鉄夫君） 質問項目が多くて恐縮に存じます。よろしくお願ひします。

次に、平常時より危険性のある急傾斜地、くぼ地、沢や堀、それに落ち入る流木、流れ出る土砂、この災害発生源には、治山治水対策を計画的に講ずる必要があります。砂防ダム、堰堤を設置するなど、小山町地域防災計画の中で、山間地の防災はどうなっていますか、質問をいたします。

災害発生の誘因、要因となる山間地の表層深層崩壊から里山を守る中期、長期的防災計画はありますか。

山地災害防止には、長時間、長期間、膨大な費用を要します。しかし、我が町では避けて通ることができない宿命があります。苦しい中でも年々計画的に治山治水対策を欠かせません。かつて込山町長が県議会のときに、小山町におきましてあちこちに数多くの砂防堰堤を設置していただきました。ここで、危機管理監の答弁をお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○危機管理監（新井 昇君） 災害の発生となる山間地の表層深層崩壊から里山を守る中期、長期的防災計画は策定しておりません。しかしながら、中期的な防災対策については、山腹崩壊箇所等の被害箇所についての課題整理や被害の軽減及び拡大を防止するために必要な治山事業の施行に係る順位づけをしているところであります。

次に、長期的な防災対策につきましてですが、森林に起因する災害の発生防止や被害軽減対策のために、間伐等による森林整備を実施し、災害に強い森林づくりを目指しているところであります。これら中長期的な防災対策につきましては、今後、山地強靱化総合対策協議会で方向づけをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（湯山鉄夫君） 次の質問に移ります。

山間地に堆積する火山灰、火山砂、このスコリアの撤去、採取処分等、首長の行政権限として行使できる法整備はできないかであります。

災害原因の最たるものは、山地に堆積するスコリアであります。これが存在する限り、土砂災

害は発生する可能性があると言われていています。宝永の噴火から300年余、関東大震災から90年経過した今日、危険地におけるスコリアは除去する、処分する行政権限を町長は有するべきでありませぬ。地方分権、権限移譲を活用して、そして主張し、町長の裁量権を法制化する必要があるのではないかなど。

かつて宝永の噴火時に堆積した降灰、焼き砂は、須走では1丈2尺、平地では3尺5寸堆積したと聞いております。屋敷や田畑のスコリアは掃き寄せ、その砂は鮎沢川から酒匂川へ流したという話もあります。山間地に堆積した砂は、今も現存しているわけでありませぬ。適宜にその砂を除去、移動できる、規制を緩和すべきではないでしょうか。この点についてお伺いをします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めませぬ。

○農林課長（遠藤一宏君） 御提案の法整備につきましても、首長の行政権限として行使できる法律が、今のところ整備されていないため、個人の財産管理によるところが大きく、国による新たな法整備や、これに準ずる条例の整備は難しいものと考えております。

以上です。

○9番（湯山鉄夫君） 次に、7問目で恐縮です。

9.1、すなわち県下の防災訓練が行われました。9.8、小山町の災害の日であります。この日を防災の日として定め、機能的防災活動、地域自主防災の実効性のある訓練の実施はできないか、これが質問であります。

防災活動は、平時から知識や経験を積み重ねていかなければなりません。いざの非常時には多大な被害が生ずることになります。訓練にまさる減災、防災はないと言われております。訓練を通じて、自分の身を自分で守る、自分達は自分達の地域を守る、この地域力を鼓舞し、常に意識を持つこと、災害を受けた町として、他の市にまさる真剣な地域自主防災の活動を実行すべきことを思います。

直ちに自分の命を守る行動をしろと言われても、どうして良いのかわからない。自分達の地域はその地域で何をすべきかわからないのが実態でしょうか。いかにして町民の意識の高揚を図るか。平常時の準備から自主防災強化を図るべきと思います。質問をいたします。よろしくお願ひします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めませぬ。

○危機管理監（新井 昇君） 議員御承知のとおり、9月1日は大正12年9月1日に発生した関東大震災にちなみ、防災の日とされ、この日を中心として防災思想の普及、それから防災訓練等、これらにふさわしい行事が実施されております。

また、この防災の日を含む1週間を防災週間として、様々な国民運動が行われており、町でも先般9月3日、この防災週間中に富士山噴火の想定で総合防災訓練を実施し、また、毎年行っております。

更に、静岡県では12月の第1日曜日は地域防災の日として定めており、この日に多くの市町の

自主防災組織等が中心となって、地域の特性に合った訓練を実施しております。

したがいまして、改めて小山町独自の防災の日を定めることは考えておりません。それぞれの示された日に着実な訓練を行っていくことが大事と考えております。

以上です。

○9番(湯山鉄夫君) 防災の日につきましては、12月第1日曜日が地域防災の訓練日であります。ぜひこれらを捉えて、充実した防災訓練の段取りをお願いしたいと思います。

次に、関連をいたしますけれども、気象災害、地震災害、噴火災害のリスクを抱えています。各地区ごとの状況に即したきめ細かい対策づくりは考えていませんかということでもあります。

第4次総合計画には、災害に強いまちづくりの形成、災害から町民の生命、財産を確保する都与計画されております。我が町の集落は合併により、分散型の町の形成でありますので、地域ごとに環境が違います。地域防災の編成には、小単位の区割り、または小集落の住民達が自分達で協議し、その地域に即した対策づくりをすることが重要と考えます。避難指示、避難命令、指揮、命令、指導、誘導に地域の状況を把握しなければなりません。危機管理の対応が必要だと思いません。発生時に右往左往、迷い行き、そんなことのないような状況を常に心がけなければなりません。

よって、地域ごとにいろいろな状況自体を想定した地域マニュアルが不可欠に思います。危機管理監の答弁をお願いします。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○危機管理監(新井 昇君) 議員御指摘のとおり、小山町の地域防災計画、町長のマニフェストにあります。学区ごとに地域に密着した避難計画を作ることを、今、着手しております。その具体的な内容でありますけれども、富士山噴火に係る対策等につきましては、平成24年12月の議会で、湯山議員の富士山噴火活動を想定した防災の取り組みについてお答えしておりますとおり、国と県と、また御殿場、裾野と広域避難計画作成に着手しており、関係する学区や区ごとに計画案を提示して、各自主防災組織、区などから、現在御意見をいただきながら作業を進めて入る最中でございます。

また、大雨や地震の災害につきましても、各地区で特性が違うことから、一例でありますけれども、この成美地区等においては22年9月の反省を踏まえた中での学区の中での避難計画、これらを現在まとめていく方向で検討しているところであります。

以上であります。

○9番(湯山鉄夫君) 次に質問させていただきます。

東南海トラフ、相模トラフ、伊豆沖地震を想定した情報の収集、指示、伝達等、災害対応の通信システムはどうですかということで質問させていただきます。

想定される地震津波対策に、海岸に接する府縣市町は、避難計画に必死になって取り組みを進めています。政令指定都市では相互の連携情報を共有する等の取り組みが行われています。災害

に関する情報は、迅速、正確でなければなりません。

政府からJアラート、LAN、気象庁から緊急地震速報、特別警報の発信がありますが、公的に発信した情報に、町民への対応は意思の疎通を図るには送受信が可能となるのが、町災害通信に必要であります。町災害通信システムについて、無線通信の準備はいかがか。東日本大震災において、電柱、広報塔、基地局が崩壊したので、有線の通信手段は全滅だと言われました。通信のインフラ整備について答弁をお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○危機管理監（新井 昇君） 災害情報の伝達手段は、静岡県とつながっている同報ファクス、無線電話、ふじのくに防災情報共有システムFUJISAN、地上系無線機があります。このほかにも、全国瞬時警報システムJアラートや地域通信ネットワークの衛星テレビにより、気象庁や国から直接情報伝達するシステムがあります。町民への災害情報の伝達手段は、テレビ、ラジオ等マスメディアによる伝達のほか、町から同報無線を使用して各家庭の戸別受信機や屋外スピーカーへ音声により伝達をしております。

議員御指摘の相互通話という観点から申しますと、相互防災無線のデジタル化に伴いまして、今年度中に、各地区の自主防災組織に、個局ではありますが、1基ずつ配備していくと、このように現在事業を進めております。

以上です。

○9番（湯山鉄夫君） 最後の質問になります。富士山噴火を想定して、県からは第4次被害発生予想が公表されました。町単独では非常に困難があります。広域にわたる行政機関の連携は進んでいますかが質問であります。

富士山の噴火について、学説は多々あります。噴火しないという学説、研究資料の提供はありません。富士山世界遺産の裏には、噴火という巨大なリスクが存在をしていることを念頭に持つべきであります。

県では、噴火による被害想定図が公表されました。周辺の行政機関との連携、広域での各機関、各組織の協調、不可欠とされています。富士山はいつ噴火するか、想定、予想はできない。宝永4年噴火には、宝永地震と噴火が連動したという説があります。富士山周辺58万人のうち、半数の人が避難しなければならない。その手段はどうか。手だてはどうか。広域避難計画は議論されているのかどうか。

宝永4年の噴火には、この御厨地方には焼け砂、軽石が噴出し、砂で埋め尽くされました。すなわち砂地獄。当時、小田原藩の配下、被害は大きく、江戸幕府は復旧しない、放棄、放置すべきと論があったといわれます。しかし、関東代官伊奈代官の派遣によって命をかけて救済してくれたことを、貴い史実として教育なり継承すべきと考えます。

この件につきまして、危機管理監の最後の答弁をお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○危機管理監（新井 昇君） 富士山噴火対策につきましては、平成24年12月議会の湯山議員の富士山の噴火活動を想定した防災の取り組みのについての中でもお答えさせていただいておりますけれども、静岡、神奈川、山梨の3県で、富士山火山防災対策に関する協定を締結し、応急対策、復旧対策について広域連携協力することとしています。

これらの経緯から、平成24年6月に3県で本町を含む関係市町、国の機関からなる富士山火山防災対策協議会が組織され、現在、年度末までに広域避難計画策定を目指して、随時検討をしているところであります。また、小山町の取り組みといたしましては、これと同時並行的に小山町の富士山噴火に係る避難計画を年度内には作り上げて、住民の皆様に説明をしていく、現在、予定で鋭意努力中であります。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 危機管理監から諸事項にわたりまして答弁をいただきました。ぜひ前向きに、一步一步着実に進めていただきたいと、こんなふうを考えます。

災害から町民の命を守ることが重要課題であります。ハード面の対策は容易ならぬ状況下、まずはソフト面から防災態勢の充実を図ることです。自然災害は予知、予測はできません。常に対策と準備をもって安全を期すことです。

また、防災対策は平時における災害想定した取り組み、発生時の対応、後の復旧復興の措置があります。我が町が今後、災害のない町であり、安全な町であることを念じて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鷹嶋邦彦君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月25日水曜日 午前10時開議

議案第45号から議案第63号までの議案26件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。更に議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時45分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

署 名 議 員 桜 井 光 一

平成25年第5回小山町議会9月定例会会議録

平成25年9月25日(第5日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
	3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
	5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
	7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
	9番	湯山 鉄夫君	10番	真田 勝君
	11番	米山 千晴君	12番	鷹嶋 邦彦君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	室伏 博行君	住民福祉部長	羽佐田 武君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	高橋 忠幸君
危機管理監	新井 昇君	会計管理者兼会計課長	鈴木 哲夫君
町長戦略課長	小野 学君	総 務 課 長	田代 順泰君
税 務 課 長	湯山 正敏君	住民福祉課長	秋月 千宏君
健 康 課 長	米山 民恵君	地域防災課長	池田 馨君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商工観光課長	山本 智春君	都市整備課長	相原 浩君
上下水道課長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長	高橋 裕司君	総務課副参事	鈴木 辰弥君
監 査 委 員	池谷 浩君		

職務のために出席した者

議会事務局長	小野 克俊君		
会議録署名議員	3番 渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
閉 会	午後1時40分		

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第45号 小山町体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第46号 小山町東富士演習場周辺畜産事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第3 議案第47号 小山町こども園条例の制定について
- 日程第4 議案第48号 小山町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第49号 小山町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第50号 小山町水防協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第51号 小山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第52号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第53号 小山町立水泳施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第54号 小山町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第55号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第56号 小山町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第57号 平成25年度小山町一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第14 議案第58号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第15 議案第59号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第16 議案第60号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第17 議案第61号 平成25年度小山町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第18 議案第62号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第19 認定第1号 平成24年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第2号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第3号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第4号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第5号 平成24年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第24 認定第6号 平成24年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第7号 平成24年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第26 議案第63号 平成24年度小山町水道事業会計欠損金処理及び決算の認定
- 日程第27 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 発議第8号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のた
めの意見書

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議案第45号 | 小山町体育施設の指定管理者の指定について |
| 日程第2 | 議案第46号 | 小山町東富士演習場周辺畜産事業基金条例を廃止する条例について |
| 日程第3 | 議案第47号 | 小山町こども園条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第48号 | 小山町防災会議条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第49号 | 小山町災害対策本部条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第50号 | 小山町水防協議会設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第51号 | 小山町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第52号 | 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第53号 | 小山町立水泳施設設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第54号 | 小山町保育所条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第55号 | 小山町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第56号 | 小山町給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第57号 | 平成25年度小山町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第58号 | 平成25年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第59号 | 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第60号 | 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第61号 | 平成25年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第62号 | 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号） |

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 議案第45号から日程第18 議案第62号までの議案18件を一括議題とします。

それでは、8月28日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 阿部 司君。

○総務建設委員長（阿部 司君） おはようございます。ただいまから、8月28日、総務建設委員会に付託されました6議案について、審議の経過と結果について御報告します。

9月13日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長及び副参事、議会か

ら議長立ち会いのもと、委員6名全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第46号 小山町東富士演習場周辺畜産事業基金条例を廃止する条例、議案第51号 小山町税条例の一部を改正する条例の2議案は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 小山町下水道条例の一部を改正する条例と議案第56号 小山町給水条例の一部を改正する条例については、関連がありますので、一括質疑として審議しましたので、一括して報告をいたします。

委員から、水道料金の設定は安定供給することが重要なのか、安価な水道料金を目指しているのか。との質疑に。

水道事業は、安定的に安全な給水をするのが第一と考えています。との答弁がありました。

委員から、料金改定後は、最低5年間は改定できないと考えているが、当局の考えは。との質疑に。

今後5年間の経営見通しを見ながら、料金算定をしています。おおむね5年ごとに水道事業会計の状況を踏まえ、検討することとしています。しかし、社会情勢の急激な変化等により、水道事業会計の経営状況が悪化した場合は、改定の検討が必要と考えています。との答弁がありました。

委員から、外税方式を内税方式にするとなっているが、消費税が平成26年度4月に8%、平成27年度10月に10%になると国では計画されている。消費税が10%になると、何も値上げになっていないと考えるが、本当にこれで利益が出ると考えているのか。との質疑に。

平成23年度の決算額を基準に収支を算定すると、消費税8%時点で3,569万1,000円の利益、消費税10%で2,255万9,000円の利益となる見込みで、確保できるものと考えています。との答弁がありました。

委員から、水道ビジョンにもリアルタイムの監視が今後必要であると記載されている。この監視をいつから導入するのか。この経費についても改定に考慮されているのか。との質疑に。

集中監視制御システムは、平成39年度の導入を予定しております。今回の料金改定には考慮していません。との答弁がありました。

委員から、取水施設は40年経過で老朽度大と考えているが、機械設備の耐用年数は15年から20年と言われている。この機械設備の更新についても検討されているのか。との質疑に。

湧水及び深井戸による施設で取水しており、水中ポンプを耐久年数より前に計画的に交換しています。異常がないか、毎日施設点検などをして、安定供給に向け、維持管理しています。との答弁がありました。

委員から、配水池は老朽度が大きい施設は至急更新が必要ではないか。改定後5年以内で更新する施設があるのか。これも改定に考慮されているのか。との質疑に。

須走低区配水場、小山水系配水池統廃合、新柴配水場、大御神高区配水場、滝沢配水場の5施

設のうち、5年以内に3か所計画しており、料金改定に考慮しています。残る2施設については、計画的に更新したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、管路施設の耐震化率が17.7%となっているが、今後、5年間でどの程度にする計画か。また、その経費が料金改定に計上されているのか。との質疑に。

耐震化率は、5年後に27.1%を目標に耐震化を進めたいと考えています。その経費は、料金改定に考慮しています。との答弁がありました。

委員から、漏水率12%を10%に下げるビジョンが出ているが、その施策と経費が料金改定に考慮されているのか。との質疑に。

管路施設の更新を進めることで、漏水率が下がるものと考えています。今後、5年間の管路更新事業について、料金改定に考慮しています。との答弁がありました。

委員から、これから水道の供給が増えると予想される内陸フロンティアの湯船原の開発地域や大御神の小山パーキングエリアへの給水量の増加は検討されているのか。との質疑に。

湯船原は、現在、給水エリアには入っていません。今後、事業者が決定し、給水量等が具体的に決定した後に、事業の経営変更認可申請等の作業を進めます。大御神のPAは認可の変更を6月議会で承認いただき、県へ手続き中です。との答弁がありました。

委員から、滝沢簡易水道の編入にかかる経費はどの程度か。その経費が料金改定に考慮されているのか。との質疑に。

編入経費は、配水場の改良工事と配水管の更新等で、概算1億3,000万円を見込んでいます。経費は料金改定に考慮しています。との答弁がありました。

委員から、滝沢簡易水道から町水道に移管される利用者が、平成29年度まで緩和処置期間を設けると水道ビジョンに書いてある。現在の使用料金と緩和処置期間の予定金額は。町民へは、この緩和処置をどう説明するか。との質疑に。

組合の料金体系は、蛇口数等により算定されています。現在、組合と調整しており、具体的な予定料金は決まっていません。統合に際しては、上水道と料金格差がないことが、公平性の確保につながると考えています。との答弁がありました。

委員から、大口利用者は、今回の改定による影響が大き過ぎるのではないか。大口利用の料金について見直す考えがあるか。との質疑に。

均一型の料金体系で、公平な料金としてお願いをするものです。極端に突出した大口利用者については、軽減について考慮したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、一般家庭、水を多く使うクリーニング店、企業で金額がどの程度になるか。との質疑に。

口径13ミリの一般家庭の平均使用水量は、1か月25立方メートルであり、消費税8%になると、1,263円が改定後1,580円となります。クリーニング店で最も多く使用している店が、口径20ミリで、1か月1万1,164立方メートル使用しており、消費税8%になると、7万5,227円が改定後10

万4,232円となります。企業においては、口径と使用量により、26%から42%の増額改定と見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、パブリックコメント等で町民から意見を聴く考えがあるか。との質疑に。

パブリックコメント制度実施要綱の中で、審議会等の答申に基づき実施機関が立案するものについては適用除外となり、実施しません。との答弁がありました。

委員から、これまで外税だった消費税を内税にするということは、答申の中で意見が出てきたものなのか。との質疑に。

審議会から答申されたものです。との答弁がありました。

委員から、2月に当局から水道事業の現状を伺い、5月に上下水道審議会答申内容について説明があった。説明内容では、当局の方針として9月議会に料金改定の条例案を提案、議決後、期間を置いて4月1日から実施したい。その間、住民への説明や準備等をして進めたいとのことであった。

私達議会は、安くて、安心して、いつも安定的な水道事業を堅持するために、十分な審議、検討をすることが極めて大切なことであり、そのために総務建設委員会協議会で事前に協議し、その間、議会全員協議会や協議会、先進地の視察、町内の現地の視察など、合計9回にわたり、それぞれ提案されていることを一つ一つ協議してきた。

第1点は、水道会計の健全性と料金改定の問題です。まず、外税方式から内税方式とし、基本的には消費税10%を掛けた数字とした。超過した水道料金は、60円を90円にしたことにより、一般家庭で、月当たり約300円上がる。極端に突出した大口使用者については相当な料金が上がるので、軽減の措置をしていく。また、提案されている料金改定により、健全な水道会計が維持できるのか。との質疑に。

そのとおりです。との答弁がありました。

委員から、第2点目は、施設の老朽化、耐久化への促進。経済の事情等があり、計画が変わることがあると思うが、この計画があることで、改定について良しと考える一人である。配水施設が10何か所かあるが、今日現在の耐震性は大体60%あるということになっている。

資料によると、過年度に作られたものが耐震性が不明となっている。残りの40%の配水池について耐震調査を踏まえ、古い配水池の廃止、または統合していくと、5年後には90%以上の耐震率が確保されるかと思うが。との質疑に。

耐震性が不明となっているこれらの施設については、設計書等を見て耐震診断し、確認できれば90%は確保できる状態だと考えています。との答弁がありました。

委員から、第3点目として、安い水道料金維持のことです。私達は、全国の中で安い団体へ現地視察して、上下水道は基本料金が500円ぐらいだが、簡易水道は2,000円ぐらいしている。上水道会計の赤字については寄附金で賄い、安く維持されていた。また、簡易水道は赤字決算であった。私達の町は、簡易水道でも同じ料金でやろうとしている。同じ施設を使い、同じように使う

ならば、平等の精神において、同一価格でやるべきだということが行政の基本だろうと思う。

水道は、安全で安心で、いつでも水道を飲める、使用できる保障と確証がなければならぬ。赤字会計で設備等が思うように働かないということでは、大変なことになる。現状を維持するために若干の値上げはしようがないと考える。

私達もここまで当局とともに視察や協議をしてきた中で、苦渋の選択として、料金改定はやむを得ないものとの結論に至りました。との発言がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第55号及び議案第56号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第3号）について報告します。

委員から、権限移譲事務交付金について、委任事務事項の数が減ったことが減額補正の原因か。また、現在、何件委任されているか。との質疑に。

今回の補正は、精算によるもので、県から指示されたものです。また、31項目について権限移譲され、町で実施しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第57号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 平成25年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された6議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、8月28日、文教厚生委員会に付託されました13議案について、審議の経過と結果について御報告いたします。

9月17日、午前10時から、当局から副町長、教育長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員4名が出席し、審査を行いました。

まず、議案第45号 小山町体育施設の指定管理者の指定について報告いたします。

委員から、指定管理候補者である小山町体育協会は、会長がかわったということだが、そのあたりがわかるように説明してほしい。との質疑に。

現時点では、前会長が8月31日付で辞表を提出されたということで、次の会長は決まっていません。会長の職務を副会長が代理をするということで、届出を受けております。今回の議案では、法人格がある法人への指定管理であり、代表の変更については、特に議案修正の必要がないと考えております。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第45号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 小山町こども園条例の制定について報告いたします。

委員から、第1条の、町が設置し管理する幼稚園と保育所とあるが、管理者は誰なのか。との質疑に。

幼稚園、保育所とも、管理者は小山町長となります。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第47号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 小山町防災会議条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、第8号の自主防災組織を構成する者は、学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者とあるが、学識経験者とは具体的にどのような人か。との質疑に。

現在は、特に入っていないので、新しく入れることとなりますが、大学の先生などを入れることを想定しております。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第48号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 小山町災害対策本部設置条例の一部を改正する条例、議案第50号 小山町水防協議会設置条例の一部を改正する条例の2議案は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告いたします。

委員から、附則において、この条例は平成29年1月1日から施行するとあるが、その理由は。との質疑に。

地方税法の改正に伴って、上場株式等の譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例などの様々な特例措置が入っております。本条例の施行期日は平成29年1月1日から施行するものですが、附則の第2項の改定規定は公布の日から、適用区分の規定は平成25年度以降の年度分から、附則第7号に規定してあるものは平成29年度以降の年度分から適用するとなっております。

地方税法に基づくもので、平成29年度から国の方で適用されることから、それに合わせて国保税条例も改正するものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第52号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 小山町立水泳施設設置条例の一部を改正する条例について報告いたします。

委員から、今年度は金時プールのかわりに成美小学校のプールを使用したが、次年度はどうするのか。また、北郷地区町民プール、足柄地区町民プールを一般町民に開放する予定はあるか。との質疑に。

成美小学校のプールの開放については、今年度の実績を踏まえ、来年度予算編成までの間、同じように開放するか決めたいと考えております。また、北郷地区町民プール、足柄地区町民プールの一般開放は、今のところ考えていません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第53号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、議案第54号 小山町保育所条例の一部を改正する条例について報告いたします。

特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 平成25年度小山町一般会計補正予算（第3号）について報告いたします。

委員から、社会教育総務費、ホテルの育成事業費に491万円の補正を行っている。先日の説明で、補助金を使つての事業だということだが、昨年度のホテルの里を舞台とした事業や、来客の様子などについて説明をいただきたい。との質疑に。

7月1日から8月14日にかけてホテル観賞会を実施しました。延べ771人の来訪者があり、期間中は853匹のホテルが発生しました。初めてホテルを見た子どもや、昔見たホテルを思い出して感激する年配の方々など、多くの皆さんから好評を博すことができました。

夏休み期間中ということもあり、両親の実家への里帰り中の子供達が訪れて、小山町の豊かな自然を体験するとともに、自然環境の保護の重要性を再認識することができました。また、子どもの環境教育につながったので、非常に有益な企画だという声も寄せられました。

本事業では、町内のホテルの発生数の増加を目指すとともに、町内のホテル発生数の調査、ホテルの幼虫の餌となるカワニナの養殖を行うことを目的としております。実施に当たっては、100%補助金で事業を行います。との答弁がありました。

委員から、小山球場に照明をつけたり、芝生化をして、合宿等を誘致していく方が将来的展望があるのではないかという質問をしたときに、近隣住民への影響やホテルの里を理由に挙げておりました。今後、ホテルの里事業に関しては、かけたお金と効果を分析し、継続してやってもらいたい希望がある。ぜひ、そのあたりも聞き届けいただきたい。との質疑に。

ホテルの里公園の整備は2年目で、今年度の実績等もあり、細かく分析し、ホテルの里を中心に展開していきたいと考えております。との答弁がありました。

委員から、須走歴史を学ぶ会交付金の事業内容は。との質疑に。

事業内容は、富士山が世界文化遺産に登録されたことにより、須走の歴史を学ぶ会が記念DVDを作成したいという事業です。このDVDは200枚の作成を予定しております。この監修には、生涯学習課の学芸員が当たる予定である。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第57号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

委員から特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）について報告をいたします。

委員から、本年度もしくは昨年度、町の育英奨学資金を利用している人数は。また、償還の状

況はどうか。との質疑に。

利用人数は、昨年度から引き続き貸し付けている大学生等が11名、高校生が1名。今年度から新たに貸し付けを行っている大学生が2名、高校生が1名。合計15名です。償還については、前年度から引き続き償還をしている人が8名、今年度から新たに償還を開始した人が3名の、合計11名です。償還の状況は、長期の滞納者はありません。との答弁がありました。

委員から、育英奨学資金について相談を受けたことがあるが、この制度についてどのように広報しているか。との質疑に。

年に1度、11月の町の広報紙で貸し付け者の募集を行っております。との答弁がありました。

委員から、広報を見ている時間もない人もいる。もう少し幅広く周知できる方法を考えることはできるか。との質疑に。

周知し切れていないという状況であれば、新たな広報の方法を考え、取り組んでいきたいと思えます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第59号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

委員から、厚生労働省は9月4日に、介護保険で要支援と認定された高齢者に対する保険給付（予防給付）を廃止し、市町村に任せる新しい地域支援事業にする方針を明示した。法案成立はまだ先のことであるが、町における要支援者の人数と保険給付額について教えてほしい。との質疑に。

平成24年度末現在で、要支援1の方が30人、要支援2の方が52名、合計82名の方がサービスを受けております。そのサービスに対する保険給付額は、約1,400万円程度で、介護保険全体の給付額約13億円のおおむね1%に当たります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第62号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました13議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第45号 小山町体育施設の指定管理者の指定について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第46号 小山町東富士演習場周辺畜産事業基金条例を廃止する条例について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第47号 小山町こども園条例の制定について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第48号 小山町防災会議条例の一部を改正する条例について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 小山町災害対策本部条例の一部を改正する条例について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 小山町水防協議会設置条例の一部を改正する条例について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号 小山町税条例の一部を改正する条例について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第52号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第53号 小山町立水泳施設設置条例の一部を改正する条例について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第54号 小山町保育所条例の一部を改正する条例について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第55号 小山町下水道条例の一部を改正する条例について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第56号 小山町給水条例の一部を改正する条例について。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第57号 平成25年度小山町一般会計補正予算(第3号)について。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第58号 平成25年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第59号 平成25年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第60号 平成25年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第61号 平成25年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第62号 平成25年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時07分 再開

○議長(鷹嶋邦彦君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- 日程第19 認定第1号 平成24年度小山町一般会計歳入歳出決算
日程第20 認定第2号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
日程第21 認定第3号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
日程第22 認定第4号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
日程第23 認定第5号 平成24年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
日程第24 認定第6号 平成24年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
日程第25 認定第7号 平成24年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
日程第26 議案第63号 平成24年度小山町水道事業会計欠損金処理及び決算の認定

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第19 認定第1号から日程第25 認定第7号までの平成24年度決算7件と、日程第26 議案第63号 平成24年度小山町水道事業会計欠損金処理及び決算の認定1件の、合計8件を一括議題とします。

それでは、9月3日、各常任委員会に付託した認定等につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 阿部 司君。

○総務建設委員長（阿部 司君） 9月3日、総務建設委員会に付託されました平成24年度決算関係の、委員会での審議の経過と結果について御報告します。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算関係4件の審査を行いました。

はじめに、認定第1号 平成24年度小山町一般会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、活性化センターの使用料の内訳は。また、使用規定等は。との質疑に。

有料の使用料が、会議室が1時間当たり200円で、31時間の6,200円、体験工房が700円で、29.5時間の2万650円、製粉体験室が700円で、41時間の2万8,700円、製造体験室が700円で、1,878時間の132万900円となっています。

使用規定等は、小山町農村活性化センターの設置及び管理に関する条例、同条例施行規則に基づいて貸し出しをしています。との答弁がありました。

委員から、観光寄附金の内訳は。との質疑に。

須走彰徳山林会様からツアーオブジャパン、富士山下山道管理費、富士山五合目駐車場管理費として360万2,000円。一色郷栄会様から登山者カウンターの購入費として40万円をいただいています。との答弁がありました。

委員から、自家用バス使用者負担金の内訳と使用規定等は。との質疑に。

バス運転手の委託料1時間当たり1,470円の負担で、燃料代・通行料等は、当該団体の負担としています。との答弁がありました。

委員から、ウイルス対策費、ハッカー等についての対応は。との質疑に。

ハード面では、ファイアウォールを入れて対策しています。基幹システムはNTTの専用回線

で閉鎖された回線を使用しています。との答弁がありました。

委員から、足柄駅舎及び周辺整備事業、その内容と、その中に足柄ふれあい公園の活用が含まれているのか。との質疑に。

昨年度は、地域の概況ということで、人口推移や地域資源の調査をし、足柄地域の将来像とまちづくりについての資料作成を専門業者に委託して行いました。足柄ふれあい公園は入っていません。との答弁がありました。

委員から、湯船原地区開発調査の内容は。との質疑に。

県補助金を活用し、湯船原地域約280ヘクタールの全体概略基本計画を立て、幾つかのゾーンに区分けをし、その中で1か所、約30ヘクタールを工業団地開発可能性について基本計画策定、概算事業費算出等を委託、実施しました。との答弁がありました。

委員から、有害鳥獣捕獲について、内容と効果は。との質疑に。

駿東猟友会小山支部に委託した有害鳥獣の捕獲と、小山町鳥獣被害対策防止協議会を介して実施した防止柵の設置です。効果については、イノシシは若干減りつつあるようですが、シカの害については、まだ減っていないのが現状です。との答弁がありました。

委員から、県営中山間総合整備事業と県営経営体育成基盤整備事業の内容の違いと負担金の違いは。との質疑に。

中山間総合整備事業は、自然条件が厳しく、農業生産や生活環境が不便な高齢化が進んでいるところを整備する事業です。経営体育成基盤整備事業は、担い手農家の規模拡大が可能となるような大区画化を図り、生産性の向上のため、圃場整備をする事業です。負担金は、中山間総合整備事業が国55%、県30%、町15%で、町15%のうち、受益者が7.5%、町が7.5%です。経営体育成基盤整備事業は、国50%、県30%、町10%、地権者10%です。との答弁がありました。

委員から、個人住宅取得利子補給金について、補給人数と、増加傾向にあるのか。との質疑に。

継続が64件、平成24年度の新規が16件、計80件。年度別の新規利用者数は、平成22年度に37件、平成23年度に27件、平成24年度に16件で、減少傾向にあります。との答弁がありました。

委員から、マイカー規制駐車場運営協議会負担金について、協議会の構成と駐車料金活用については。との質疑に。

組織は、静岡県、富士山須走口山内組合、須走地区区長会、小山町観光協会、富士急行株式会社御殿場営業所、静岡タクシー協会御殿場支部、株式会社フジヤマクオリティー（旧株式会社ピカ）、小山町の8団体です。

駐車料金は、乗りかえ駐車場の運営経費として活用しています。との答弁がありました。

委員から、ハイキングコース維持管理費、富士箱根トレイルコースの三国山は山梨県境にあるが、山梨県の協力もあるのか。との質疑に。

三国山付近の通常管理は、山中湖村と小山町と、それぞれ巡視及び軽微な修繕をしています。立山山頂・展望台付近では、一部の土地を山梨県の協力により借用しています。との答弁があり

ました。

委員から、地籍調査について、内容と計画は。との質疑に。

平成24年度は、所領、小山地区の2か所、調査面積は0.29平方キロメートルを実施しました。今年度、小山地区で2か所、0.19平方キロメートルを実施中です。平成26年度は小山地区の1か所を調査する計画です。それ以降については、今後、検討していきます。との答弁がありました。

委員から、新東名側道整備事業の進捗状況は。との質疑に。

町道認定されている町道3975号線の用地・物件補償については、現在、地権者と協議・折衝を継続中で、契約件数の実績は上がっていません。工事については、一部、須川にかかる橋梁下部工の発注をしています。上部工は、中日本高速道路と委託契約が済んでいます。との答弁がありました。

委員から、急傾斜地崩壊防止事業の菅沼地先は、他地区と違い、多額の費用をかけている。再崩壊の可能性についての見解は。との質疑に。

工法等については、現場の状況等により異なり、指針や規程にのっとって、一番経済的な施工をしています。急傾斜地崩壊危険地域は、年に1回、静岡県、該当区長、建設課で合同パトロールし、異常等がないか確認しています。との答弁がありました。

委員から、宅地基盤整備事業補助金の内容は。との質疑に。

旧町営用沢団地跡地2,553.57平方メートルを、9区画宅地分譲された所有者に、規定に基づいて500万円交付したものです。との答弁がありました。

委員から、現在の町営住宅入居状況及び入居者の少ない町営住宅の統合とその考えは。との質疑に。

平成24年度中の管理戸数は483戸で、政策空き家の50戸を除くと、入居可能な住宅は433戸となります。平均空き家数は53戸で、空き家率は12.12%です。団地の統合については、町の町営住宅の長寿化計画によって進めています。との答弁がありました。

委員から、富士山ネットワーク会議負担金の会議内容と会議の構成員は。との質疑に。

ウルトラトレイル・マウントフジ開催、富士のふもとの大博覧会、広域まちづくり研究、講演会等です。構成員は、静岡県側の4市1町で、小山町、富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市です。との答弁がありました。

委員から、農業総務費の内陸フロンティア資料作成業務の場所はどこか。との質疑に。

新東名パーキングエリアができる予定の大御神周辺の調査です。との答弁がありました。

委員から、小山地区まちづくりワークショップは、こういったメンバーがやっているのか。地域の人が全員参加したのか。この成果は。との質疑に。

工学院大学の西森研究室に、小山2区から4区のまちづくりについてワークショップの開催などを委託したものです。1回目は成美地区区長会、商工会会長、地区の活性化懇話会役員、観光協会会長、成美地区婦人会の20名、2回目は若い方ということで、成美地区の小中学校、幼稚園

のPTA役員、保育園の保護者会、商工会の会員30名にお願いし、ワークショップを開催しました。引き続き、今年度も実施をしていきます。との答弁がありました。

委員から、地区計画策定事業費の菅沼地域計画策定業務については、その協議会のメンバーは、との質疑に。

昨年12月に、菅沼地区のまちづくり策定協議会を組織し、7回会議を開き、今年度は3回ワークショップを予定しています。本年度、ある程度方向性を出したいと進めています。メンバーは、谷戸、菅沼、坂下、大脇のそれぞれの区から、区長さんをはじめ、区から推薦していただいた18名です。との答弁がありました。

委員から、東富士リサーチパーク・わさび平地区計画策定業務の成果は出ているのか。成果品の概要版はあるか。その内容を議会に報告してもらうことは可能か。との質疑に。

成果品ができています。概要版はありませんが、その内容を議会に報告することは可能です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成24年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、須走浄化センター長寿命化計画で、長寿命化とはどの程度か。各設備ごとで修繕計画を作成しているのか。策定業務の委託業者はどのように選定しているのか。との質疑に。

設備によって異なるが、標準耐用年数の約1.5倍から3倍の延命化を目安として設定するものです。平成24年度、平成25年度で計画を立て、その計画に基づいて修繕していきたいと考えています。

委託業者は、下水道施設に関連するコンサル5者を指名し、入札の結果、選定されたものです。との答弁がありました。

委員から、下水道会計は、須走地域約104ヘクタールと狭小な地域でやっており、経費がかかる。現在、受益者負担金はほとんど徴収済みで、残るは使用料だけである。つなぎの普及が計画と相当な開きがあり、収入が落ちている。町の繰入金で毎年9,400万円程度ある。繰り入れがなければ、一般会計は助かるが。との質疑に。

下水道整備等によって起債を起こした場合に、後に交付税措置される部分については、理論的に一般会計から繰り出して良いことだと思います。その部分は、当然、一般会計から繰り出すべきものだと思います。

下水道事業自体は、あくまでも受益者負担が原則ですが、全体の中を見ながら、必要があればいろいろな手を研究していきたい。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第5号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成24年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算については、特に質疑も

なく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第63号 平成24年度小山町水道事業会計欠損金処理及び決算の認定については、特に質疑もなく、採決の結果、議案第63号は、全員賛成で原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された平成24年度決算関係4件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、旧新宿区足柄学園解体工事の確認のための現地視察と、足柄城跡管理用道路整備事業の確認のための現地視察を実施しましたことも報告をいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、9月3日、文教厚生委員会に付託されました平成24年度決算の委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算5件の審査を行いました。

はじめに、認定第1号 平成24年度小山町一般会計歳入歳出決算について報告いたします。

委員から、各種検診事業の中で、胃がん検診、乳がん検診、成人歯科検診等は30%を切る低い検診率だったが、その原因と対策は。との質疑に。

胃がん検診はほかの検診に比べて低く、平成23年度県平均は13.5%という状況、どの市町でも苦慮しています。胃がん検診は、集団検診車を町内18か所、土曜日を含め21日間巡回するとともに、ほかの検診と同様、チラシの同封、無線放送、保健委員による啓発により、対前年度比1.7%増加いたしました。今後も創意工夫して啓発に努めていきます。

乳がん検診は、特に20代の若い世代ほど受診率が低いため、引き続き、母から娘への受診勧奨の呼びかけなどのPRを行っていきます。

成人歯科検診は、40歳、50歳、60歳、70歳を対象とした節目検診です。地元の歯科医師会に相談しながら、受診率の向上対策に取り組んでいきます。との答弁がありました。

委員から、中学生の自殺予防教室として、小山中学校1年生に対して、絵本を活用した心の健康教室を1回行ったとある。ふだんの学校教育の中で、カウンセリング等も含め、自殺防止に向けた取り組みについて説明いただきたい。との質疑に。

平成24年度から26年度までの3年間、国の自殺対策緊急強化補助金を活用し、全小中学校で実施をします。24年度では、小山中の1年生78名を対象に、絵本の作家自ら講師となって授業を行いました。25年度は、須走小学校、足柄小学校の6年生と、北郷中学校と須走中の1年生を対象に、26年度は、成美小、明倫小、北郷小で実施の予定です。

授業や行事、生徒会活動や部活動の中で、生徒の姿や思いを中心に据えた活動をしようと各先生方は工夫しており、生徒の小さな表れも見落とさず、価値づけをして称賛しております。子ども一人一人が大切にされる日々の授業や学校生活が、自分も他人も肯定的に捉える人権感覚につながっていくと考えております。との答弁がありました。

委員から、放課後児童クラブについて、安定的な運営を図るために、運営の一本化、いわゆるセンター方式をとれないのか。との質疑に。

本年度に入り、毎月指導員会で町からの委託料や各クラブの積立金などの調整等による待遇の改善について検討を重ねております。センター方式も検討し、各クラブが10年以上にわたる長い積み重ねを持っており、すぐにこの方法をとることは現実的ではないという結論に至りました。との答弁がありました。

委員から、消防団に関して、入団の奨励、消防団を支援する事業所に対する表彰の充実など、事業所との連携強化を具体的にどう進めていくのか。との質疑に。

年度初めに、被雇用者への消防団活動の出動協力依頼の文書を小山町長と消防団長の連名で送付し、事業所の団員が火災等の災害発生時に出動しやすい環境となるように配慮しています。消防団協力事業所表示証を交付することにより、事業所における消防団活動への一層の理解と協力と、連携強化が図られることと考えております。表示証の交付は、初回、平成23年度から現在まで9件です。

事業所表彰として、御殿場農業協同組合に対し、静岡県消防協会会長の企業表彰を授与し、総務省消防庁協力事業所表示証の交付が平成23年度に交付されました。との答弁がありました。

委員から、学力調査結果から校長名を公表するなどという議論がなされているが、国語力向上に向けた施策を考えているか。との質疑に。

読書タイムや日誌指導や新聞を使った授業などは、今も、それぞれの学校で行われています。調査結果を検証するために、小山町全国学力・学習状況調査検証会議を置くという決まりがあり、結果を受けて9月30日と10月21日に2回の検証会議を行うこととしております。様々な角度から町として分析を行い、更にそれを各学校におろして、各校の分析と併せて授業改善に役立てたり、保護者や地域への説明をする予定です。との答弁がありました。

委員から、救急医療センターの年間利用者数が、小山町民は2,808人、約17.4%いると書かれている。また、5,662万円の負担金を払っている。救急患者への対応の重要性は認識しているが、きちんとした対処をしてもらえないという不評の声は届いているのか。との質疑に。

1次救急においては入院や手術を伴わない医療としての位置づけがされており、応急的な処置が主なものです。受診者からそのような声は、救急医療センター事務局を通して多少なりとも聞いています。このため、小山町、御殿場市内において、24時間すき間のない1次救急医療体制の確保のため、御殿場市医師会の協力や、大学病院からの医師派遣に努めています。との答弁がありました。

委員から、つくし会助成金、断酒会助成金について、メンバー構成と活動内容は。との質疑に。

つくし会は、御殿場市と小山町に住む精神障害者とその家族の会で、会員数は40歳から85歳の男性26人、女性34人の合計60人です。家族懇談会、講演会を行っております。その活動に対して助成をしております。

断酒会は、御殿場市と小山町のアルコール依存症からの回復した人達の会で、会員数は平成24年度末で11人と、その家族です。断酒の継続により、家族の福祉の向上を図るため、家族定例会、定期断酒相談、啓発活動等を行っており、その活動に対して助成をしています。との答弁がありました。

委員から、ホテルの里づくり推進協議会のメンバー構成は。との質疑に。

ホテルの里づくり推進協議会のメンバー構成は、規約に基づいて誰でも入れる会です。一般の方が10名、町の職員が支援職員として11名、合計21名の構成です。との答弁がありました。

委員から、青少年健全育成会のメンバー構成と活動内容は。との質疑に。

構成員は、規約に基づいており、区長会長が会長です。生涯学習フェスティバル等への支援、中学生ボランティアへの支援、各3地区での文化祭への支援等が主な活動です。との答弁がありました。

委員から、スポーツ推進委員の活動内容は。昔の指導員と同じか。との質疑に。

スポーツ推進委員は、体育指導委員の名称が変わったものです。主な活動は、毎週金曜日にスポーツ推進の日ということで、夜間、総合体育館で軽スポーツなどの講師を行っています。また、各種レクスポ等の運営が主な活動です。との答弁がありました。

委員から、国体等参加出場選手交付金をどこに支出したのか。との質疑に。

各種スポーツ大会交付金支給取扱いを定めてあり、支給するものです。平成24年度は、全国小学生ドッジボール大会に出場した個人が3件で3万円、駿東のレクスポ大会へ出場した個人と団体へ6万1,000円支出し、計9万1,000円です。との答弁がありました。

委員から、児童福祉費負担金の不納欠損額の内訳と収入未済額の対応については。との質疑に。

平成19年度滞納分2名の保育料を不納欠損しました。収入未済額は、実質15名の滞納者のものです。対応としては、通常の督促催告等をしておりますが、今後は配達記録等の送付を行い、滞納額、収入未済額の減少に努めていきます。との答弁がありました。

委員から、民俗資料整理業務について、何種何点を実施したのか。今後、何年ぐらい継続する予定か。整備した資料の展示は学校だけか。歴史的に貴重なもの等は公的施設に展示することは考えているのか。との質疑に。

内容は、農機具で脱穀機やとうみ等105点を修復整備し、細かい分類はしていません。一般への開放は、今年度1回、解説つきの開放を予定しております。移動すると壊れてしまう危険性もあり、基本的には明倫小に保管し、見ていただきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、御殿場市ことばの教室負担金については、昨年度、御殿場市のことばの教室に行って指導を受けた児童の人数は。との質疑に。

平成24年度は小学生10名が通級し、未就学児は幼稚園から2名、保育園から1名、合計3名が通級しました。未就学児の人数に、御殿場市の未就学児分と合わせ、費用を案分した負担金です。との答弁がありました。

委員から、いわゆる気になる子に対する学校内の分析や指導体制は、各学校への巡回相談指導は、また、指導記録や検査結果等の申し送りは、電子データや紙媒体で次年度にきちんと送られているのか。との質疑に。

1点目の各学校内の分析や指導体制は、平成24年度では、町内の学校に特別支援員を配置しております。

2点目の巡回相談は、年間2回行っております。巡回相談には、町の専門家チームと呼ばれるメンバーが参加しております。

3点目の情報の伝達方法は、町で統一された個別の支援計画や、個別の指導計画で、園、小学校、中学校間の伝達と、各学年間を引き継いでおります。この記録をデータと紙媒体の両方で保存しております。との答弁がありました。

委員から、小学校教育振興費の謝礼等は、書道指導のものという説明があったが、書道の指導を導入して、効果はどうだったのか。評価はどうしているのか。との質疑に。

平成24年度から、町内小学校1・2年生の各学級において、年間12時間の毛筆による書道指導を実施しています。児童は月1から2回の書道科の時間を大変楽しみにしているとの報告が上がっております。日本の文化である書道に触れ、筆遣いと基礎基本を身につけることができたと評価をしております。との答弁がありました。

委員から、福祉巡回バス運行費に関して、あしがら温泉や吉久保や足柄ふれあい公園のパークゴルフ場の無料券をもらっても、足がなくて行けないとの声を聞くが、巡回コースの変更や時刻の再検討については。との質疑に。

町の公共交通会議において、地域別懇談会も開催し、町民の皆様の意見を十分に伺い、地域別の現状分析、利用実態調査等を実施しているところで、今年度、総合交通連携計画を立て、もっと利用してもらえようルート等を総合的に検討し、実現化に取り組んでいます。との答弁がありました。

委員から、NPO支援センター業務について、今現在、年間どのくらいのNPO関連の支援をしているのか。との質疑に。

昨年度の実績として、1つのNPOが立ち上がり、現在、町では8つのNPO法人が活動しております。NPO支援室便りを年3回、回覧板等で配付し、ブログやホームページを開設し、1万2,000件のアクセスがありました。利用者の相談件数が12件、随時夜間等での対応が12件ありました。との答弁がありました。

委員から、もう少し目に見えるような支援室の広報をされた方が良いのでは。との質疑に。

支援室便りだけでなく、「広報おやま」等にも掲載し、生涯学習課と一体であることをアピールしながら、表に出る形で実りのある事業を進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は、賛成多数で原案のとおり認定すべきもの

と決しました。

次に、認定第2号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について報告いたします。

委員から、国保について、医療費の増嵩傾向が見られたために、12月補正において基金を1億円取り崩し、国民健康保険会計に繰り入れたとあるが、主たる原因は高額医療費の増加などによるものなのか。また、平成24年度末基金残高の2億5,845万円という金額を、担当課としてどう見るのか。との質疑に。

前年度に比べ、約1億1,600万円、率にして10.4%の増加です。医療費の増嵩の原因ですが、国民健康保険団体連合会の集計した医療費諸率によると、入院の件数が対前年度比106.3%、入院外件数が118.79%、歯科件数が103.33%と、医療機関にかかる方が増加したことが考えられます。

それに比例し、調剤件数が102.14%と増加しております。基金の積み立て目標額は、当該年度の保険給付費用額の100分の30に相当する額となっているので、平成24年度決算でいうと約4億7,000万円になります。目標額と比べると極めて厳しい状況であると考えております。適切な時期に適切な医療を受ける医療費の適正化を、今後も推進していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、県内の圧倒的多数の自治体では、法定外繰り入れをして、国保税の引き下げに努力している。町でも負担軽減をする方向で法定外繰り入れをする考えはないのか。との質疑に。

法定外繰り入れについては、国民健康保険法第71条の規定があること、国保の被保険者でない町民が納めた町民税等を国保会計に入れることとなり、不公平感は否めない。今後、基金残高を増やす事業運営を目指す場合、被保険者以外の町民が負担した税を積み立てるということにもなるので、法定外繰り入れの実施については、慎重に検討せざるを得ないと考えています。との答弁がありました。

委員から、国保が広域連合に移っていくという話だが、県の広域連合に国保会計が移っていった場合、町の国保税の負担増になるのか。との質疑に。

静岡県国保となった場合、東部の2市3町の中では、医療費分について小山町が一番安価であることから、県国保になった場合、現状の国保税率を上げる必要があるという見解を持っています。との答弁がありました。

委員から、法定外繰り入れについて、会社員や公務員等も退職すればいずれ国保加入者となる。相互扶助的な考えは、そこに成り立たないのか。との質疑に。

いずれ国保に加入することとなりますが、その部分については、その当該年度に加入されている被保険者の方が負担することが良いと考えています。との答弁がありました。

委員から、脳ドック検診の受診者数と個人負担金は。受診方法は。との質疑に。

助成の条件は、40歳以上75歳未満の方で、特定健診あるいは特定健診に準じた検診、人間ドック等を受診した方で、国保税に滞納がない方が対象となります。助成を受けるには、町に申請し、

内容を審査し、決定通知書と利用券を申請者に送付いたします。利用者は、利用券と個人負担分6,000円を持参して、希望する病院において脳ドックを受診します。

受診できる場所は、御殿場市内の勝田脳神経外科、前田脳神経外科、フジ虎ノ門病院、富士病院の4医療機関です。町の助成は1万4,000円で、平成24年度は83名が受診しました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第2号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算、認定第4号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の2議案は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成24年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について報告いたします。

委員から、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、介護予防普及啓発事業、軽度生活事業の具体的な事業内容は、との質疑に。

高齢者の生きがいと健康づくり事業は、65歳以上の高齢者の生きがいと健康づくりを推進する事業です。介護予防普及啓発事業は、65歳以上の高齢者を対象とした地域支援事業の一つで、一次予防事業です。軽度生活事業については、おおむね65歳以上のひとり暮らしの世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者のみの世帯等に、簡単な日常生活を援助する事業です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第7号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました平成24年度決算5件の審査の経過と結果について委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、小山中学校武道場工事の確認のための現地視察と、足柄城跡の文化財確認のための現地視察を実施したことも報告いたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第19 認定第1号 平成24年度小山町一般会計歳入歳出決算について、各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○1番（高畑博行君） 私は、認定第1号 平成24年度小山町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成24年度決算は、前年度比較で、歳入が約14億5,000万円の減少、歳出も約13億5,000万円の減少となり、圧縮された決算報告となっています。各項目の細かな増減はあるものの、たび重なる台風被害の復旧作業がほぼ完了したことが、その大きな要因だと認識しております。

そこで、反対理由の1つ目ですけれども、昨年は町制施行100周年の年で、1年を通して114の記念事業を実施し、町民はもとより、町外からも多くの方々がイベントに参加したという評価をされています。実際、寄附金などを回しながら、当初予算を大幅に上回るお金を投入して、町制100周年関連事業を行いました。しかし、これらの各事業が、地に足をつけた事業だったのかは疑問だと考えます。

例えば、各家庭に配った金太郎生誕の地小山の水などは、なぜわざわざ水を配るのかと、町民の評判は不評でしたし、100周年記念事業を理由にした大盤振る舞いの企画が多かったと考えております。こういうお祝いムードで終わった年であった半面、町民の切なる願いである市街地、商店街の活性化や定住促進は進めているものの、人口減少に歯どめがかからない問題、懸案である町内巡回バスの見直し問題、高齢化が進む小山町民へのきめ細かなサービスという点は置き去りにされた状態だった決算だと考えます。

これらが反対理由の第1です。

次に、反対理由の2点目ですが、納税の滞納整理事業に関してであります。滞納総額は2億3,000万円に上り、差し押さえ等の法的措置も行っているとのこと。特に町営住宅家賃の長期滞納者には、建物明渡しと滞納料の支払いを求める訴訟も起こしてきました。これらは納税の公平性という観点から、今後も納税率の向上に向けて、厳正かつ迅速な滞納処分を実施する方向で臨むという説明や意見もあります。もちろん、悪質な滞納実態があるなら、厳しい態度で臨むべきでしょうが、税金を払いたくても払えないという住民の苦しい現実があるのも事実です。特に、年金暮らしの高齢者の状況は深刻です。物価上昇はもちろん、各種利用料の値上げに反して、給料は上がらない、年金は下がる。これでは町民生活の困窮度は増すばかりです。

所管での納付相談、納付指導も行っているとは言うものの、収納率の向上の対応、数値目標の達成だけでなく、町民の生活実態に即した丁寧な納付相談、特に窓口相談はもちろん、訪問相談などを重視し、今以上に力を注ぐべきだと考えます。

反対理由の3つ目ですが、町債残高が水道事業会計を除いて93億398万円となり、前年度から5,337万円増加しています。将来負担となる債務負担行為高も前年度比較で1,452万円増加しています。財政力指数を見ても0.930となり、年々低下傾向にあります。実質公債比率、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも、国の示す基準の健全団体の範囲内にあるとはいえ、財政運営の

全体像から見れば、まだまだ将来的に持続可能な財政の健全化を図る努力が必要だと考えます。

加えて、4月1日から、県下でもまれな副町長2名制を導入したことも、人件費の増額を招き、決して町民の全てが納得しているわけではありません。

以上、るる反対理由を述べましたが、学校施設の耐震化や体育館等の改築等を計画的に実施してきている点や、台風被害箇所の継続的な復旧、こども医療費助成事業の継続やワクチン接種事業など、評価したい点も多くありますし、何よりも職員の皆さんの日頃の努力には敬意を表したい点をつけ加えて、私の反対討論といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○11番（米山千晴君） ただいま議題となっております、認定第1号 平成24年度小山町一般会計歳入歳出決算につきまして、認定すべし立場から賛成討論を行います。

町長の提案説明にもありましたが、小山町は、忘れもしない平成22年9月に、台風9号により局地激甚災害の指定を受ける甚大な被害を受けました。その後も、平成23年には富士宮市を震源とする地震や、台風12号、15号による被害、平成24年においても、6月に台風4号、7月には豪雨による、たび重なる被害を受けました。財政に大きな影響を被ることになり、非常に厳しい財政運営を強いられてきました。しかし、町長の政策提言にありますように、誰もが安全・安心のまちづくりに取り組まれ、災害復旧を最優先とし、災害復旧事業もほぼ完了されました。

また、町制施行100年の節目を迎え、様々な事業が執り行われ、「金太郎のような元気なまち」にするための決算が達成されたものと大きく評価するものであります。

平成24年度一般会計の決算額は、歳入総額89億6,002万3,000円で、対前年度比14%の減、歳出総額87億5,431万3,000円対前年度比13.4%の減となり、差し引き額は2億571万円となりました。翌年度に繰り越すべき財源5,739万円を差し引いた実質収支額は1億4,832万円で、対前年度比104.3%の増となっております。これから、前年度の実質収支額7,258万6,000円を差し引いた単年度収支額は7,573万4,000円の黒字となったことについては、評価するところであります。

厳しい財政状況の中ではありましたが、町長は、就任以来、災害復旧を最優先としながらも、「便利で快適なまち」づくりのため、まず、定住人口拡大に第一に取り組み、定住促進事業助成金制度を設け、その結果、25家族が転入されました。また、環境基本条例を策定し、富士山の世界文化遺産登録を見据えた、恵まれた環境の保全にも取り組まれました。

「安心・安全なまち」の取り組みとして、きたごう保育園の建設に向け造成工事の実施や、第2子以降の出産に対し祝い金を支給するなど、子育て支援の充実にも努めております。

また、災害に強いまちづくりに向け、スコリア土壌森林内緊急整備事業、急傾斜地崩壊防止事業を継続して実施するとともに、災害時の通信力向上のため、デジタル行政無線整備事業に着手されました。更に、消防第5分団車庫詰所を建設し、防災活動の拠点整備がされました。

「いきいきとしたまち」の取り組みとして、教育施設の耐震化事業として、小山中学校武道場・屋内体育施設改修や、北郷小学校北校舎及び給食棟、須走中学校格技棟の耐震補強工事など、教

育施設の整備を図る一方で、学校教育の充実にも取り組み、学校図書支援員の増員や授業アドバイザー、支援員の配置をはじめ、学校図書室の環境整備の充実、教員の授業力の向上に努めました。

また、人が訪れ、消費が拡大する観光交流の振興策として、観光振興条例を策定されました。今後、町の観光施策が計画的、かつ戦略的に推進されますことを望むものでございます。更に、道の駅「ふじおやま」、町民いこいの家を指定管理者制度に移行したことにより、今後は民間のノウハウを活用した利用者拡大が図られることを期待するものであります。

計画の推進のための取り組みとして、総合相談窓口を設置し、町民の日常生活の悩みや町政に対する苦情の窓口を一元化されました。また、NPO支援センターを設置し、市民活動団体に情報提供や団体の育成支援に取り組みました。

町民との協働・共創として、地域担当職員を任命するとともに、成美地区金太郎計画2020推進協議会の設置やファシリテーター研修を実施し、行政と地域住民との協働に取り組みました。

小山町のこれからの大きな課題といたしまして、内陸フロンティアを拓く取組として、湯船原と小山パーキングエリア周辺地域の開発や、新東名高速道路対策をはじめとする投資的経費に対する対応や、扶助費や公債費などの義務的経費に対する対応など、今後も多額の財源を必要とされる課題もあります。

これらの課題をなし遂げながら、総合計画の将来像「富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま」の実現に向け、収入財源の確保とともに、財源の裏づけされた実施計画の策定が課題であると考えます。

監査報告にもありますように、予算の執行については、議決の趣旨に添い、おおむね適正に執行されており、所期の成果を得たものと認められております。

しかしながら、基金残高が少なくなっている中、今後、新東名関連町道整備事業等に取り組む必要があるため、将来的に持続可能な財政運営を図るため、限られた財源の中で、有効的、効率的な活用を図り、最大の効果を上げるさらなる努力を望むものであります。

よって、平成24年度一般会計決算を認定すべく、賛成討論を終わります。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立多数です。したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

お諮りします。日程第20 認定第2号から日程第25 認定第7号までの平成24年度特別会計決算6件及び日程第26 議案第63号 平成24年度小山町水道事業会計欠損金処理及び決算の認定1件、合計7件については、一括質疑とすることにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第63号までを一括質疑とします。

それでは、認定第2号から議案第63号までについて、各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20 認定第2号 平成24年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

日程第21 認定第3号 平成24年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

日程第22 認定第4号 平成24年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

日程第23 認定第5号 平成24年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

日程第24 認定第6号 平成24年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

日程第25 認定第7号 平成24年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

日程第26 議案第63号 平成24年度小山町水道事業会計欠損金処理及び決算の認定について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第63号は、可決及び認定することに決定しました。

日程第27 議員の派遣について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第27 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、10月8日に静岡市で開催されます静岡県町村議会定期総会研修会に副議長、10月12日及び13日に勝央町で開催されます金時まつりに議長の指名する議員、10月21日から23日までの間に高知県及び愛媛県で行う行政視察に全議員、10月31日に南足柄市で開催されます行政視察に全議員、11月1日に長泉町で開催します駿東郡町議会議長会健康増進事業に全議員、11月8日に静岡市で開催されます静岡県町村議会議長会広報研修会に議長が指名する議員、11月18日に御殿場市で開催します2市1町全議員研修会に全義委員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。

したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま議会から発議第8号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について、1件の追加議案が提出されました。

発議1件は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

議案を配付いたします。

(追加議案配付)

これらを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。

追加日程第1 発議第8号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」の
ための意見書

○議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第1 発議第8号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。2番 阿部 司君。

○2番(阿部 司君) ただいま議題となりました発議第8号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案しております意見書は、町議会議員の中から、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の採択を求める声が上がりましたので、総務建設委員会で案を作成したものであります。

内容は、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を求めるものであります。

それでは、以下、意見書の朗読により、提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の議案を御覧ください。

意見書第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの(第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保)と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途はCO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市

町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策の取組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日

静岡県駿東郡小山町議会

以上のとおり、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長に提出するものです。

提出者 阿部 司

賛成者 池谷 弘、梶 繁美、込山恒広、池谷洋子、真田 勝

よろしく御審議のほど、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

阿部 司君提出の発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、関係行政庁に提出します。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成25年第5回小山町議会9月定例会を閉会します。

午後1時40分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	鷹	嶋	邦	彦
署	名	議	員	渡	辺	悦	郎
署	名	議	員	桜	井	光	一